平城京左京九条三坊十坪

発掘調査報告

奈良国立文化財研究所編

1986・3

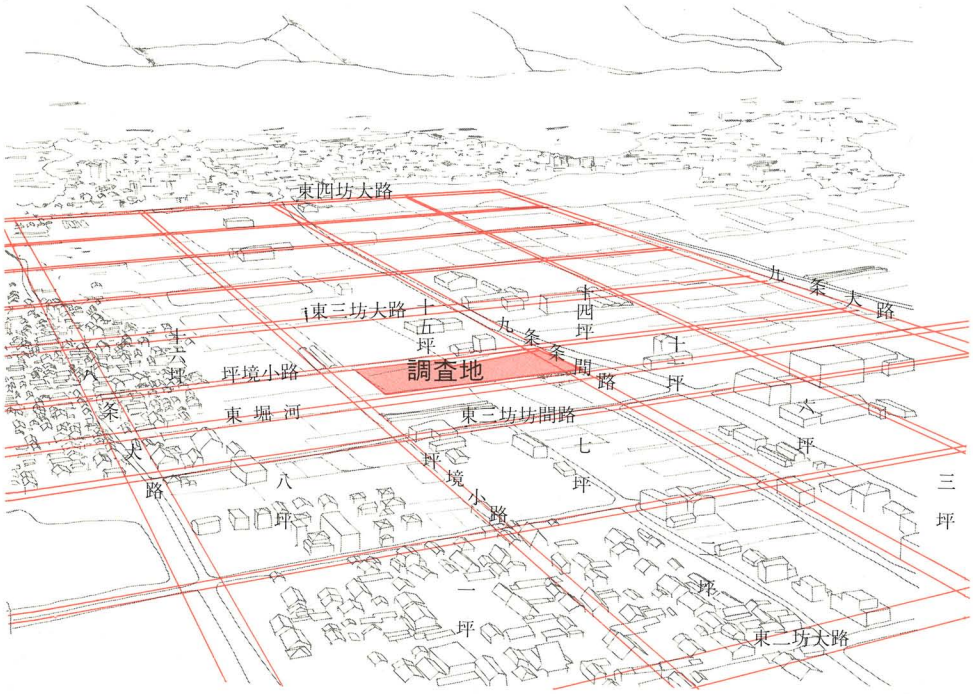

内表紙 表紙説明図　調査地と京東南隅(北西から)　撮影年時1982.12.7

巻首図版

SE3615出土緑釉壺　現寸大

平城京左京九条三坊十坪

発掘調査報告

奈良国立文化財研究所編

１９８６・３

あ　い　さ　つ

奈良県下における近年の宅地等による開発はめざましいものがあります。とくにその大半が奈良市域に入る平城京については、開発申請件数が年間500件にも及ぶ状態にあり、しかも比較的大規模な面積の開発が増加してきております。国・県・市の三者が協力して対処してもなお充分に対応しきれておりません。しかし、一方、開発に伴う事前発掘調査の結果、大きな学術成果のあがっていることも事実であります。今回、奈良国立文化財研究所に依頼して調査していただいた、株式会社「菱食」の配送センター建設に伴う事前調査も、このようなものの一つであり、本報告書にみるような、平城京における宅地の新しい事例をはじめ重要な成果をみております。とくに本調査地が、従来調査例の少ない平城京南端部でありながら、古代の町の実態を正しく知る上で大変貴重な資料を得たことは、埋蔵文化財の調査、保存対策の重要性を示すものであります。

折りしも今年度は、県制100周年を記念するシルクロード博を、きたる昭和63年度に特別史跡平城宮跡で開催する計画が進められております。文化財の有意義な保存と活用を謳うこのイベントを通して、奈良県としても一層、遺跡の保存と活用に力を入れる必要を痛感しております。今後とも調査体制等の充実をはかってまいる所存でありますので、奈良国立文化財研究所をはじめ関係機関等の御指導、御協力をお願いする次第であります。

今回の発掘調査に際して株式会社「菱食」をはじめ、関係の方々に多大の御協力をいただきました。ここに深く感謝致します。

昭和61年3月31日

奈良県教育委員会教育長

植　田　俊　治

目　次

頁

Ⅰ　序　　章 …… 1

Ⅱ　遺　　跡 …… 3

Ⅲ　遺　　構

1．条坊遺構 …… 5

2．十坪の遺構 …… 6

Ⅳ　遺　　物

1．土器・土製品 ……14

2．瓦 ……36

3．木製品 ……37

4．金属製品・石製品 ……42

Ⅴ　ま と め

1．条坊復原と坪内区画施設 ……43

2．十坪の建物配置と時期区分 ……47

3．小規模宅地の建物構成－月借銭解の再検討を通じて－ ……51

4．年輪年代法による井戸枠の年代推定 ……56

5．結　語 ……57

図版

表　紙　調査地周辺の現状
巻首図版　ＳＥ3615出土緑釉壺
PL. 1　調査地全景
PL. 2　調査地周辺航空写真Ⅰ
PL. 3　調査地周辺航空写真Ⅱ
PL. 4　Ⅱ区北半部航空写真
PL. 5　Ⅱ区南半部航空写真
PL. 6　Ⅱ区全景
PL. 7　Ⅰ・Ⅲ区全景
PL. 8　Ⅱ区北半部遺構
PL. 9　建物Ⅰ
PL. 10　建物Ⅱ
PL. 11　建物Ⅲ
PL. 12　塀・坪内道路
PL. 13　条坊遺構
PL. 14　井戸Ⅰ
PL. 15　井戸Ⅱ
PL. 16　土器Ⅰ
PL. 17　土器Ⅱ
PL. 18　土器Ⅲ（完形の壺）
PL. 19　土器Ⅳ（墨書土器）
PL. 20　木製品Ⅰ
PL. 21　木製品Ⅱ
PL. 22　金属製品・石製品・井戸枠
PL. 23　月借銭解Ⅰ
PL. 24　月借銭解Ⅱ
PL. 25　月借銭解Ⅲ

挿図

頁
内表紙　表紙説明図
fig. 1　調査地位置図…… 1
fig. 2　平城京条坊図…… 1
fig. 3　発掘風景…… 2
fig. 4　調査地周辺図(昭和37年)…… 2
fig. 5　調査地周辺図(昭和58年)…… 3
fig. 6　発掘区名…… 4
fig. 7　Ⅲ区北壁土層図…… 4
fig. 8　九条条間路北側溝土層図…… 5
fig. 9　Ⅱ区遺構配置図…… 7
fig.10　井戸実測図Ⅰ…… 12
fig.11　井戸実測図Ⅱ…… 13
fig.12　ＳＤ2352出土土器実測図Ⅰ…… 16
fig.13　ＳＤ2352出土土器実測図Ⅱ…… 17
fig.14　ＳＤ3701・3703・3706出土土器実測図…… 19
fig.15　ＳＥ3615出土土器実測図Ⅰ…… 22
fig.16　ＳＥ3615出土土器実測図Ⅱ…… 23
fig.17　ＳＥ3720出土土器実測図…… 26
fig.18　ＳＥ3755出土土器実測図Ⅰ…… 26
fig.19　ＳＥ3755出土土器実測図Ⅱ…… 27
fig.20　ＳＥ3765出土土器実測図…… 29
fig.21　ＳＫ3640出土土器実測図Ⅰ…… 31
fig.22　ＳＫ3640出土土器Ⅱ・施釉陶器・土馬実測図…… 33
fig.23　墨書土器実測図…… 34
fig.24　弥生土器実測図…… 35
fig.25　ＳＢ3739柱穴出土土器実測図…… 36
fig.26　出土木製品実測図Ⅰ…… 39
fig.27　出土木製品実測図Ⅱ…… 40
fig.28　出土木製品実測図Ⅲ…… 41
fig.29　出土金属製品実測図…… 42
fig.30　条坊復原概念図…… 43
fig.31　遺構変遷図…… 49
fig.32　宅地復原想像図…… 54

表

tab. 1　建物規模一覧…… 11
tab. 2　十坪復原座標…… 44
tab. 4　宅地面積表…… 46
tab. 4　月借銭解の小規模宅地…… 51

例　言

1．本書は、奈良国立文化財研究所が、奈良県教育委員会の委嘱を受けて、奈良市東九条町418－1他において実施した発掘調査の報告である。

2．調査は、株式会社「菱食」の配送センター建設に先立つ事前調査として実施した。調査期間は、4月22日～7月25日で、調査面積は、約2300㎡である。

3．調査は、当研究所平城宮跡発掘調査部（部長岡田英男）が担当した。調査員は、岩永省三、高瀬要一、田辺征夫、橋本義則、松本修自、毛利光俊彦の6名で、補助員として、横浜国立大学大学院生、三井敏也、SYLVIA WIJAYA の2名が参加した。

4．調査にあたっては、株式会社「菱食」(大阪支店長吉川清六）と、三菱建設株式会社ならびに奈良県教育委員会の協力を得た。

5．本書の作成は、部長岡田英男の指導のもとに以下の者があたり、執筆者全員の討議を経たものである。Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ－1・Ⅴ－5　田辺征夫、Ⅲ－1・Ⅴ－1　高瀬要一、Ⅲ－2　毛利光俊彦、高瀬要一、岩永省三、松本修自、Ⅳ－2・Ⅴ－2　毛利光俊彦、Ⅳ－3・4　岩永省三、Ⅴ－3　橋本義則　Ⅴ－4　光谷拓実。遺物の実測・浄書は、広島大学大学院生　小池やよい、奈良大学生、葉敦子、斎藤智美、京都大学大学院生、玉田芳英、遺構図浄書について奈良女子大学生、辻本香織、宇都宮民が協力した。

6．遺構・遺物の写真は、主に佃幹雄が担当し、一部を八幡扶桑があたった。

7．本書の編集は、田辺征夫が担当した。

8．本書の作成にあたり、奈良市教育委員会より調査地周辺の航空写真、奈良市都市計画課より都市計画図 1/2500 の提供を受けた。また宮内庁正倉院事務所より「正倉院宝物」正倉院文書中「月借銭解」の写真掲載許可を得た。

Ⅰ 序　章

調査の経過と概要　本調査は、奈良市東九条町418－1他における株式会社「菱食」の配送センター新築工事に伴う事前調査として実施したものである。昭和60年２月５日付で奈良市教育委員会文化財課に埋蔵文化財発掘届出書が提出され、これにもとづいて奈良県、奈良市と奈良国立文化財研究所のあいだで協議が開始された。協議の結果、奈良県教育委員会の依頼により、奈良国立文化財研究所が発掘調査を担当することとなった。

開発行為にかかわる範囲は、敷地面積6809.99㎡，建物1633.75㎡である。調査は主に建物部分を中心に約2,300㎡の範囲で実施した。調査地にはすでに周囲の擁壁と0.6～1.1mの盛土がなされており、この盛土と旧耕土・床土を除去する目的で、昭和60年４月22日に重機による掘削を開始した。調査期間は、７月25日に終了するまでの約３ケ月間である。

調査は、当初好天に恵まれ順調に進んだが空撮から測量にかかる６月後半に至って、ほとんど一日おきに降る雨のため、作業が進展しなくなり、遺構面も荒れてしまった。結局空撮は、３度目にしてようやく実施できるという有様であった。

検出遺構は、九条条間路と北側溝、南北坪境小路と両側溝、十坪内の区画施設と５期の変遷のわかる建物、など多数であった。とくに32分割宅地の存在を確認した意義は大きい。本調査地が、東堀河で東西に二分された坪の東側にあたり、東堀河に隣接しているため、その東岸の一部が検出できる可能性を考えていたが、結果的には東堀河は少し西へ寄った位置であることがわかった。東堀河に二分された坪の東側の発掘例としては、昭和50年に調査された平城京左京八条三坊九坪がある。この時は、調査範囲が、今回とは逆に東の南北小路寄りに限られているため、堀河と坪との間の施設を確認できていない。(註１) 今回もまたこの点での解明を果たすことはできなかった。

fig. 1　調査地位置図

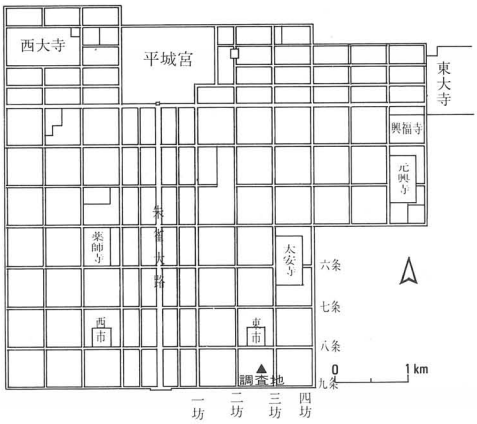

fig. 2　平城京条坊図

1.Ⅱ区南半の遺構検出

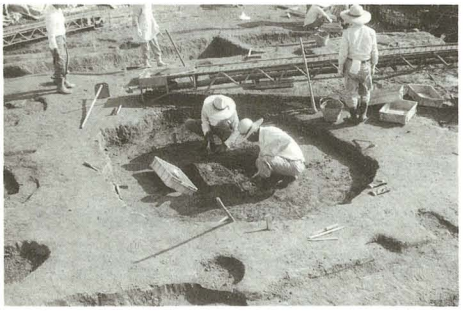

2.SE3615の発掘

fig.3　発掘風景

発掘調査日誌

4.18(木)	晴	発掘区設定のため縄張り。
4.22(月)	晴	重機による掘削をⅡ区より開始。
4.24(水)	晴	基準点の振り込みを行う。
4.30(火)	晴	重機掘削と併行して遺構検出開始。
5. 1(木)	晴	連休に備え危険防止のため周囲にトラロープを張る。
5. 8(水)	晴	重機はⅡ区からⅠ区に入る。
5.10(金)	曇	Ⅰ区の重機掘削終了し、Ⅲ区の掘削を開始する。
5.15(水)	晴	奈良県・菱食と打ち合わせ。
5.21(火)	晴	辰市幼稚園・小学校に、子供の現場立入り禁止の注意を要請。
5.22(水)	晴	ＳＤ3701から２彩釉小壺出土。耕作用小溝が多く、深くなってきたため遺構検出に手間どる。
6. 6(木)	晴	Ⅱ区の第１回目の遺構検出終了。
6.10(月)	晴	Ⅰ区の遺構検出開始。
6.20(木)	晴	井戸ＳＥ3615上層より完形の緑釉小壺出土。
6.27(木)	曇	Ⅰ区の遺構検出終了。写真撮影。
6.29(土)	雨	現地説明会。大雨の中、約50名。
7.10(水)	曇	空撮終了。地上写真。
7.16(火)	晴	だめ押し開始。
7.25(木)	晴	完全終了。撤収。

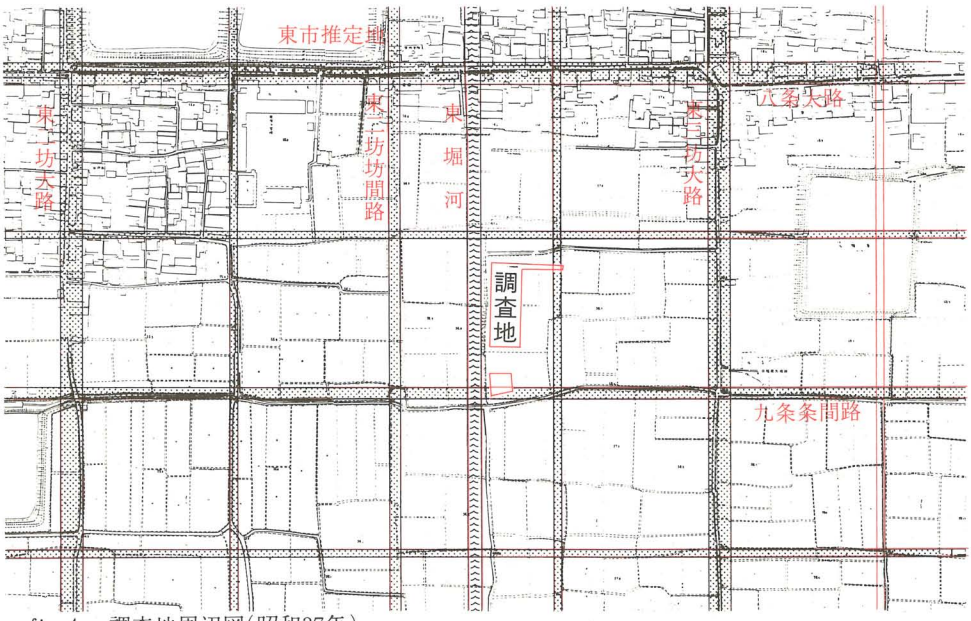

fig.4　調査地周辺図(昭和37年)

Ⅱ 遺　　跡

遺跡の概観　遺跡地は、平城京の条坊呼称では、左京九条三坊十坪にあたる。(fig. 2)この坪は、東は東三坊大路より1筋西の南北小路、西は三坊坊間路、南は九条条間路、北は八条大路より1筋南の東西小路により画されるが、中央を貫流する東堀河によって東西に二分された区画になっている。

遺跡地のあたりは、fig. 4とfig. 5やPL. 2とPL. 3とを比較してもわかるように、すでに宅地化が相当進行していて周辺には建物や工場が建て込んできている。しかし調査地の西、北、東北の各隣接地や、南の道路をはさんだ南方一帯には、まだ水田が残っている。水田面の比高からみるとこのあたり一帯は標高57.5mの微地形で、南に行くに従って徐々に下がっている。

北方約200mの集落は、平城京東市推定地の一部がかかる辰市の集落にあたるが、現在東九条町地番になっている。南方へは同じく約250mほどで、平城京の南京極になる。

本調査地近辺での発掘調査例は、これまでのところあまり多くない。直接関連するものとしては、昭和57年に、奈良国立文化財研究所が行った東堀河の調査がある。これは本調査地の西南隣接地にあたり、駐車場建設に伴う事前調査として実施されたものである。(註2)この調査では、東市から南流してくる東堀河の本体の一部と、九条条間路に架かる橋脚の一部が検出された。

これ以外の調査例としては、北方の東市推定地内で奈良市教育委員会が継続調査を実施しているほか、左京九条三坊三坪内の工場建設に伴う事前調査と、(註3)県道新設に伴う九条大路の一連の調査がある。(註4)(註5)

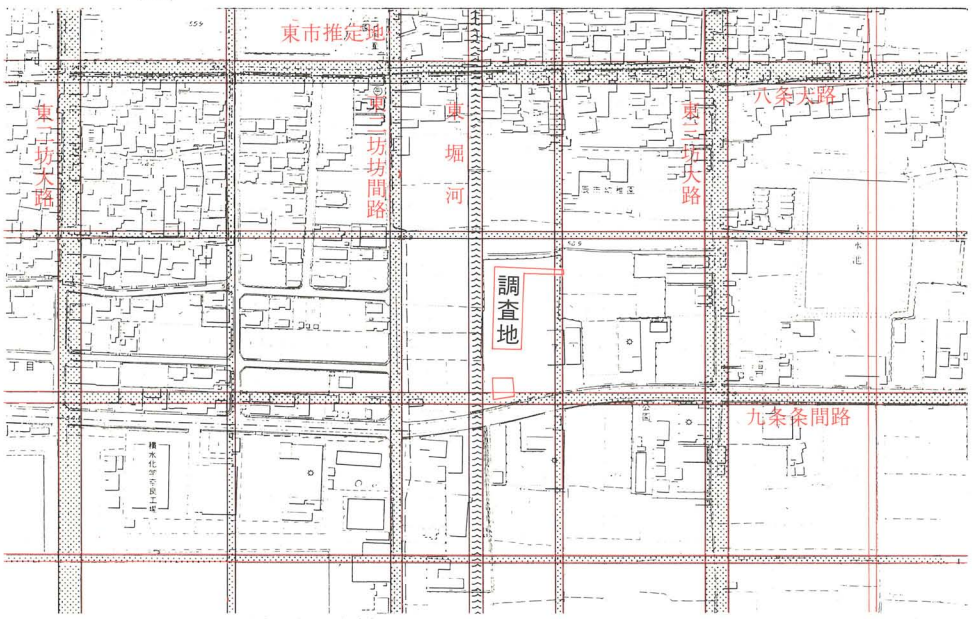

fig. 5　調査地周辺図(昭和58年)

発掘区の設定　発掘区は、敷地の西側、推定東堀河の東岸沿いに25m×70mの南北発掘区を設定し、北端からは、南北小路をみつけるために幅5m、長さ33mの東西トレンチを枝状に延ばした。これとはやや離れて南に、九条条間路を検出するため19m×19mのトレンチを敷地西南隅に設定した。発掘区名は、南よりⅠ区、Ⅱ区、Ⅲ区とする。

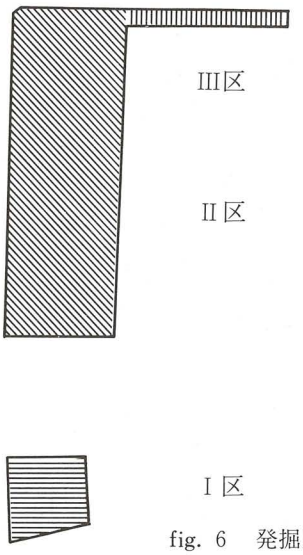

fig. 6　発掘区名

基本的層序　敷地全体にはすでに0.6～1.1mの盛土と擁壁がされていて、盛土を除去して耕土となる。床土は、灰色粘質細砂と茶褐土の2層あり、床土の下に灰褐砂質粘土が、0.1～0.2mの厚さで堆積している。灰褐砂質粘土中には、瓦器、土師器、須恵器などの遺物を含む。灰褐砂質粘土は、遺物をとりあげる際は、「灰褐土」としている。灰褐砂質粘土直下で地山となる。旧耕土上面からは約0.6mの深さである。地山は、黄灰色系の砂質粘土もしくは、粘質砂土を基本としており、ところにより黄褐色、茶褐色などを呈す。また南北方向に流れる旧流路との関係で、黒灰粘土や灰色砂がベースとなるところもある。とくにⅡ区南3分の1の範囲は、灰褐色粘質粗砂が全体に拡がっている。Ⅰ区では、黄灰褐色系の粘土である。

調査区全域にみられる東西・南北方向の耕作用小溝の大半は、灰褐砂質粘土中から掘り込まれているが、地山面からのものも多少みられる。奈良時代の遺構と弥生時代の遺構はいずれも地山面で検出した。(fig. 7参照)

(註1)　奈良国立文化財研究所編『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976
(註2)　奈良国立文化財研究所編『平城京東堀河　左京九条三坊の発掘調査』1983
(註3)　奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査』Ⅰ～Ⅲ　1983～1985
(註4)　奈良国立文化財研究所『昭和57年度　平城宮跡発掘調査部　発掘調査概報』1983
(註5)　奈良国立文化財研究所編『平城京九条大路』1981

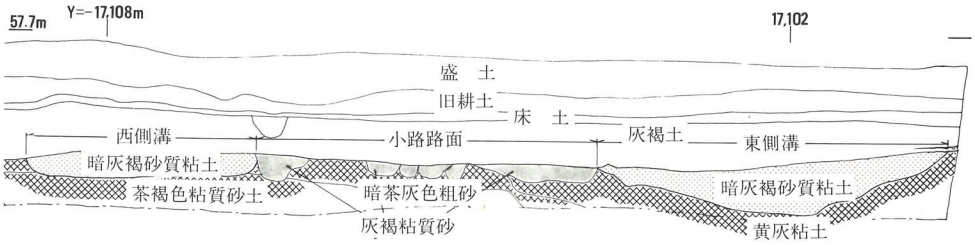

fig. 7　Ⅲ区北壁土層図(十・十五坪坪境小路)

Ⅲ 遺　構

1．条坊遺構(PL. 13、折り込み図)

平城京の条坊遺構として、九条条間路１条および十・十五坪の坪境小路１条を検出した。

九条条間路(SF2351、SD2352)　Ⅰ区南辺部にある東西方向の道路とその北側溝である。道路路面(ＳＦ2351)は延長17ｍ分確認したが、これは九条条間路の北半部にあたる。現存する路面上には大きな土壙、後世の耕作溝数条、性格不明のピット、浅い皿状の凹みなどがあり、路面らしからぬ様相を呈しているが、これらを除いた本来の路面は平坦である。残存する路面上には砂利敷などの舗装の痕跡はない。

北側溝(ＳＤ2352)は本調査区外の西約８ｍのところを南流する東堀河に流入する素掘りの東西溝である。東堀河との合流点、つまり西へ行くにしたがい溝はひろがる。調査区東壁で幅1.3ｍ、深さ0.7ｍであったものが、中央部では幅３ｍ、深さ0.95ｍに広がり、ほぼ同じ規模で西流するが、調査区西壁から東へ５ｍ付近で大土壙(ＳＫ3618)によって溝の上部は破壊され、調査区西壁では溝底部を残すのみとなる。溝の堆積は上下２層に分かれる。上層およびＳＫ3618出土の土師器に９世紀末頃のものがあり、廃絶時期を示す。(fig. 8)。

北側溝の北岸をえぐるような形で北から流入する溝(ＳＤ3621)がある。北岸から2.5ｍのあたりからはじまり、北側溝に向って急激に落ち込む。幅約１ｍの素掘り溝であるが、北側溝に対してやや斜め方向から流れ込む。溝に暗渠の痕跡は残存しないが、北側溝の北に沿う築地塀が存在した可能性がある。(PL. 13-1)

十・十五坪坪境小路(SF3800)　Ⅲ区東端部で検出した南北方向の道路である。検出した道路延長は３ｍにすぎないが、この範囲内では路面幅は約３ｍであり、その東西に素掘りの側溝を伴う。(fig. 7) 西側溝(ＳＤ3801)は幅２ｍ、深さ0.2ｍ、東側溝(ＳＤ3802)は幅3.1ｍ、深さ0.45ｍである。幅・深さともに東側溝の方が大きい。調査地周辺の現地形が東から西へ向って緩やかに傾斜しているところから、当時も同様に東が高く、この小路に東接する十五坪方面からの排水は、その多くが東側溝に流入しており、結果的に東側溝が広がったのではないかと考えられる。両側溝間心々距離は5.5ｍを測る。(PL. 13-2)

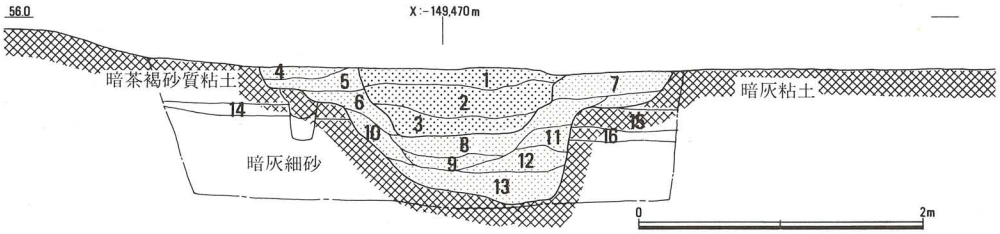

1 黄灰褐砂質土
2 暗灰砂質土
3 礫混り灰黒粘質土
4 茶褐砂質土
5 暗灰砂質土
6 灰緑粘土混り暗灰粘土
7 暗茶褐砂質粘土
8 灰黒砂混り粘土
9 淡灰砂混り粘土
10 灰色砂混り粘土
11 灰黒粘土混り粗砂
12 灰緑砂混り暗灰粘土
13 灰緑粘土ブロック入暗灰砂混り粘土
14 暗灰砂質粘土
15 黄緑灰砂質粘土
16 灰緑粘土混り砂質土

fig. 8　九条条間路北側溝土層図

2．十坪の遺構(PL. 1、4～12、fig. 9、10、11、折り込み図)

主な遺構としては、掘立柱建物40棟、掘立柱塀14条、井戸4基、土壙3基、道路3条、溝7条がある。遺構は後世の削平を相当受けていて、建物や塀の柱穴は概して浅く、遺存しないものもある。遺構の年代は、大半が奈良時代であるが、一部は平安時代に下る。

A. 建物・塀(fig. 9)

SB3616　Ⅰ区東辺で検出した3間×推定2間(5.7m×推定3.6m)の南北棟建物である。南妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が中央間6尺、端間各6.5尺、梁行が6尺である。

SB3617　Ⅰ区西辺で検出した3間分(5.1m)の柱列で、南北棟の東側柱列と考える。桁行の柱間は中央間5尺、端間各6尺である。

SB3648　Ⅰ区北辺で検出した1間以上×2間(1.5m以上×2.7m)の南北棟建物である。柱間は桁行が5尺、梁行が4.5尺。柱掘形も小さく、ごく小規模な建物であろう。

SB3660　Ⅱ区東南部で検出した2間×2間(3.0m×3.0m)の方形建物である。北西隅の柱穴は遺存しない。柱間は桁行・梁行ともに5尺。北東隅の柱穴は深さが0.4mあり、径約10cmの柱痕跡がある。

SB3661　SB3660の南で検出した2間分(3.9m)の柱列で、南北棟の北妻と考える。梁行の柱間は6.5尺である。

SA3662　Ⅱ区南半部で検出した東西塀である。柱穴は遺存しないものもあるが、10間(21.6m)以上になる。柱間は7尺が基本であるが、西端と西から3間目は8尺とやや広い。一部の柱穴には径約20cmの柱痕跡がある。

SB3663　Ⅱ区南半部で検出した2間×2間(3.6m×2.7m)の南北棟建物である。北妻及び東側柱の一部の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が6尺、梁行が4.5尺である。

SB3665　Ⅱ区南半部で検出した梁行2間(3m、5尺等間)の東西棟建物である。桁行(総長4.8m)の柱間は南と北で異なる。南側は3間で東から5尺、5尺、6尺、北側は2間で東が7尺、西が9尺と広い。西の9尺間は扉口にあたろう。

SB3666　Ⅱ区南半部の東辺で検出した2間分(3.0m)の柱列であり、東西棟建物の西妻と考える。梁行の柱間は5尺、桁行の規模・柱間は不明である。

SB3667　SB3666の北で検出した2間分(3.6m)の柱列であり、東西棟建物の西妻と考える。梁行の柱間は6尺、桁行の規模・柱間は不明である。柱穴には径20～25cmの柱痕跡がある。

SB3668　SB3667の北で検出した2間分(4.2m)の柱列であり、東西棟建物の西妻と考える。梁行の柱間は7尺、桁行の規模・柱間は不明である。(PL. 9-2)

SB3669　SB3668と重複する1間以上×2間(1.8m以上×3.9m)の東西棟建物である。柱間は桁行が6尺、梁行が6.5尺である。西南隅の柱穴は深さが0.4mあり、径約15cmの柱痕跡がある。(PL. 9-2)

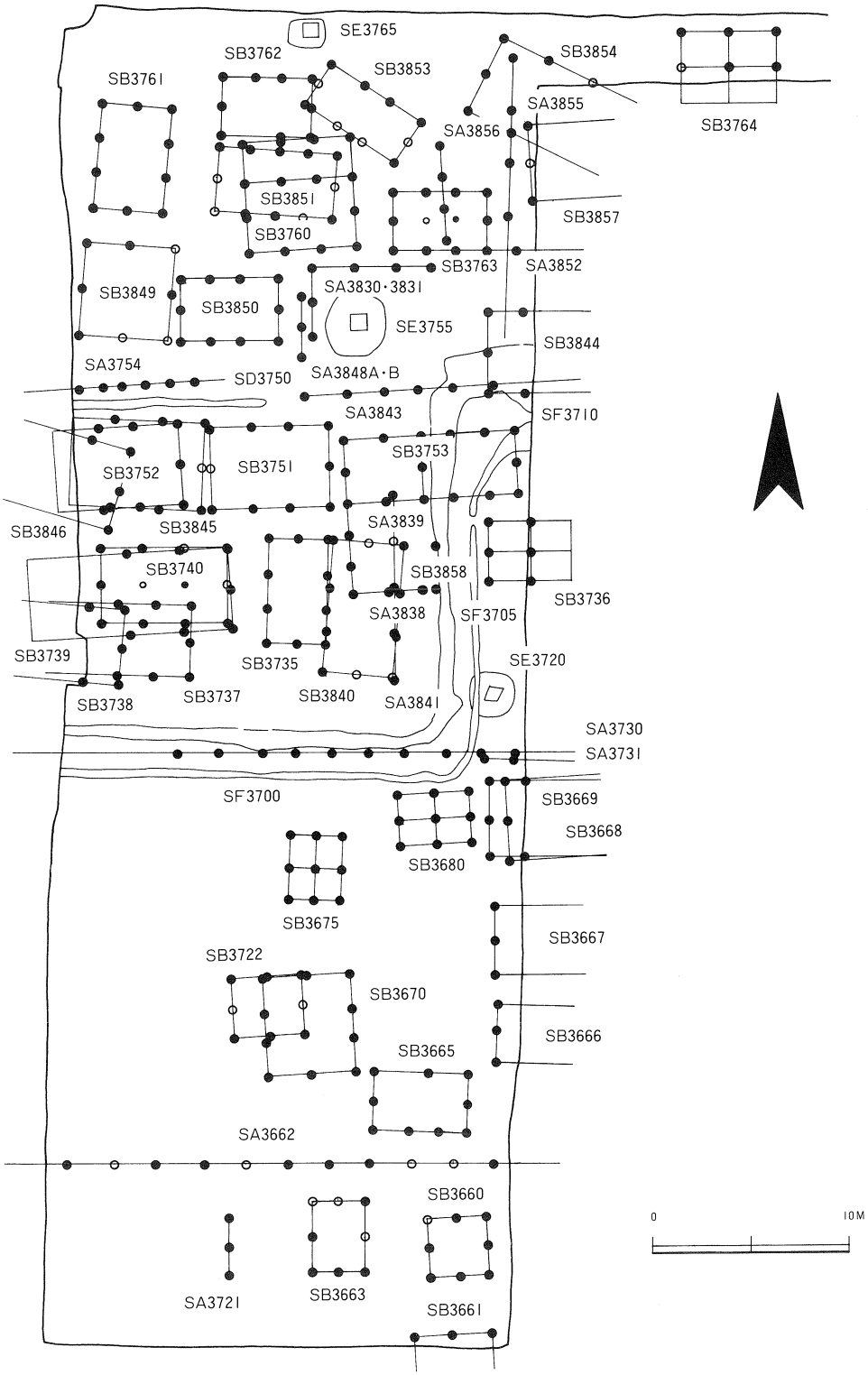

fig. 9　Ⅱ区遺構配置図

ＳＢ3670　Ⅱ区南半部のほぼ中央で検出した３間×２間(5.1m×4.5m)の南北棟建物である。柱間は桁行が中央間５尺、端間各６尺、梁行が7.5尺である。柱掘形は一辺0.7m前後あり、この地区では大きいが、深さが0.4m程しかない。大部分の柱穴には柱痕跡(径20～25cm) あるいは柱抜取り痕跡があり、一部に柱根片が残る。(PL. 9-1)

ＳＢ3675　Ⅱ区南半部の北寄りで検出した２間×２間(3.3m×2.7m)の南北棟建物であり、床束を伴なう。柱間は桁行が5.5尺、梁行が4.5尺である。柱掘形は一辺0.7m前後、深さ0.4～0.7mで、ほぼすべてに柱痕跡(径20～25cm)あるいは柱抜取り痕跡がある。床束の掘形は小さい。(PL. 9-3)

ＳＢ3680　ＳＢ3675の北東で検出した２間×２間(3.6m×2.7m)の総柱の東西棟建物。柱間は桁行が６尺、梁行が4.5尺。柱掘形は一辺0.5～0.6m、深さ0.3m前後であるが、中央の柱掘形は一辺約0.8mと大きく、深さも0.5m程ある。柱痕跡は径約15cm。(PL. 9-2、3)

ＳＡ3721　Ⅱ区南辺で検出した２間(3.0m) の南北塀である。柱間は５尺である。

ＳＢ3722　Ⅱ区南半部のほぼ中央で検出した推定２間×２間(3.6m×3.0m)の方形に近い東西棟建物である。両妻柱とも柱穴は遺存しない。柱間は桁行が６尺であり、梁行が５尺と考える。柱穴がＳＢ3670の柱穴と重複し、それより新しくなる。(PL.9-1)

ＳＡ3730　Ⅱ区の中央部で検出した東西塀である。柱穴は遺存しないものがあるが、９間(17.4m)以上になる。柱間は不揃いで、東から３間目と西端３間分が７尺、他が６尺である。柱掘形は深さ0.2～0.4mと浅い。径15～20cmの柱痕跡がある。(PL. 12-1)

ＳＡ3731　ＳＡ3730の東端やや南寄りで検出した１間(1.5m、５尺) 以上の東西塀。

ＳＢ3735　Ⅱ区北半部の南寄りで検出した３間×２間(5.4m×3.0m)の南北棟建物である。南妻柱と東側柱の北から２間目の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が６尺、梁行が５尺である。

ＳＢ3736　ＳＢ3735の東で検出した１間以上×２間(2.1m以上×3.0m)の総柱の東西棟建物である。柱間は桁行が７尺、梁行が５尺である。桁行は２間の可能性が強い。

ＳＢ3737　ＳＢ3735の西で検出した２間以上×２間(3.6m以上×3.6m)の東西棟建物である。柱間は桁行・梁行ともに６尺。柱掘形は一辺0.8m前後と大きく、深さも0.7mほどある。柱痕跡は径20～25cm。(PL. 10-1)

ＳＢ3738　ＳＢ3737と重複する１間以上×２間(1.8m以上×3.9m)の東西棟建物である。柱間は桁行が６尺、梁行が6.5尺。隅の柱掘形はやや大きく、径20cm程の柱痕跡がある。柱穴の重複からＳＢ3737より新しくなる。(PL. 10-1)

ＳＢ3739　ＳＢ3737・3738と一部重複する２間以上×２間(5.1m以上×4.2m)の東西棟建物である。柱間は桁行が東から８尺、９尺、梁行が７尺である。柱掘形は一辺0.6m前後、深さ0.4～0.6m。柱痕跡は径15～25cm。(PL. 10-2)

ＳＢ3740　ＳＢ3739と重複する３間×２間(6.3m×3.9m)の東西棟建物である。東妻柱と北側柱の東から１間目の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が７尺、梁行が6.5尺である。柱

掘形は0.1～0.2mと浅いものが多いが、南側柱の東から1間目の柱掘形は土壙の上にあるためか深さが0.5m程ある。これには径約15cmの柱痕跡がある。柱穴の重複からＳＢ3739より新しくなる。(PL. 10-2)

ＳＢ3751　Ⅱ区北半部のほぼ中央で検出した3間×2間(6.0m×4.2m)の東西棟建物である。西妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が中央間6尺、端間各7尺、梁行が7尺である。柱痕跡は径約20cm。

ＳＢ3752　ＳＢ3751の西で検出した2間以上×2間(4.1m以上×4.2m)の東西棟建物である。柱間は桁行が東から7.5尺、8尺、梁行が7尺である。(PL. 10-3)

ＳＢ3753　ＳＢ3751の東で検出した5間×2間(6.9m×3.3m)の東西棟建物である。柱間は梁行が5.5尺であるが、桁行が東から5尺、6尺、5尺、6.5尺、6.5尺と不揃である。東から3間目に間仕切りの柱穴がある。柱痕跡は径20cm前後で、東南隅の柱掘形には石の礎板を据えている。

ＳＡ3754　Ⅱ区北半部のほぼ中央で検出した東西塀で、5間(5.7m)以上になる。柱間は4尺が基本であるが、西から2間目は3尺とさらに狭い。

ＳＢ3760　Ⅱ区北辺で検出した3間×3間(5.4m×5.7m)の北廂付き東西棟建物である。柱間は桁行が6尺、梁行が身舎6尺、廂7尺である。柱掘形は一辺0.7m前後とこの地区では大きいが、深さ0.1～0.4mとかなり削平されている。(PL. 11-2)

ＳＢ3761　ＳＢ3860の西で検出した3間×2間(5.4m×3.6m)の南北棟建物である。柱間は桁行・梁行ともに6尺である。柱掘形は一辺0.7m前後、深さ0.2～0.5m。大部分の柱穴には柱痕跡(径約25cm)もしくは柱抜取り痕跡がある。(PL. 11-1)

ＳＢ3762　ＳＢ3760・3851と一部重複する3間×2間(4.5m×3.0m)の東西棟建物である。南側柱の東から2間目の柱穴は遺存しない。本来、柱穴がなく扉口として広くしていたのかもしれない。柱間は桁行・梁行ともに5尺である。柱掘形は一辺0.7m前後と大きいが、深さ0.2～0.4mとかなり削平されている。柱痕跡は径約25cm。柱穴の重複からＳＢ3760・3851より古くなる。

ＳＢ3763　ＳＢ3760の東にある3間×2間(4.8m×3.0m)の東西棟建物。床束を伴なう。柱間は桁行が中央間5尺、端間各5.5尺、梁行が5尺。柱痕跡は径約15cm。(PL. 11-3)

ＳＢ3764　Ⅲ区で検出した2間×推定2間(4.2m×推定3.6m)の総柱の東西棟建物である。柱間は桁行が8尺であり、梁行が6尺と考える。柱掘形はかなり小さい。

ＳＡ3830・3831　Ⅱ区北半部のほぼ中央部で検出した、鍵の手に曲折する塀である。東西塀ＳＡ3830は3間(6.0m)で、柱間が東から6尺、7尺、7尺、南北塀ＳＡ3831は2間(3.6m)で、柱間が6尺である。

ＳＡ3838・3839　Ⅱ区北半部の南寄りで検出した、鍵の手に曲折する塀である。東西塀ＳＡ3838は2間(3.6m)で柱間が6尺、南北塀ＳＡ3839は2間(3.0m)で柱間が5尺である。

ＳＢ3840　ＳＡ3838・3839、ＳＢ3735と重複する3間×推定2間(6.9m×3.6m)の南北

棟建物である。両妻柱とも柱穴は遺存しない。柱間は桁行が北から８尺、８尺、７尺であり、梁行が６尺と考える。柱穴の重複からＳＢ3735、ＳＡ3841より新しくなる。

ＳＡ3841　ＳＢ3753・3840及びＳＡ3838と重複する推定４間(9.3m)の南北塀である。北から２間目の柱穴は遺存しない。柱間は８尺に復原できる。柱穴の重複からＳＢ3840、ＳＡ3838より古くなる。

ＳＡ3843　Ⅱ区北半部のほぼ中央で検出した東西塀で、５間(9.6m) 以上になる。柱間は中央３間が６尺、他が７尺とやや不揃いである。ＳＤ3706と重複し、それよりも新しくなる。ＳＤ3706上の柱掘形にはいずれも石の礎板を据えている。

ＳＢ3844　ＳＡ3843及びＳＤ3706と重複する１間以上×２間(1.8m以上×4.2m)の東西棟建物である。柱間は桁行が６尺、梁行が７尺である。ＳＤ3706より新しい。これと重複する部分の柱掘形には石の礎板を据えている。

ＳＢ3845　Ⅱ区北半部の西辺で検出した２間以上×推定２間(4.5m以上×4.5m)の東西棟建物。東妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が東から７尺、８尺であり、梁行が7.5尺と考える。柱穴がＳＢ3752の柱穴と重複しており、それより新しくなる。(PL. 10-3)

ＳＢ3846　ＳＢ3752・3845と重複する１間以上×２間(2.1m以上×4.2m)の東西棟建物であるが、建物の方位が北で東にかなり振れる。柱間は桁行ともに７尺である。

ＳＡ3848Ａ・Ｂ　Ⅱ区北半部のほぼ中央で検出した２間の南北塀である。建替えがあり、ＳＡ3848Ａは総長3.0mで柱間５尺、ＳＡ3848Ｂは総長2.7mで柱間4.5尺である。

ＳＢ3849　Ⅱ区北半部の西辺で検出した２間×２間(4.8m×4.5m)の方形に近い南北棟建物である。柱穴は深さ0.1m程と浅く、北東隅、東南隅及び南妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が８尺、梁行が7.5尺である。

ＳＢ3850　Ⅱ区北半部のほぼ中央で検出した３間×２間(5.0m×3.3m)の東西棟建物である。柱間は桁行が東から6.5尺、５尺、５尺、梁行が5.5尺である。

ＳＢ3851　Ⅱ区北辺で検出した３間×推定２間(6.0m×3.3m)の東西棟建物。両妻柱及び南側柱の一部の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が５尺、梁行が5.5尺である。(PL. 11-2)

ＳＡ3852　Ⅱ区北半部の東辺で検出した１間(1.5m、５尺) 以上の東西塀である。ＳＢ3763の南側柱に取り付く。

ＳＢ3853　Ⅱ区北辺で検出した３間×推定２間(5.4m×2.4m)の東西棟建物であるが、建物の方位が北で東にかなり振れる。両妻柱及び南側柱の一部の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が中央間５尺、端間各6.5尺であり、梁行が４尺と考える。

ＳＢ3854　ＳＢ3853の東で検出した１間以上×２間(2.6m以上×4.2m)の東西棟建物であるが、建物の方位が北で東にかなり振れる。柱間は桁行が8.5尺、梁行が７尺。

ＳＡ3855　Ⅱ区北半部の東辺で検出した３間(8.1m) 以上の南北塀である。柱間は９尺。

ＳＡ3856　ＳＡ3855の西で検出した３間(約5.0m)の南北塀である。柱間は5.5尺。

ＳＢ3857　ＳＡ3855の東で検出した２個の柱穴で、東西棟建物の西妻と考える。妻柱の

柱穴は遺存しない。梁行は総長3.9m、2間で柱間6.5尺等間と考える。

ＳＢ3858　ＳＤ3703西岸の南北2個の柱穴で、門と考える。柱間は7尺(2.1m)である。

B. 坪内道路・溝

ＳＦ3700・3705・3710　Ⅱ区中央部で検出した直角に折れ曲る道路である。幅0.1～1.7mの狭小な路面とその両側溝からなる。調査区東方の坪境小路から分岐し、西へ延びた道路(ＳＦ3710)は、調査区東辺部で南に折れ、南北道路(ＳＦ3705)となり、約18mで再び西に折れ東西道路(ＳＦ3700)となる。(PL. 12-1、2)

ＳＤ3701、3702、3703、3704、3705、3706　道路両側の溝はいずれも素掘りで、幅0.3～0.7m、深さ0.1～0.3m。北の角付近では両溝とも幅が拡がり浅い溜り状を呈する。

ＳＤ3750　Ⅱ区北半分中央にある素掘りの東西溝である。幅0.4～0.5m、深0.1～0.3m。ＳＤ3706の西延長上に位置する。同溝が南に曲がる角から西へ8mの地点から始まり西流する。その位置から坪内部を区画する溝である可能性が高い。

遺構番号	棟方向	規　模　廂	桁行m(尺)	梁行m(尺)	廂m(尺)	備　考
ＳＢ3616	南北	3×推定2	5.7(19)	推定3.6(12)		
ＳＢ3617	南北	3×推定2	5.1(17)			
ＳＢ3648	南北	1以上×2	1.5(5)以上	2.7(9)		
ＳＢ3660		2×2	3.0(10)	3.0(10)		平面正方形
ＳＢ3661	南北	1以上×2		3.9(13)		
ＳＢ3663	南北	2×2	3.6(12)	2.9(9)		西をＳＡ3721が画す
ＳＢ3665	東西	3×2	4.8(16)	3.0(10)		北側柱々間2間
ＳＢ3666	東西	1以上×2		3.0(10)		
ＳＢ3667	東西	1以上×2		3.6(12)		
ＳＢ3668	東西	1以上×2		4.2(14)		
ＳＢ3669	東西	1以上×2	1.8(6)以上	3.9(13)		
ＳＢ3670	南北	3×2	5.1(17)	4.5(15)		
ＳＢ3675	南北	2×2	3.3(11)	2.7(9)		床束あり
ＳＢ3680	東西	2×2	3.6(12)	2.7(9)		総柱
ＳＢ3722	東西	2×2	3.6(12)	3.0(10)		ＳＢ3670より新
ＳＢ3735	南北	3×2	5.4(17)	3.0(10)		
ＳＢ3736	東西	1以上×2	2.1(7)以上	3.0(10)		総柱
ＳＢ3737	東西	2以上×2	3.6(12)以上	3.6(12)		
ＳＢ3738	東西	1以上×2	1.8(6)以上	3.9(13)		ＳＢ3737より新
ＳＢ3739	東西	2以上×2	5.1(17)以上	4.2(14)		床束あり
ＳＢ3740	東西	3×2	6.3(21)	3.9(13)		ＳＢ3739より新
ＳＢ3751	東西	3×2	6.0(20)	4.2(14)		
ＳＢ3752	東西	2以上×2	4.1(13.5)以上	4.2(14)		間仕切あり
ＳＢ3753	東西	5×2	6.9(23)	3.3(11)		南西をＳＡ3838・3839
ＳＢ3760	東西	3×3　北廂	5.4(17)	5.7(29)	2.1(7)	が画す
ＳＢ3761	南北	3×2	5.4(17)	3.6(12)		南側柱々間2間か
ＳＢ3762	東西	3×2	4.5(15)	3.0(5)		ＳＢ3760・3851より新
ＳＢ3763	東西	3×2	4.8(16)	3.0(10)		床束あり
ＳＢ3764	東西	2×推定2	4.2(14)	推定3.6(12)		総柱
ＳＢ3840	南北	3×推定2	6.9(23)	3.6(12)		ＳＢ3735より新
ＳＢ3844	東西	1以上×2	1.8(6)以上	4.2(14)		
ＳＢ3845	東西	2以上×推定2	4.5(15)以上	4.5(15)		ＳＢ3751・3752より新
ＳＢ3846	東西	1以上×2	2.1(7)以上	4.2(14)		方位振れる
ＳＢ3849	南北	2×2	4.8(16)	4.5(15)		
ＳＢ3850	東西	3×2	5.0(16.5)	3.3(11)		
ＳＢ3851	東西	3×2	6.0(20)	3.3(11)		
ＳＢ3853	東西	3×推定2	5.4(18)	2.4(8)		方位振れる
ＳＢ3854	東西	1以上×2	2.6(8.5)以上	4.2(14)		方位振れる
ＳＢ3857	東西	1以上×推定2		3.9(13)		
ＳＢ3858	南北	1	2.1(7)			門

tab. 1　建物規模一覧

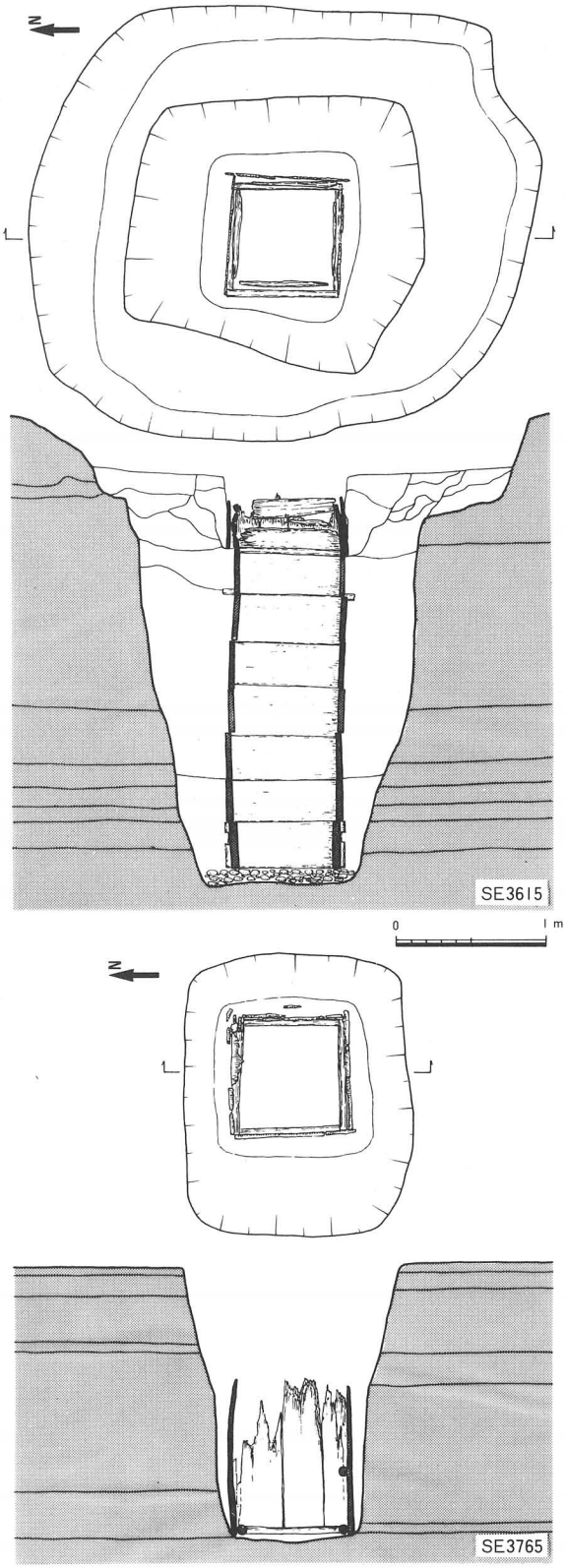

fig. 10　井戸実測図Ⅰ

C．井戸 (fig. 10、11)

ＳＥ3615 (PL. 15-1)　　Ⅰ区で検出。掘形は２段。上段は東西2.0ｍ、南北3.4ｍの隅丸方形で深さ0.6ｍ。下段は東西1.9ｍ、南北２ｍの不整方形で、深さ2.5ｍ。方形の井戸枠を据える。井戸枠は底から約2.2ｍの位置で後に継ぎ足している。当初からの井戸枠は横板組で７段積む。下から２段目以上は、板材を目違い枘で井籠(せいろ)組にするが、最下段は木釘で平打付接にする。板の寸法は、長74～76cm、幅28～33cm、厚５cmで、組んだ内法は、最下段のみ一辺62cm、２段目以上は66～68cmである。継ぎ足した井戸枠は、横板組で裏に縦板をあてがう。横板は両端部を腐蝕で欠き、縦板も上部を欠く。東西は横板２枚・縦板３枚を用い、西・南・北面は横板１枚の上に角材２本を置き縦板１～４枚を用いる。内法一辺27cm、現存高39cm。当初の掘形から鉄釘、井戸枠内堆積土から平城宮Ⅲの土器や櫛・物指等の木製品、後補の井戸枠内埋土からは緑釉小壺を含む平城宮Ⅲ～Ⅴの土器が出土した。

ＳＥ3765 (PL. 14-2)　　Ⅱ区北端で検出。掘形は東西1.9ｍ、南北1.5ｍの隅丸方形で、深さは 1.9ｍ。縦板組横桟どめ方形井戸枠を据える。井戸枠は内法一辺77cmで、底部から１ｍほど残存する。枠は、隅柱を使用せず、横桟のみで側板を受ける簡単な構造。横桟は２段分が残り、丸棒を目違い枘で組む。縦板は幅10～60cmで、各面の使用枚数は２～７枚である。埋土から平城宮Ⅴの土器や曲物等の木製品が出土した。

ＳＥ3755 (PL. 15-2)　　Ⅱ区北半部で検出。掘形は東西３ｍ、南北3.2ｍの隅丸五角形で、深さは 2.5ｍ。縦板組横桟どめ方形井戸枠を据える。井戸枠は内法一辺80cmで、底部から

２ｍほど残存する。枠は、隅柱を使用せず、横桟のみで側板を受ける簡単な構造。横桟は、下から１・２段が丸棒、３・４段が角材を目違い枘で組む。１・２段を直接重ねて井戸底に据え、２・３段間の東南入隅に角材を入れ支柱とする。縦板は、東･南･西面では幅10～50cmの板を３～９枚用い、その裏側にさらに板を当てて裏込めとする。北面では径約80cmの丸太を割った材を２枚立て、その裏側に幅10～20cmの板をあてる。掘形から平城宮Ⅲの土器、井戸枠内堆積土・埋土から平城宮Ⅴ～Ⅵの土器や斎串・櫛等の木製品が出土した。

ＳＥ3720（PL. 14-1）　Ⅱ区東端で検出。掘形は径４ｍの円形で、深さは1.85ｍ。縦板組隅柱横桟どめ方形井戸枠を据える。井戸枠は内法一辺65cmで、底部から 1.6ｍほど残存する。枠は、四隅の柱にとりつけた横桟で縦板を保持する構造。隅柱は円柱で、横桟は２段分が残り、隅柱の枘穴にさし込んで組む。井戸底より15cmの所で隅柱の外側に接して目違い枘で組んだ横桟を１段置き、この上に縦板を乗せる。縦板は幅20～80cmで１～３枚用い、その裏側にさらに板を当てて裏込めしている。井戸底に径45cm、高30cmの曲物を据え水溜とする。掘形から平城宮Ⅲの土器、井戸枠内堆積土・埋土から平城宮Ⅴの土器や木製品が出土した。

Ｄ．土壙

ＳＫ3618　Ⅰ区南端で検出。径７×４ｍ以上で、ＳＤ2352より新しい。奈良時代～９世紀後半の土器が少量出土している。

ＳＫ3640　Ⅰ区北端で検出。径３×１ｍ以上で、平城宮Ⅴの土器が多量に出土した。

ＳＫ3717　Ⅱ区で検出。径1.6×1.5ｍで、弥生時代の土器が出土した。

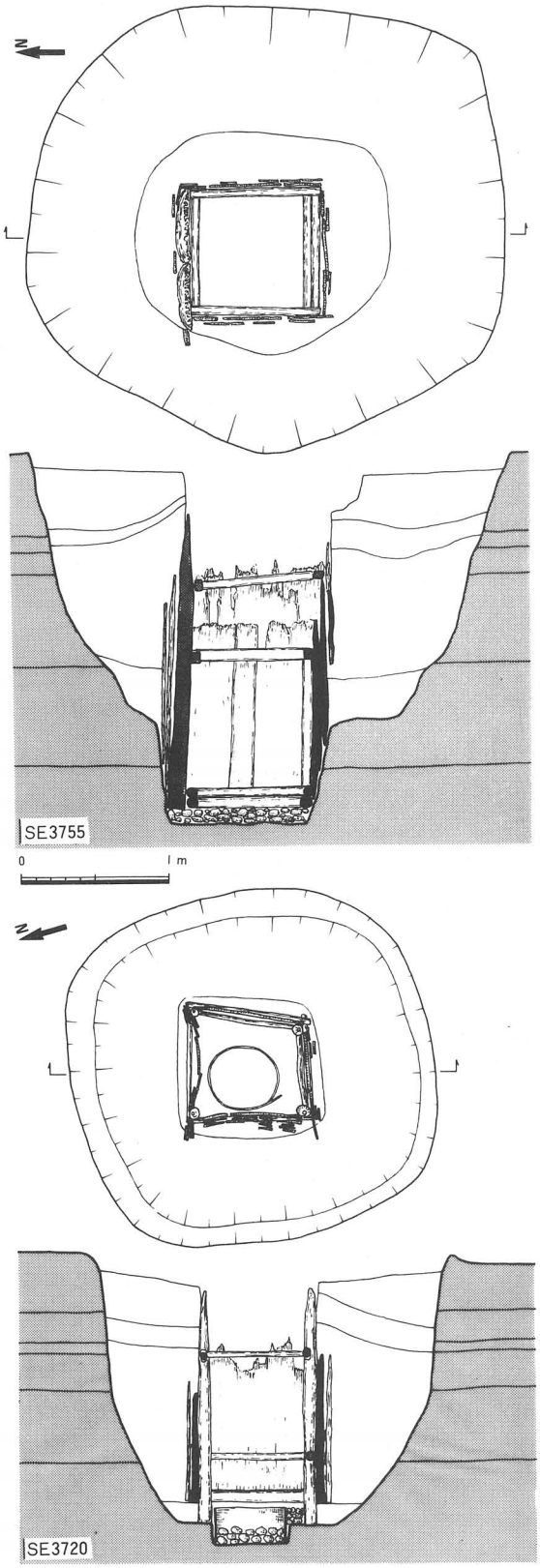

fig. 11　井戸実測図Ⅱ

Ⅳ 遺　物

今回の調査で出土した遺物は、土器類、瓦類、木製品、銅製品、鉄製品、銭貨、石製品などである。瓦の出土量が極めて少ない。

1．土器・土製品(PL. 16～19、fig. 12～25)

調査区全域から土器類が出土しているが、調査面積に比して出土量はさ程多くはなく、平箱にして約60箱分である。出土総量のうち約３分の２ほどが何らかの遺構に伴って出土しており、その他は包含層である灰褐土中より出土した。遺構に伴う土器のうちでも半数近くは東西・南北に縦横に走る中近世の耕作用溝からのものである。

奈良時代の遺構で、比較的多量の土器を出土したものは、ＳＥ3615、ＳＥ3720、ＳＥ3755、ＳＥ3765の４基の井戸、九条条間路北側溝ＳＤ2352、坪内道路側溝ＳＤ3701、土壙ＳＫ3640などである。建物、塀の柱穴からも出土しているが、いずれも極めて少量である。

種類別にみると、土師器と須恵器がほぼ同量で圧倒的に多く、少量ではあるが製塩土器が全域から出土している。他に黒色土器、二彩、緑釉の鉛釉陶器、土馬、瓦器、弥生土器がある。以下遺構別に報告するが、土馬、墨書土器、施釉陶器、製塩土器、弥生土器については別項で記述する。

SD2352出土の土器(註6)(PL. 16-1、fig. 12、13)　九条条間路北側溝ＳＤ2352からは、一つの遺構としては最も多量の土器が出土した。溝は、上・下２層に分れるが、上層出土の土器は下層のものに比して質量ともに劣る。また上層と下層の土器に接合するものもあるので、場所によっては最終段階での層位の乱れがあったと考えられる。以下の記述は下層土器を中心に行う。出土土器は、土師器、須恵器、黒色土器、製塩土器、土馬である。

土師器(fig. 12、fig. 13-33～40)　杯Ａ・Ｂ・Ｃ、杯Ｂ蓋、皿Ａ・Ｃ、椀Ａ・Ｃ・Ｘ、高杯Ａ、盤、壺Ａ・Ｂ・Ｃ、甕Ａ・Ｂ・Ｃ、竈がある。

杯Ａは、口径20cm前後のＡⅠ(3、4)、口径17cm前後ＡⅡ(1、2)がある。45個体中、１群土器71％、２群土器29％で、手法の観察できるものでみると、$a_0$７点、$a_1$８点、$a_3$３点、$b_0$５点あり、ａ手法が量的に多い。またａ手法の大半が１群土器で、b_0手法５点中４点は２群土器である。口縁外面まで削るｃ手法はみられない。(１)は、口径16.4cm、高3.7cm、b_0、(２)は、口径17.1cm、高3.8cm、２群、b_0、(３)は、口径19.6cm、高3.5cm、１群、a_3、(４)は、口径20.3cm、高3.4cm、１群、a_3である。内面に斜放射暗文のあるもの８点あり、うち２点は連弧暗文を伴う(３)。二段暗文のものも１点ある。

杯Ｂは、５個体あるがすべて２群土器である。(５)は、口径19.4cm、高5.3cm。内面口縁部はヨコナデ、底部はタテ方向のナデ、外面は口縁部、底部ともヘラケズリし、口縁はその上を密にヘラミガキを施す。c_1手法。

(註６)　器種名、器形、手法、群別等についての記述方法は、『平城宮発掘調査報告』に準じる。

杯Cは、22個体ある。手法の観察可能な12点のうち10点がb_0手法(6、7、8)、2点がa_0手法である。b_0手法のもののうち4点に斜放射暗文があるが、うち2点は逆方向の斜放射暗文で、器形も一般的な杯Cとやや異なる(19、20)。(6)は、口径15.3cm、高2.4cm、(7)は、口径15.0cm、高2.6cm、(8)は、口径16.3cm、高2.8cm、(19)は、口径18.1cm、高3.7cm、(20)は、口径15.8cm、高2.6cmである。

皿Aは、22個体で、口径21～23cmのAⅠ(15、16、22)と、19cm前後のAⅡ(17、18、21)がある。手法はa_0(21、22)、b_0(15、16)、c_0(18)。(15)は、口径23.1cm、高2.6cm、1群。(16)は、口径21.3cm、高2.6cm、斜放射暗文と螺旋暗文がある。(17)は、口径18.7cm、高2.5cm、1群。(18)は、口径19.2cm、高2.5cm、2群。(21)は、口径19.0cm、高2.3cm、斜放射暗文と螺旋暗文があり、1群。(22)は、口径21.7cm、高2.1cm、斜放射暗文があり、1群。

皿Cは、7個体ある。(23)は、口径8.6cm、高1.5cm、(24)は、口径9.3cm、高2.0cmである。口縁部内外面をヨコナデし、底部は不調整のままである。

椀Aは、35個体以上ある。8割が1群土器で、図示したものは1群土器に限られる。法量でAⅠ(9、10、12、13、14)、AⅢ(11)に分れる。手法では、a_0(10、12、13)、a_3(9、11)、c_0(14)である。(9)は、口径12.1cm、高3.8cm、(10)は、口径12.0cm、高4.1cm、(11)は、口径8.3cm、高2.6cm、(12)は、口径11.6cm、高3.7cm、(13)は、口径11.1cm、高3.6cm、(14)は、口径11.0cm、高3.3cm。(13)の内面には漆が付着している。

椀Cは、13個体ある。図示したものは平底からゆるやかに内弯しながらたちあがり、口縁近くで垂直になって端部がわずかに外反する。通常の椀Cの器形とはやや異なる。(註7)(25)は、口径13.3cm、高3.2cm、(26)は、口径12.8cm、高3.5cm、(27)は、口径13.2cm、高3.8cm。

椀X(28)は、1点だけ出土しているもので、浅い器形の椀である。平底から、前述の椀C形態のように内弯しつつたちあがるが、口縁はそのまま終る。内面と口縁外面はヨコナデで、底部外面は不調整である。a_0手法。口径13.5cm、高3.0cm。

高杯Aは、脚部2個体と杯部の破片がある。脚部のものはともにしぼりによるa手法で、(29)は、口径32.3cm、内外面ともヨコナデし、外面には粗いヘラミガキを施す。ミニチュア高杯(33)は、杯部口径8.6cm、高6.0cm。杯部内外面はヨコナデし、脚部は手づくね。

盤(30)は、底部を欠くが、外面と内面の口縁部に近いところをヘラミガキするものである。口径31.7cm。

壺Bは、3個体ある。(38)、(39)は、内面と口縁部内外面をヨコナデし、体部外面は不調整である。(38)は、口径14.8cmで、内面に漆が付着する。(39)は、口径17.3cm。把手の付く壺(40)は、口径11.8cmで、前2例と同様内面と口縁外面をヨコナデし、体部外面は不調整である。

壺Cは、壺Bを小形にした器形である。出土量は比較的多く40個体以上ある。漆の付着

(註7) この器種は、通常の椀Cとやや器形を異にするため、『平城京左京四条二坊一坪発掘調査報告』1984では椀Eとしている。検討すべき余地があるが、本書では従来どおり椀Cに分類しておく。

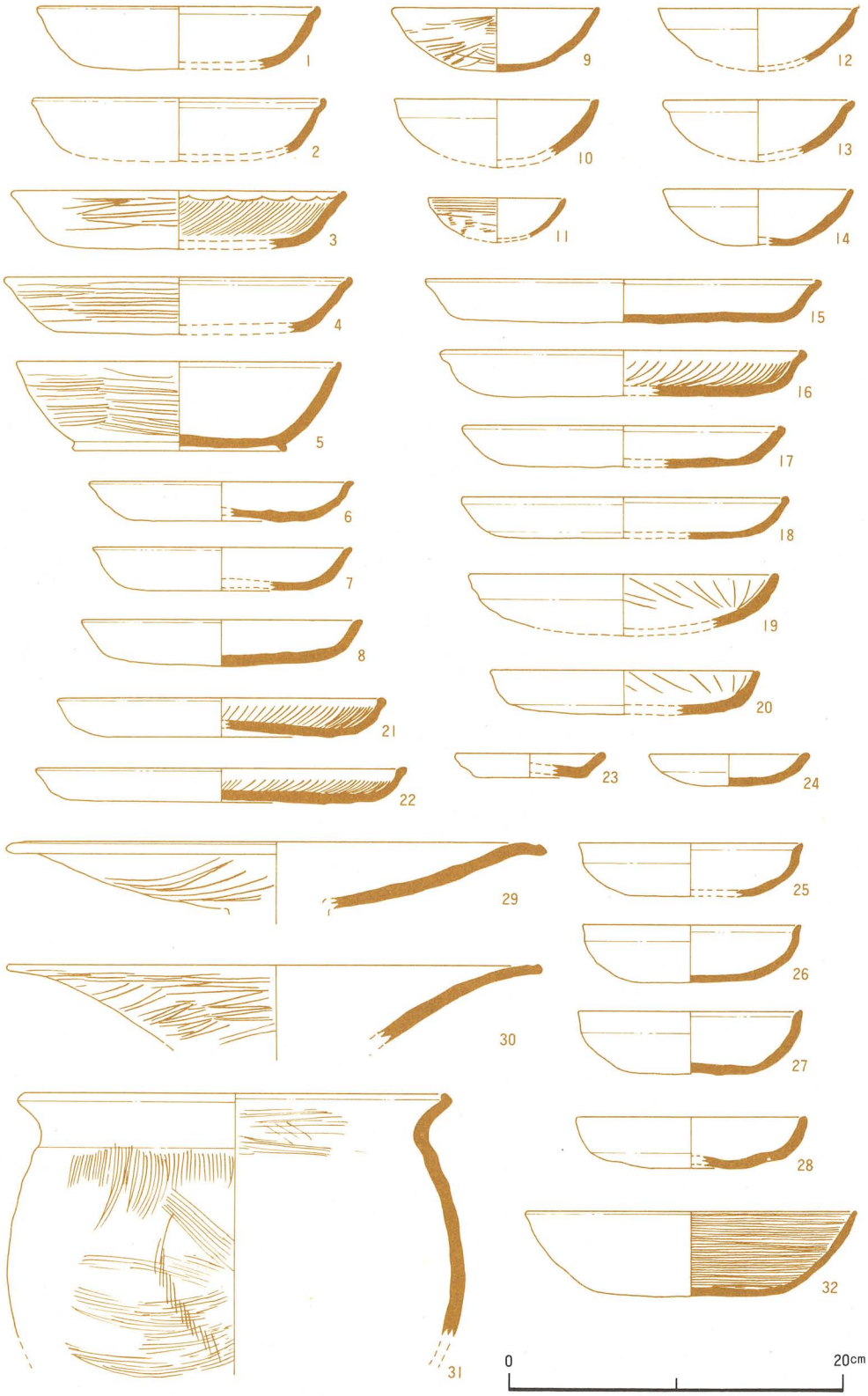

fig. 12　SD2352出土土器実測図Ⅰ

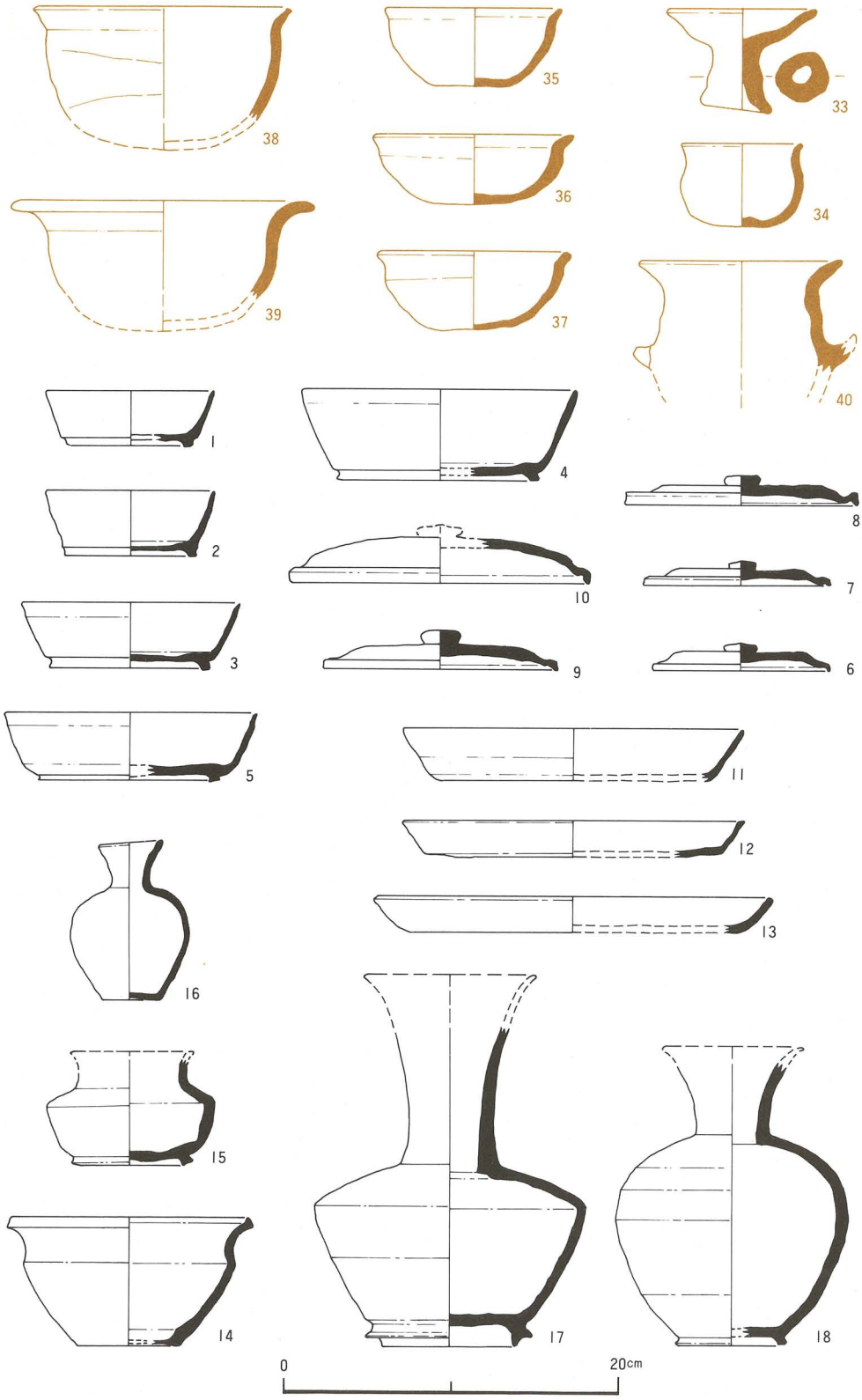

fig. 13　SD2352出土土器実測図Ⅱ

したものがある。(35)は、口径10.3cm、高4.5cm、(36)は、口径11.5cm、高4.2cm、(37)は、口径11.0cm、高4.6cm。(34)は、口径7.0cm、高5.0cmで、 前3例とやや器形を異にするが、口縁部をe手法のように強くヨコナデし、体部外面が不調整で、胎土、焼成、色調ともよく似ているのでCとしておく。あるいはミニチュアか。

甕には、A・B・Cがあるが、いずれも口縁部か体部の小片である。甕A(31)は、口径25.0cmで、内面は口縁部と体部上端の5cm幅ほどをヨコ方向にハケ目を施し、体部下半はナデている。外面は、口縁部をヨコナデし、体部はタテ方向のハケ目で調整する。

その他ミニチュア竈の小片がある。

須恵器(fig. 13)　杯A・B・同蓋、皿C、椀B、平瓶、壺G・H・K・L・M・N・X、甕A・Bがある。

杯Bは、30個体以上あり、大きさでBⅠ(4、5)、BⅡ(3)、BⅢ(1、2)に分れる。BⅠは、口縁部内外面と底部内面周囲をロクロナデし、底部内面中央部は不定方向のナデ、BⅡ・BⅢは内面全体と口縁部外面をロクロナデしている。底部外面はすべてヘラ切りののちナデている。(1)は、口径9.8cm、高3.3cm、(2)は、口径9.9cm、高3.9cm、(3)は、口径12.8cm、高3.9cm、(4)は、口径16.2cm、高5.4cm、(5)は、口径14.8cm、高4.1cmである。底部外面に墨の付着する転用硯1点と、墨書土器3点がある(fig. 23－4、5)

杯B蓋は、50個体以上あるが、縁部の形態はすべて屈曲するA形態でB形態はない。杯Bに対応してⅠ(10)、Ⅱ(8、9)、Ⅲ(6、7)の大きさがある。(6)は、口径10.4cm、高1.7cm、(7)は、口径10.9cm、高1.5cm、(8)は、口径13.7cm、高1.7cm、(9)は、口径13.8cm、高2.4cm、(10)は、口径17.5cmである。内面に墨の付着する転用硯は3点ある。

壺C(15)は、口縁部を欠損する。欠損部の形状では、やや外反ぎみに端部が終る形である。内外面ともロクロナデし、底部外面中央部はタテナデである。胎土には黒色粒が多く入り、焼成は堅緻である。残存高6.4cm。

壺H(14)は、口径14.0cm、高7.8cmをはかる小型の壺で、平底から斜め外方にたちあがる体部と大きく内弯しながら外反する口縁部からなる。内外面ともロクロナデし、底部外面に糸切り痕が残る。

壺K(17)は、底径7.8cm、残存高19.2cm。体部外面の肩より下をヘラケズリし、底部外面にタテナデを施すほかは、ロクロナデで仕上げている。

壺L(18)は、底径6.0cm、残存高16、9cm。焼成は、軟質で灰白色を呈する。口縁部内外面とも不定方向のナデを施し、体部外面はロクロヘラケズリする。口縁部近くはその上をロクロナデし、体部内面もロクロナデする。底部外面には糸切り痕が残る。

壺M(16)は、口径3.9cm、高9.4cm。口縁部内外面ともロクロナデし、体部外面はロクロヘラケズリする。底部外面には糸切り痕が残る。(PL. 18-5)

黒色土器　杯A(fig. 12-32)は、口径20.0cm、高5.1cm。A類。

SD2352出土土器は、年代的には平城宮土器編年Ⅱ～Ⅴの土器が含まれている。

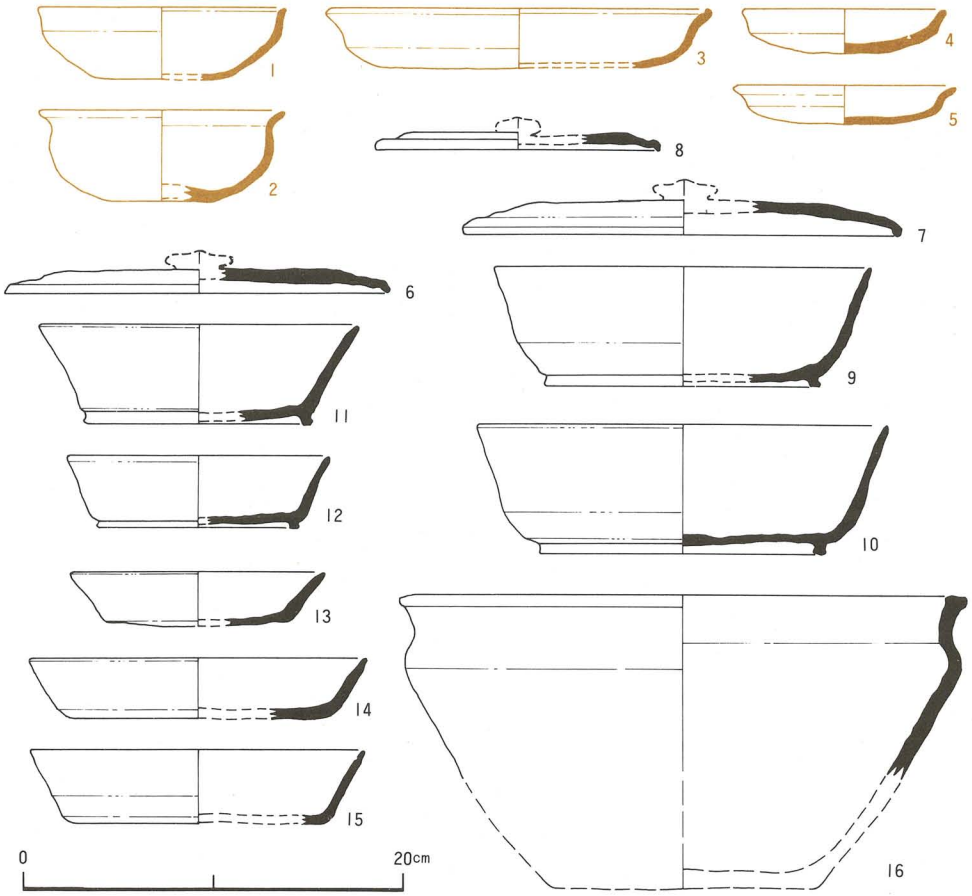

fig. 14　SD3701・3703・3706出土土器実測図

SD3701・3703・3706出土の土器(fig. 14)　　坪内区画道路の幹線側溝の出土土器を一括とりあげる。溝内にはとくに顕著な層位はなく単一層として考えている。土器類としては、土師器、須恵器、黒色土器、製塩土器、二彩釉陶器(fig. 22-16)、土馬がある。

土師器　　杯A・B・同蓋、椀A・C、皿A・C、高杯A、壺A・C、甕A・B、竈。

皿A(3)は、口径19.7cm、高3.1cm。b_0手法、1群土器である。暗文はない。

皿Cは、口縁部が強く外反するもの(5)と、真直ぐ終わるもの(4)とある。いずれも口縁部内外面をヨコナデし、底部内面はナデ、外面は不調整である。(4)は、口径10.5cm、高2.3cm、(5)は、口径11.5cm、高1.9cm。

椀C(1)は、口径12.7cm、高3.7cmで、口縁端面はわずかに面をなす。内面はヨコナデ、外面は口縁端部のみヨコナデし、他は不調整である。1群土器。

壺Cは、7個体以上ある。(2)は、口径12.7cm、高4.7cm。壺内面に漆の付着するものがある。

須恵器　　杯A・B・C、杯B蓋、鉢A・D、平瓶、壺A・同蓋、甕がある。

杯Aは、底部ヘラ切りののち、ロクロナデをするもの(13)、ロクロケズリをするもの(14)、

ヘラ切りのままのものがある。(13)は、口径13.1cm、高2.8cm、(14)は、口径17.4cm、高3.2cm。

杯Bは、18個体以上ある。(10)は、口径21.3cm、高6.8cm。高台よりもやや外方に張り出してからたちあがる器形で、口縁部内外面ともロクロナデし、底部は、内面中央部がタテナデ、外面はヘラ切り痕を残す。(9)は、口径19.5cm、高6.2cm。口縁部外面では、高台から2cm幅ぐらいまでロクロヘラケズリを施す。(11)は、口径16.5cm、高5.3cm。やや外反しながらたちあがる器形である。内外面ともロクロナデで、底部外面もヘラ切りのあとロクロナデする。(12)は、口径13.5cm、高3.8cm。底部外面もヘラ切りののちロクロナデする。

杯B蓋(6)は、口径19.8cm、頂部はロクロヘラケズリしたあとロクロナデを施している。(7)は、口径22.4cm、B形態の蓋である。胎土は緻密で焼成の極めて良好なものである。頂部全面に自然釉がかかる。(8)は、口径14.7cm。

杯C(15)は、口径17.5cm、高3.9cm。口縁内面端部に沈線がめぐる。

鉢D(16)は、口径28.1cm。接合しない底部破片からみて高台のない形である。外面は口縁部から体部下端までヨコナデ、内面は口縁部から体部上半までヨコナデしているが、下半から底部までは不定方向のナデである。焼成は軟質で灰白色を呈す。

SD3701・3703・3706出土の土器は、平城宮土器編年のⅣ～Ⅴに相当する。

SE3615出土の土器(PL. 16－2、fig. 15、16)　掘形、埋土のそれぞれから土器類が出土しているが、図示できたのはほとんどが埋土出土のものである。種類は、土師器、須恵器、黒色土器、緑釉陶器(fig. 22-15)、土馬、製塩土器である。

土師器(fig. 15)　杯A・B・C、杯B蓋、皿A・B・C、椀A・C、高杯A、盤、壺A・C・H、鉢B、甕、ミニチュア甑、ミニチュア竈がある。

杯Aは、b_0手法(2、3)と c_0手法(1)に限られる。(1)は、口径15.0cm、高3.2cm、(2)は、口径15.0cm、高3.5cm(3)は、口径14.2cm、高3.0cm。いずれも2群土器。

皿Aはa_0手法(8、9)、b_0手法(10～15)、c_0手法(16、17、18)がある。(11)は1群土器であるが他は2群土器である。c_0手法の3点は、口縁端部が内側に巻き込まず、直ぐに終るものである。(8)は、口径19.5cm、高2.4cm。(9)は、口径15.3cm、高2.2cm。(10)は、口径19.5cm、高2.5cm。(11)は、口径19.1cm、高2.2cm。(12)は、口径21.5cm、高2.1cm。(13)は、口径23.5cm、高2.7cm。(14)は、口径19.7cm、高2.7cm。(15)は、口径17.3cm、高2.6cm。(16、17)はともに口径15.3cm、高2.5cm、(18)は、口径15.6cm、高2.6cm。

椀Aには、a_3手法(19、20、21)とc_0手法(22)がある。a_3手法のものは、口縁外面端部を約1cm幅でヨコナデするほかは不調整で、ヘラミガキも粗い。(20)は、完形品で内面仕上げナデのあがり痕跡を残す。(20)、(21)、(22)は2群土器。(19)は、口径12.7cm、高3.0cm、(20)は、口径12.3cm、高3.3cm、(21)は、口径11.8cm、高3.2cm、(22)は、口径12.1cm。

皿B(24)は、口径25.2cm、高4.0cmを測る。口縁部内面はヨコナデ、外面は全面ヘラミガキで、底部外面はヘラケズリする。2群土器。

皿Cは、口縁部内外面をヨコナデし、底部内面はタテナデ、外面は不調整である。(4)

は、口径9.3cm、高1.5cm。(5)は、口径9.7cm、高1.7cm。(6)は、口径10.1cm、高1.8cm。(7)は、口径9.5cm、高1.7cm。(6)は1群土器で、他は2群土器である。

鉢Bは、2種類ある。(23)は、口径16.2cm、高4.1cmを測り、口縁端部が内側に少し巻く小型の鉢である。口縁部内外面はヨコナデ、底部内面はナデで調整する。底部外面のヘラケズリは、口縁部下半まで及ぶ。2群土器。(25)は、口縁部の残りが少ない。口径27.2cm、高9.7cmの大型の鉢である。口縁外面端部と内面はヨコナデし、外面は底部から口縁部全体にヘラケズリしたのち、口縁部にはヘラミガキを施している。

壺C(26)は、口径10.9cm、高3.4cm。口縁端部外面を強くヨコナデし、他は不調整である。

甕(27)は、口縁部約4分の1の破片で、口径29.0cmを測る。内面は、口縁部をヨコ方向のハケ目、体部をナデ調整している。外面は、口縁部から体部にかけて平行状タタキ痕があり、口縁部と屈曲部はその上をヨコナデし、体部についてはナデによる磨り消しとハケ目を施している。胎土は、細砂粒を含み、焼成は堅緻で灰色を呈す。外面にはススが付着している。(28)は、口縁部から体部にかけて2分の1程度残る。口径26.8cm。内面は、口縁部がヨコ方向のハケ目、体部は不調整で指頭圧痕が残る。外面は、口縁部から体部にかけてタテ方向のハケ目を施し、口縁部はその上をヨコナデしている。

ミニチュアの甑(29)は、口径6.3cm、高3.0cmを測る。底部の穴は焼成後に穿っている。内面と口縁部外面はヨコナデするが、体部外面は不調整である。胎土には大粒の砂粒が少量入り、暗黄灰色を呈す。図示していないがミニチュア竈下端部の破片も出土している。

須恵器 (fig. 16)　　杯A・B・同蓋、皿C、鉢A・D、盤A、壺G・L・M、甕Aがある。

杯Aは、口縁部内外面と底部内面の周辺をロクロナデし、底部外面はヘラケズリしている。(1)は、口径11.5cm、高3.7cm、焼成は軟質で灰白色を呈す。(2)は、口径13.2cm、高3.5cm。口縁端部と外面全体にススが付着しており、灯火器として使用されている。

杯Bは、口縁部内外面と底部内面周辺、高台周辺をロクロナデし、底部外面はヘラケズりする。(3)は、口径11.8cm、高3.4cm。(4)は、完形品で、口径11.8cm、高3.7cm。(5)は、口径13.9cm、高4.0cm。

杯B蓋は、縁部内外面ともロクロナデし、頂部はヘラ切りののちロクロナデをするが、(8)は、頂部から縁部にかけての部分にロクロヘラケズリを施している。(6)は、口径20.3cm、(7)は、口径18.2cm、(8)は、口径14.7cmを測る。(9)は完形品で、口径14.6cm、高2.7cm、内面に墨が付着し、転用硯として使用したもの。(10)は、口径13.4cm。

皿Cは、口縁部内外面と底部内面周縁はロクロナデし、底部外面はヘラ切り後ナデ調整している。焼成は、いずれも軟質で灰白色を呈す。(11)は、口径16.9cm、高1.7cm。(12)は、口径19.2cm、高1.6cm。(fig. 23－3)は、口径16.3cm、高1.7cm。裏面に墨書あり。

鉢Aは2個体ある。(13)は、口径21.0cmで、外面はヘラミガキを施す。(14)は、口径22.0cmで、内外面ともロクロナデである。

盤A(19)は、口径31.2cm、高9.0cm。体部から口縁部は、内外面ともロクロナデ、底部外

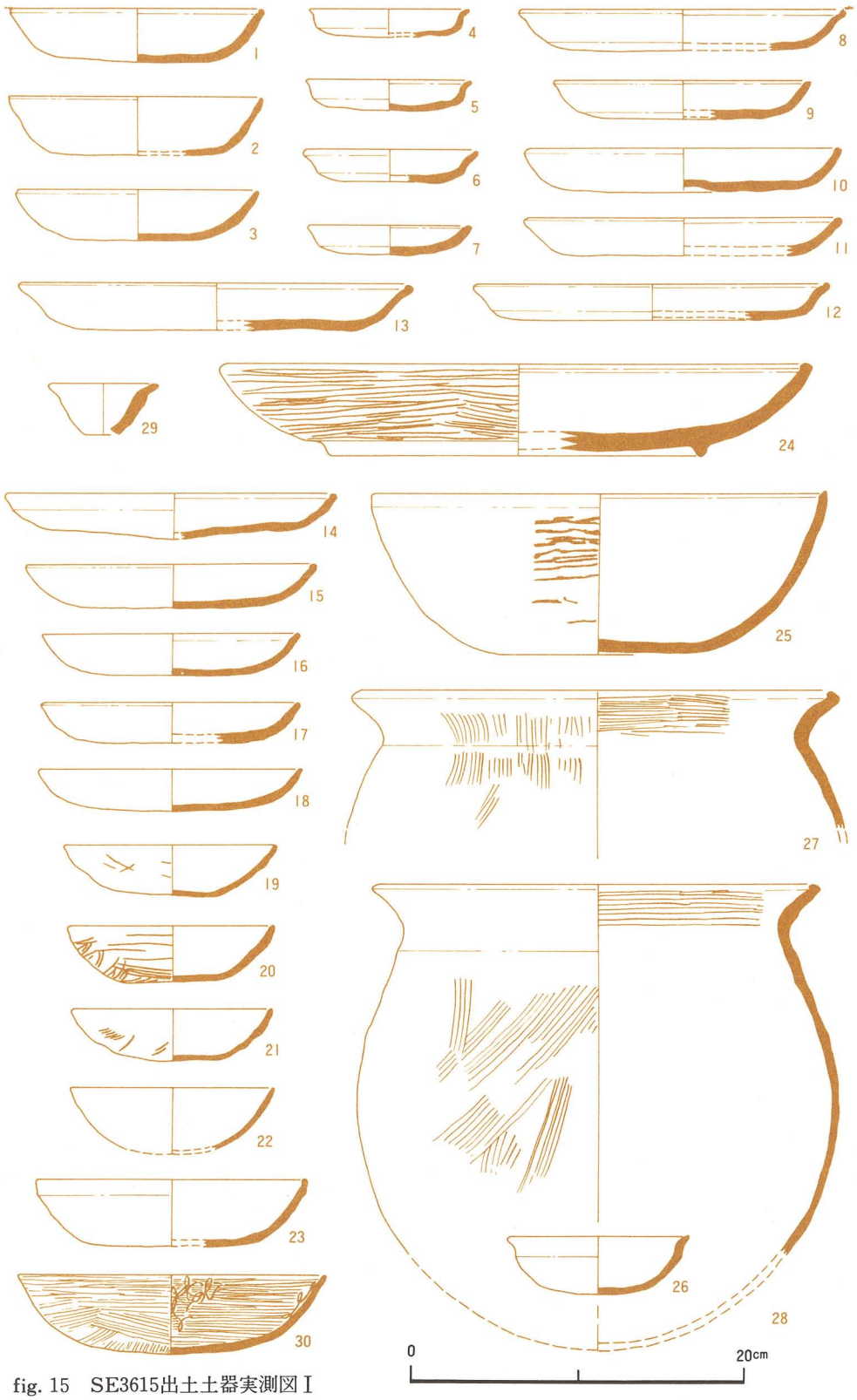

fig. 15　SE3615出土土器実測図Ⅰ

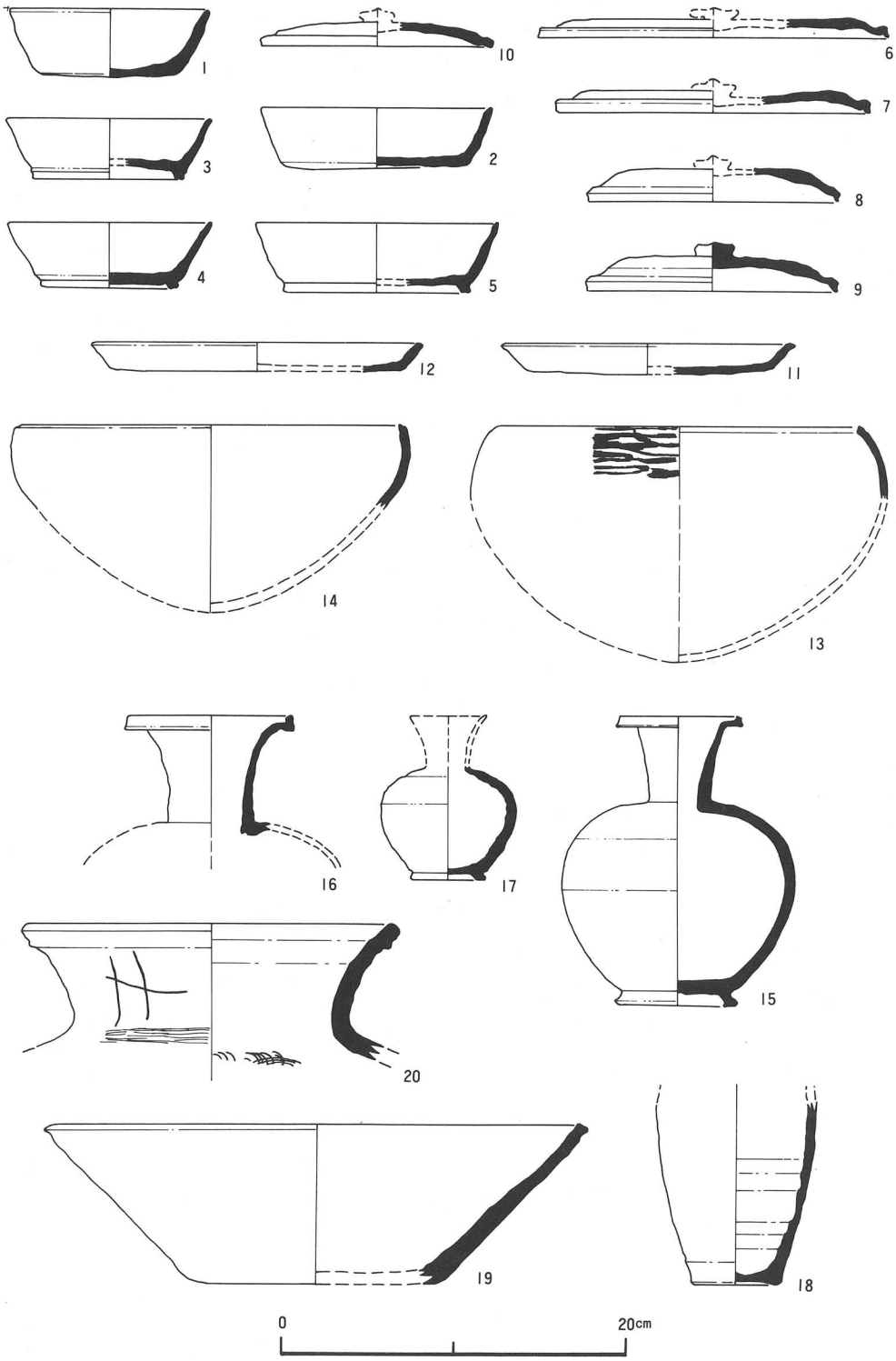

fig. 16　SE3615出土土器実測図Ⅱ

面はヘラケズリである。焼成は、軟質で灰白色を呈す。

壺G(18)は、体部のみ残る。体部内面は強いロクロ水引き痕が残り、外面はロクロナデである。底部は糸切り痕の上に植物繊維の圧痕が残る。

壺L(15)は、完形品で、口径6.7cm、高16.8cm。口頸部は内外面ともロクロナデし、体部はヘラケズリののちロクロナデする。底部はヘラ切りののちロクロナデ。焼成は堅緻で、暗灰色を呈す。(PL. 18-1) (16)は、口径9.3cm。頸部のみ残る。

壺M(17)は、底径4.2cm、現存高6.5cm。体部内面は強い水引き痕を残す。外面はロクロヘラケズリののち、ロクロナデしている。底部もロクロナデする。

甕A(20)は、口頸部のみの破片。口径21.0cm。内外面ともヨコナデし、体部外面はカキ目、内面に同心円文叩き板圧痕がある。頸部外面に「卄」印のヘラ記号あり。

黒色土器　杯A(fig. 15－30)は、口径18.3cm、高4.7cm。A類黒色土器であるが、口縁部外面端部は1cm幅ほど炭化している。内外面ともヘラミガキを密に施し、内面には不整形な螺旋暗文を施す。

SE3615出土土器は、平城宮土器編年Ⅲ～Ⅴの時期にあたる。

SE3720出土の土器(PL. 17－2、fig.17)　掘形、埋土から土器類が出土しているが、埋土中よりの出土が多い。種類は、土師器、須恵器、製塩土器である。

土師器　杯A・B、皿A・C、椀A・C、甕がある。

杯A(5)は、口径14.6cm、高2.5cm。口縁部内外面はヨコナデ、底部外面から口縁下端部にかけてヘラケズリしたのち軽くナデている。1群土器。

皿C(1)は、口径8.8cm、高2.0cm。口縁部外面端部から内面全体はヨコナデするが、外面は不調整。(2)、(3)はともに口径9.8cm、高2.3cm、口縁部と内面全体をヨコナデし、底部は不調整。(2)は完形品。(4)は、口径13.1cm、高2.0cm。調整は(2)、(3)に同じ。

椀C(6)は、口径13.6cm。e手法。

甕は、口縁部のみの破片である。(7)は、口縁端部が丸く巻き込むもので、口径23.3cm。(8)は、口径24.2cm。いずれも内面は、口縁部がヨコ方向のハケ目、体部はヨコナデしている。外面は、タテ方向のハケ目を施したのち縁部についてはヨコナデをする。

須恵器　杯A・B・同蓋、皿C、盤A、壺M、甕Aがある。

杯A(11)は、口径14.8cm、高3.4cm。口縁部内外面、底部内面の中央部を除いてロクロナデ、底部外面はヘラ切りののちナデている。焼成は軟質で灰白色を呈す。

杯Bは、いずれも口縁部内外面と底部内面の中央部を除いてロクロナデ、底部外面はヘラ切りののちロクロナデと不定方向のナデで調整している。(12)は、口径15.3cm、高5.2cm、(13)は、口径17.5cm、高5.2cm。

杯B蓋は、つまみを欠く。(9)は、口径12.9cm、(10)は、口径14.5cm。(9)の頂部は、ヘラ切りののちケズリを施しており、(10)はヘラ切りののちナデている。

皿C(14)は、口径18.8cm、高2.4cm。口縁部内外面と底部内面にかけてはロクロナデ、底

部外面はナデである。

盤A(15)は、口径36.0cm。内面はヨコナデし、外面はヘラケズリののちヨコナデ。

壺M(16)は、口頸部は欠損するが、他は完形のものである。内面はロクロナデ、外面はヘラケズリののちロクロナデを施している。高台はなく、糸切痕を明瞭に残す。

ＳＥ3720出土の土器は平城宮土器編年のⅢ～Ⅴの時期のものが含まれている。

SE3755出土の土器(PL. 17－1、fig. 18、19)　土師器、須恵器、黒色土器、製塩土器、土馬がある。

土師器(fig. 18-17～23、fig. 19-24～28)　杯A・B・C、皿A・C、椀A・C、高杯A、壺B・C、甕A・B・C、竈からなる。

杯B(21)は、口径23.8cm、高7.6cm。内面は磨滅のため調整は不明であるが、口縁部外面はヨコナデの上にヘラミガキを施す。底部外面は、ナデの上に井桁状のヘラミガキが残る。2群土器。

皿Aには、a_0手法(17、18、19)とc_0手法(20)がある。(17)は、口径17.6cm、高2.5cm、(18)は、口径18.4cm、高2.5cm、(19)は、口径14、6cm、高2.6cm、(20)は、口径16.2cm、高2.6cmを測る。(20)は2群土器である。

皿C(27)は、口径9.1cm、高2.0cm。底部外面は不調整で、他はヨコナデ。

椀A(24)は、口径13.8cm、高3.8cm。内面は仕上げナデの終了痕を明瞭に残し、外面は口縁部全体に指頭圧痕を残す。ヘラミガキあり。2群土器。

椀C(25)は、口径12.8cm、高4.0cm。e手法、2群土器。

壺B(26)は、口径14.1cm、高6.4cm。人面墨書土器である。小片のため墨書部分はわずかしか残っていない。口縁部内外面はヨコナデし、体部内面は不定方向のナデをするが外面は不調整である。

壺C(28)は、口径10.1cm、高3.1cm。口縁部内外面を強くヨコナデし、体部外面が不調整の点は、他の壺Cと同じであるが、口縁部の屈曲が弱いので椀のような形になっている。

甕A(22)は、口径28.0cm。内面は口縁から体部にかけてヨコ方向のナデを施し、口縁外面はヨコナデである。

甕C(23)は、口径19.0cm。内面は口縁部はヨコ方向ハケ目、体部はタテに強いヘラケズリを施している。体部外面はタテ方向ハケ目、口縁部内外面はヨコナデである。

須恵器(fig. 19-1～13)　杯A・B・C、杯B蓋、皿C、高杯、鉢A、壺A・同蓋、壺B・K・L・M、水瓶、甕がある。

杯Bは、すべて口縁部内外面と底部内面の周囲をロクロナデし、底部外面はヘラ切り後ナデている。(2)は、口径17.2cm、高5.7cm、(3)は、口径19.2cm、高5.6cm、(4)は、口径14.9cm、高4.1cm、(5)は、口径10.8cm、高3.8cm。

杯B蓋(1)は、つまみがなく、口径15.7cm。頂部はヘラ切り後ナデている。

杯C(6)は、口縁部の小片。口径は、19.5cm。焼成は軟質で白灰色を呈す。

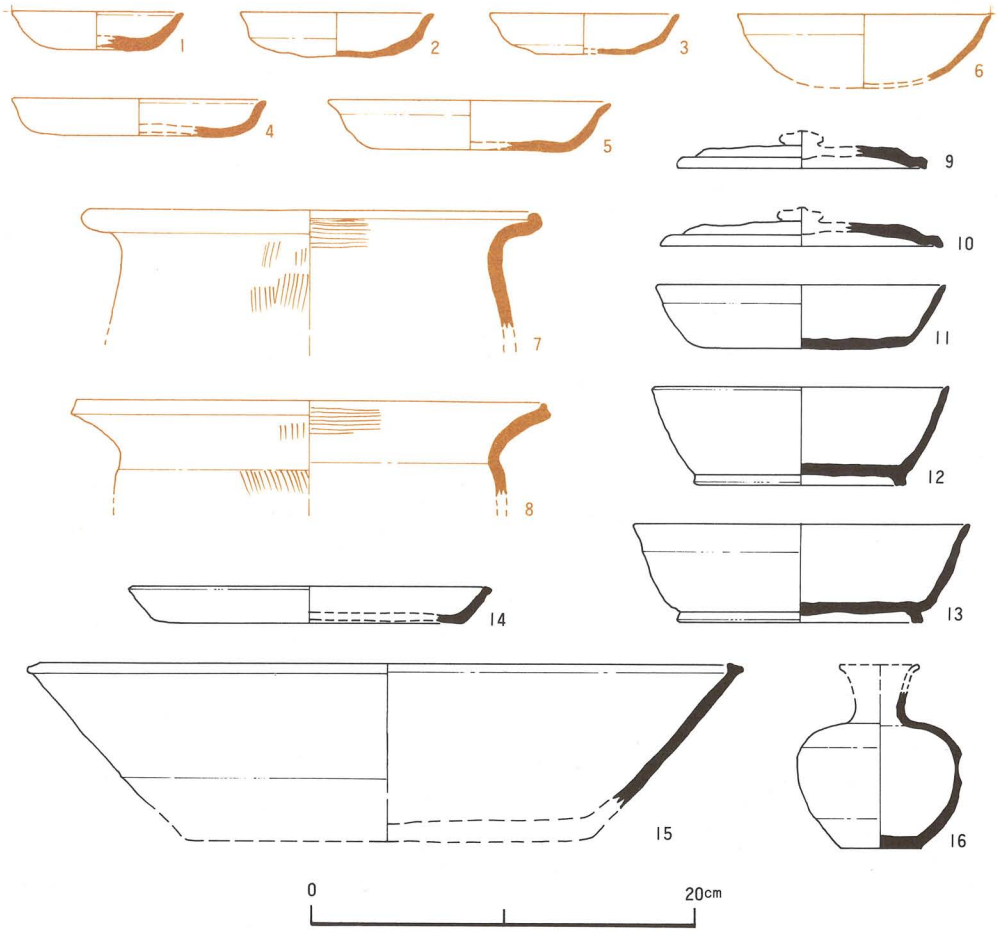

fig. 17　SE3720出土土器実測図

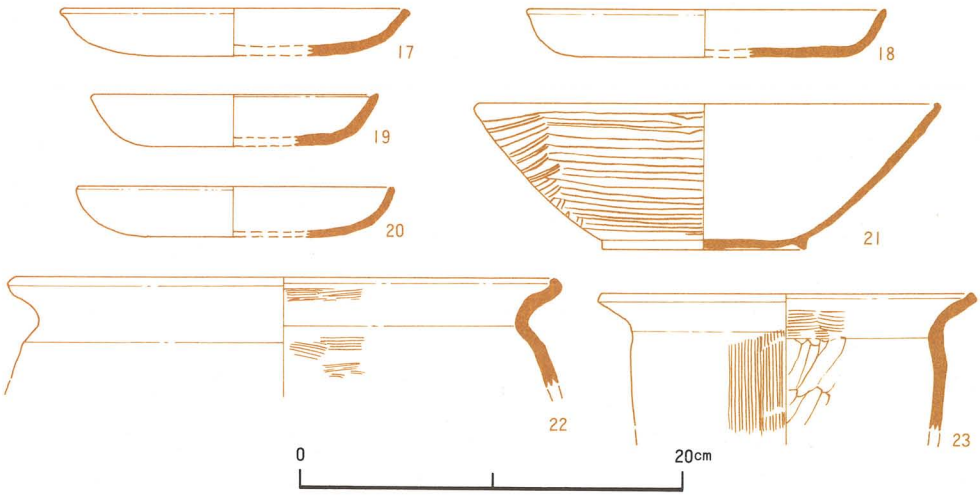

fig. 18　SE3755出土土器実測図Ⅰ

fig. 19　SE3755出土土器実測図Ⅱ

高杯(8)は、脚部の破片で、現存高12.8cm、脚中央部径4.7cmを測る。脚部は内外面ともロクロナデ、杯部中央部はタテ方向のナデである。

鉢A(13)は、口縁部の小片。復原口径20.0cm。内外面ともロクロナデし、外面はヘラミガキを加えている。

壺Lのうち、(9)は、体部中央に径2.0cmの円孔を焼成前に穿ち、穏にしている。口縁端部をわずかに欠損するほかは完形である。現存高20.0cm、底径11.9cmを測る。口頸部は内外面ともロクロナデし、体部外面はロクロヘラケズリ、底部外面はヘラ切りののちナデている。頸部内面と肩部には灰緑色の自然釉がかかる。(PL.18-2)(10)は、口頸部と肩部の破片で、(9)とは、胎土、焼成、技法、器形から自然釉のかかり具合までよく似ている。円孔の有無は不明。口径10.5cm。(11)は、体部の破片で、内面はロクロナデ、外面はロクロヘラケズリしている。底部外面はロクロヘラケズリののちロクロナデする。底径11.4cm。

壺M(12)は、口径4.8cm、高11.5cmの完形品である。口縁部内外面と、外面全体はロクロナデしている。(PL. 18-3)

水瓶(7)は、頸部のみ残存する。口径4.8cm。内外面ともロクロナデするが、外面のナデは斜に強く流れるナデで、頸部の形を整えるために把みナデしたものらしい。胎土、焼成とも極めて良好である。

黒色土器(fig. 19-29～32)　杯A・壺X・鍋がある。

杯A(29)は、口径18.7cm、高4.9cm。A類。口縁部内外面にはヨコ方向のハケ目、底部にはヘラミガキがある。外面は、全体にヘラケズリののちヘラミガキしている。(30)は、口径19.7cm、高4.6cm。B類。内面と外面口縁端部はヨコナデののちヘラミガキ、外面口縁部から底部にかけてはヘラケズリののちミガいている。いずれも内面に不整暗文がある。

壺X(31)は、口径3.0cm、高10.6cm。B類である。体部上方に、円孔のあいた吊り手と不整形の突起が、交互に3ケ所づつ付いている。吊り手の1個は、孔が貫通していない。肩部および体部外面下端から高台にかけてヨコ方向のヘラミガキ、体部外面全体にはタテ方向のヘラミガキをそれぞれ密に施す。口縁部内外面と、底部外面はヨコナデ。(PL. 18-7)

鍋(32)は、口縁部の破片で体部の形状は不明だが、口径14.5cmを測る。B類である。体部外面にはススが付着している。口縁部内外面はヨコナデ、体部内面はナデを施している。

SE3755出土の土器は、図示していない破片等も含めて検討すると、平城宮土器編年のⅢ～Ⅵの時期が含まれる。

SE3765出土の土器(PL. 17－2、fig. 20)　土師器、須恵器が出土した。

土師器　杯A・B・同蓋、皿A・C、椀A・C、高杯A、壺B・C、甕A・B・C、竈、ミニチュア竈がある。

皿A(1)は、a_0手法で内面に斜放射暗文と螺施暗文がある。口径18.0cm、高2.5cm。2群。

皿C(2)は、口径11.1cm、高1.6cm。

椀C(3)は、口径11.8cm、高3.5cm。口縁部は内外面ともヨコナデ、底部外面は不調整で

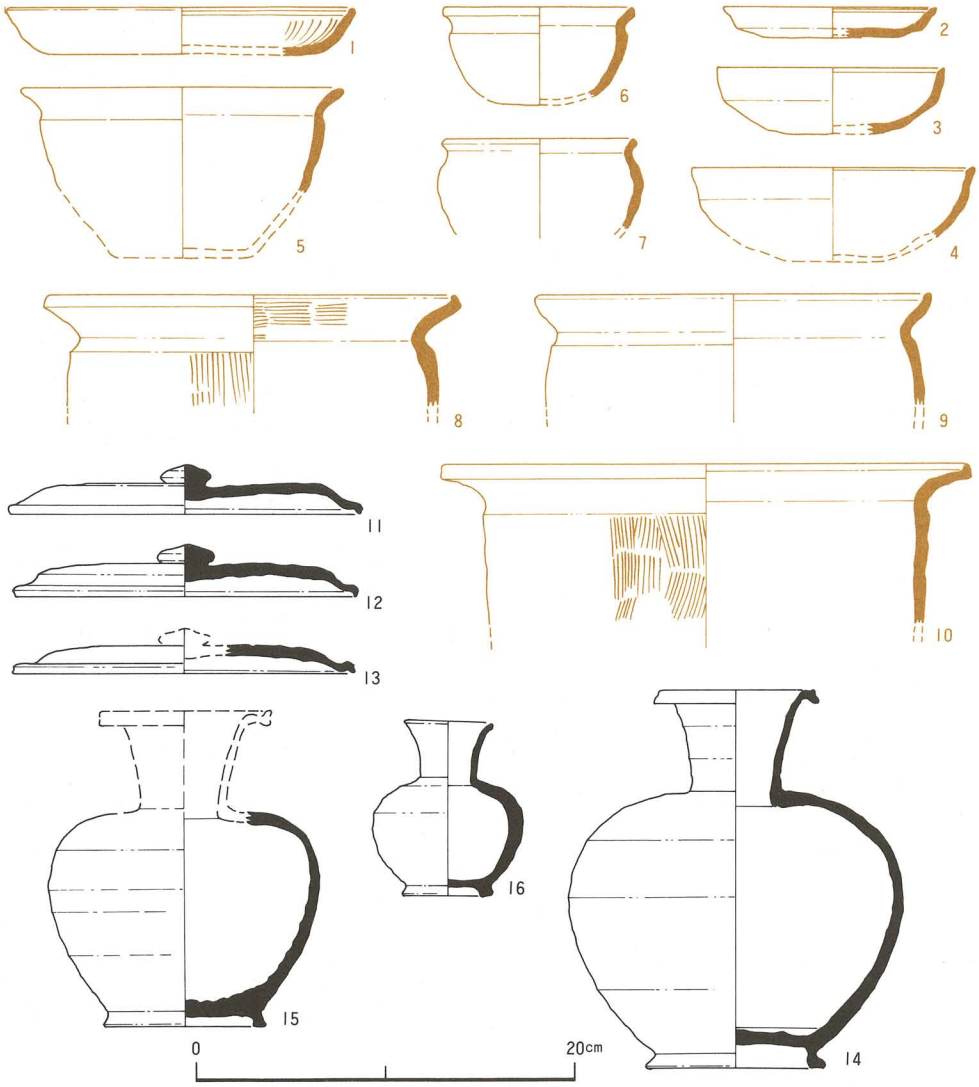

fig. 20　SE3765出土土器実測図

ある。1群土器。(4)は、口径14.7cm。(3)と同じ手法。

壺B(5)は、口径16.6cmで、体部下半は欠損する。

壺C(6)は、口径9.8cmで内面に漆が付着している。(7)も、口径9.8cm。体部内面は強いヨコナデを施している。両例とも体部外面は不調整で粘土紐の痕跡がある。

甕A(8)は、口縁部破片で、口径21.3cm。口縁部内面にヨコ方向ハケ目、体部外面にタテ方向ハケ目がある。(9)は、口径20.5cm。

甕C(10)は、口径27.5cmを測り、長胴型の甕である。内面は、口縁部も体部もヨコナデする。外面は、口縁部のみヨコナデし、体部はタテ方向のハケ目を残す。

須恵器　杯A・B・同蓋、盤A、壺K・L・M、甕A・Cがある。

杯B蓋(11)は、口径18.3cm、高2.5cm。(12)は、口径17.9cm、高2.7cm。いずれも丸みを

帯びたつまみをつけ、頂部はロクロヘラケズリしている。(13)は、口径18.0cm。

壺L(14)は、口径7.9cm、高20.0cm。ほぼ完形である。体部外面下半と底部外面とをロクロヘラケズリののちロクロナデするほかは、全体にロクロナデである。(15)は、体部の3分の1と頸部を欠く。底径8.4cm。内面はロクロナデし、外面はロクロヘラケズリののちロクロナデしている。底部外面もロクロナデである。

壺M(16)は、口径4.4cm、高9.2cm。ほぼ完形品である。口頸部内外面はロクロナデ、体部はロクロヘラケズリののちロクロナデ。底部外面に糸切痕がわずかに残る。(PL. 18-4)

ＳＥ3765の出土土器には、暗文のある皿Ａ(１)があるが、小片でわずかに１点である。掘形・埋土出土の他の土器全体の特徴からは、平城宮土器編年のⅣ～Ⅴと考えられる。

SK3640出土の土器(PL. 17－3、fig. 21、22)　土師器、須恵器、黒色土器、製塩土器、土馬がある。

土師器(fig. 21)　杯A・B・C、杯B蓋、皿A・C、椀A・C、高杯A、盤B、壺B、甕。

杯Ａ(１)は、口径16.7cm、高4.5cm。c_0手法であるが、ヘラケズリは、口縁部外面端部までは及んでいない。

杯Ｃは、すべてa_0手法。(２)は、口径16.8cm、高2.6cm。(３)は、口径16.6cm、高2.7cm。(４)は、口径17.5cm、高2.6cmで、２群土器である。

皿Ａは、a_0手法(５、６)、b_0手法(７)、c_0手法(８～12)がある。(５)は、口径15.3cm、高2.5cm、(６)は、口径22.3cm、高2.0cm、(７)は、口径22.6cm、高3.1cm、(８)は、口径17.0cm、高3.0cm、(９)は、口径16.7cm、高3.5cm、(10)は、口径18.8cm、高3.7cm、(11)は、口径20.6cm、高3.3cm、(12)は、口径20.3cm、高3.0cm。すべて２群土器。

皿Ｃは、すべてa_0手法。(15)は、口径10.7cm、高2.6cm、(16)は口径10.4cm、高1.8cm、(17)は、口径11.3cm、高2.4cm、(18)は、口径11.4cm、高2.4cmである。(15)、(18)は口縁部にススが付着し、灯火器として使用。

椀Ａには、a_0手法(19)、a_3手法(20、21)、c_0手法(22、23)がある。(19)は、口径12.0cm、高4.8cm、(20)は、口径11.3cm、高3.6cm、(21)は、口径12.0cm、高4.4cm、(22)は、口径12.0cm、高4.3cm、(23)は口径12.0cm、高3.9cm。すべて２群土器。

椀Ｃ(24)は、口径12.6cm、高4.5cm。Ｃ手法。口縁端部はやや外反する。２群土器。

盤Ｂ(13)は、口径25.3cm、高6.4cm。内面はヨコナデ、口縁部外面はヘラミガキ。２群。

壺Ｃは、口縁部の形態で２タイプある。(25)、(26)は、端部をやや大きく開くもので、(27)は、短く終る。(27)は体部も丸みを帯びた器形である。

甕Ａの４個体は、基本的には口縁部内面をヨコ方向のハケ目、外面はタテ方向のハケ目を施すが、口縁部はその上をヨコナデしている。体部内面は、(fig. 22－32)がタテ方向の粗いヘラケズリを施すほかは、ナデで調整している。(28)は、口径27.5cm、(29)は、口径31.0cm、(30)は、口径34.3cm、(fig. 22－32)は口径21.6cmを測る。

甕Ｂ(fig. 22－31)は、口径25.7cm、現存高12.8cmを測る。口縁部内面はヨコ方向、体部

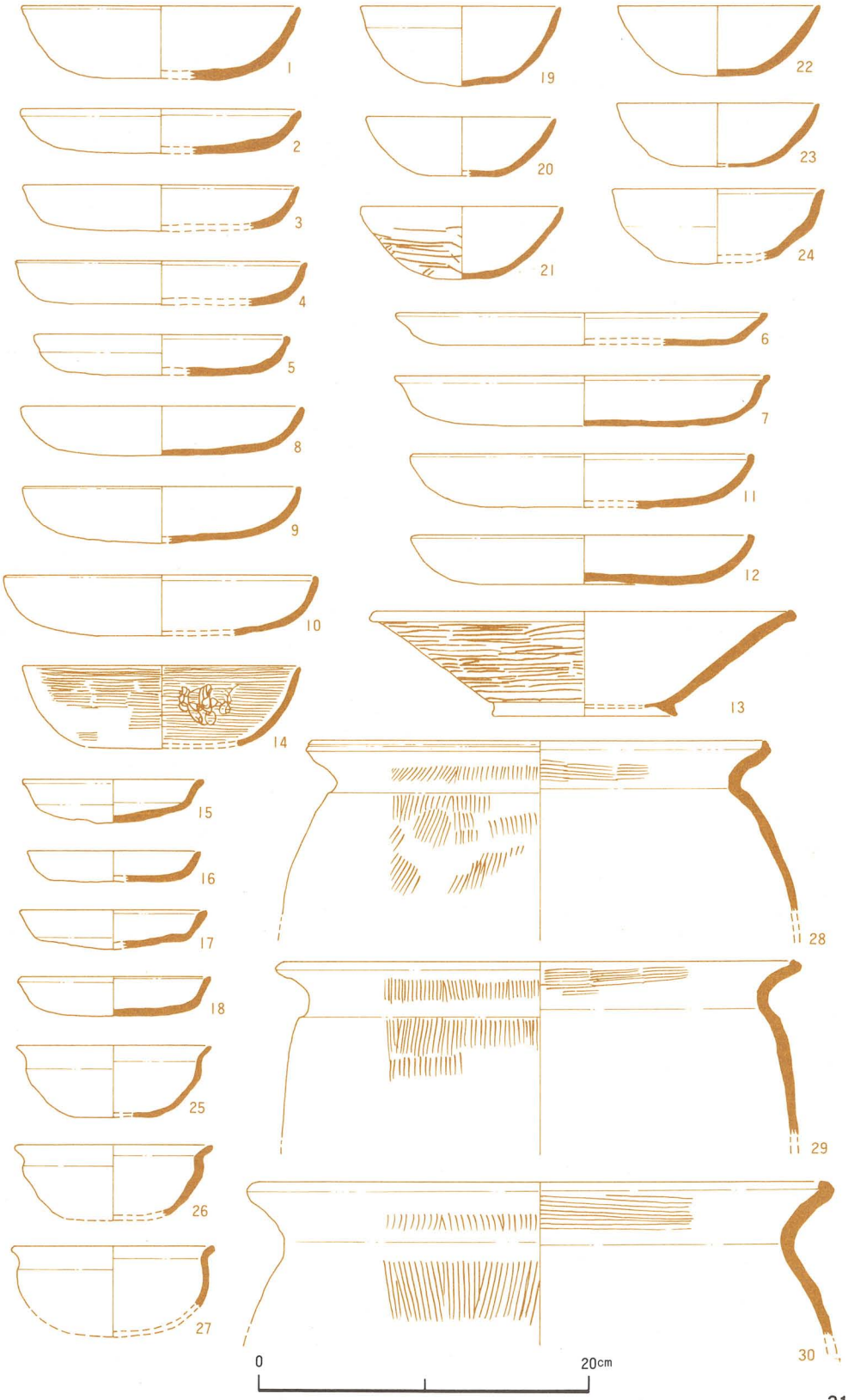

fig. 21　SK3640出土土器実測図Ⅰ

外面はタテ方向のハケ目を残すが、ハケ目は細かく、強く明瞭につけられている。体部内面にもタテ方向のハケ目があるが、上半部はナデ、下半部はヘラケズリで消されて不明瞭である。把手は小さく上方に曲る。

須恵器(fig. 22-1～13)　杯A・B・同蓋、皿C、平瓶、鉢D。壺A・同蓋、壺G・L・M・H、甕がある。

杯A(8)は、口径15.4cm、高3.3cm。底部外面はヘラ切り後ナデ。焼成は軟質で灰白色。

杯Bは、底部内面中央部を不定方向のナデ、外面はヘラ切り後ナデている。(9)は、口径16.8cm、高5.4cm、(10)は、口径12.9cm、高3.8cm、(11)は、口径10.5cm、高3.4cm。

杯B蓋は、すべてA形態である。頂部をヘラ切りのちロクロヘラケズリするもの(1、2)と、ロクロナデするもの(3～7)がある。(1)は、口径18.0cm、高1.8cm、(2)は、口径15.1cm、高1.8cm、(3)は、口径14.7cm、高2.0cm、(4)は、口径11.1cm、高1.3cm、(5)は、口径11.2cm、高1.3cm、(6)は、口径9.9cm、高1.7cm、(7)は、口径10.5cm、高1.5cm。

壺A蓋(13)は、つまみを欠く。口径16.5cm、現存高2.7cm。端部内外面はロクロナデ、内面は不定方向のナデ、頂部外面はヘラ切り後ナデている。

壺H(12)は、口径12.3cm。内外面ともロクロナデ。焼成は軟質で灰白色を呈す。

黒色土器　杯A(fig. 21－14)は、口径16.8cm、高5.0cm。内外面ともヘラミガキ。花弁状の暗文がある。A類黒色土器。

ＳＫ3640は、年代的には、平城宮土器編年のⅤの時期のものが一括投棄されたものと考えられる。

施釉陶器(巻首図版、PL. 18-6、fig. 22)　施釉陶器は、3個体出土した。緑釉椀(14)は、口縁部の破片であるが器形からすると高台付の椀であろう。緑釉は淡黄緑色である。口径21.6cm。緑釉壺(15)は、ＳＥ3615埋土上層部から出土した完形品である。体部内面と、口縁部内外面から肩部にかけてはロクロナデ、体部外面はヘラケズリしている。素地の焼成は軟質で、深緑色の釉が、口縁部内面、外面全体と底部外面にもかかっている。口径3.6cm、高4.4cm。二彩壺(16)は、ＳＤ3701出土で、釉はわずかに残るだけである。辛うじて白釉と緑釉の二色が確認できるが、平城京の他の出土例からみて三彩釉である可能性も否定できない。内面底部のみタテナデし、他はロクロナデしている。素地は焼成が軟質で白色を呈す。口径3.5cm、高3.9cm。

土馬(fig. 22－17、18)　ＳＤ2352・3701、ＳＥ3615、3755、3765、ＳＫ3640などから20個体以上が出土している。図示した2例は脚部を欠損する。尾は上方にあがり、たてがみなどの表現もない。しかし(17)については、わずかにナデによる鞍の表現がみられる。

墨書土器(PL.19、fig. 23)　溝、井戸、包含層などから少量の墨書土器が出土している。fig. 23のものは、すべて須恵器に書かれたものである。(1)は、ＳＫ3640出土で、杯B蓋頂部に逆字で「右」とある。(2)ＳＥ3755出土。同じく杯B蓋の内面に明瞭に「奥内」と記している。人名かどうかは不明である。(3)は、ＳＥ3615出土。皿Cの底部外面の周辺近

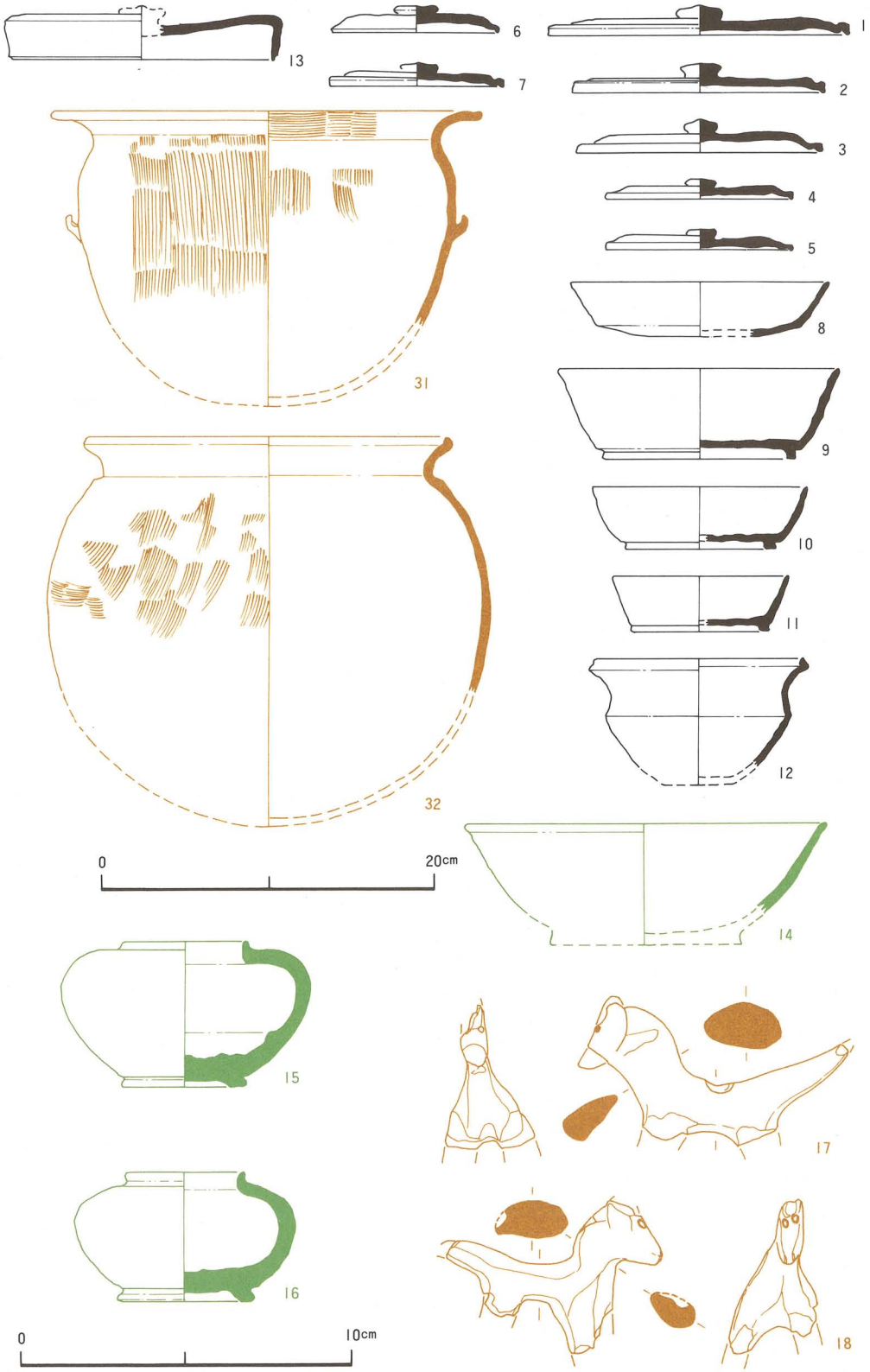

fig. 22　SK3640出土土器Ⅱ・施釉陶器・土馬実測図

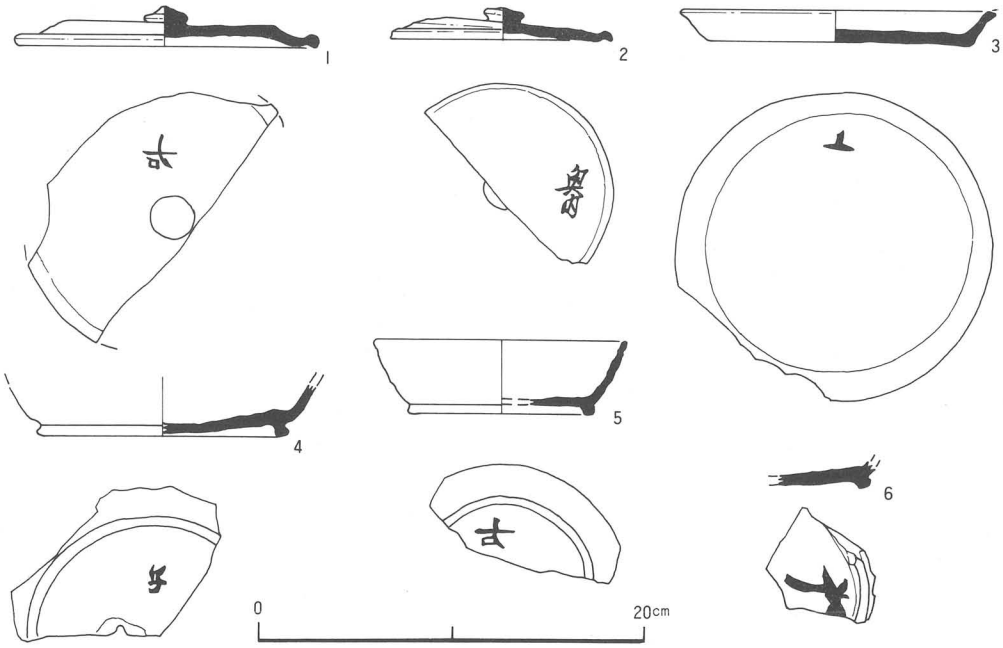

fig. 23　墨書土器実測図

くに「T」字形の墨書のあるものである。記号であろうか。(4)は、SD2352出土、杯B底部外面に書かれていて、「子」と読める。(5)も同じくSD2352出土のもので、杯B底部外面に逆字で「右」と書かれている。(6)はSE3755出土で、杯B底部外面に「大」の字状に書かれるが、文字ではなく記号であろう。同じ形のものが、他にも1点ある。

その他、杯B底に「白」か「自」と読めるもの(PL19-6)、土師器杯底に「井」と読めるもの(PL19-8)がある。

製塩土器　製塩土器は、調査区全域の遺構・包含層から少量づつ出土している。いずれも小片で遺存状況が悪く、全体の形を復原できるものはない。胎土、手法に限って分類すると、Ⅰ. 内外面ナデ調整のもの、Ⅱ. 内面に布圧痕のあるもの、Ⅲ. 胎土にもみ穀の入るもの、が抽出できる。Ⅰの中にも極めて薄手で、胎土に少量の大粒砂粒が入る粘性の強いものと、厚手で砂粒の多いものとがある。Ⅱの布圧痕も、極めて細かい布圧痕と、荒いものとがある。Ⅲは極めて少ない。

弥生土器(fig.24)　高杯(1)は、SD3701から出土したもので、杯部から脚部上端にかけての破片である。杯部は深く、口縁外面に縦の凸帯が7本一単位で貼りつけられている。位置からみて4ケ所に配されているものとみられる。口縁の外面と内面全体はナデ調整、底部外面は細かいハケ目がある。脚部は磨滅が激しく調整は不明である。口径29.0cm、高14.3cm以上を測る。胎土には砂粒を多少含み、部分的に赤味を帯びた暗褐色を呈す。弥生中期。

甕(2)は、ＳＫ3717から出土したもので、平底と短く外反する口縁をもつ器形で、復原すると完形近くなる。口縁部内面はヨコ方向のハケ目、外面は体部全体にタテ方向のハケ目を施している。ハケ目は上半が荒く、下半が細かく原体を異にする。体部内面はナデ調整である。胎土は砂粒を多く含み、暗茶褐色を呈す。口径28.4cm、高42.0cm。弥生中期。

小結　後述する遺構の変遷とも関連するので、まず出土土器全体の年代観について触れておく。土壙ＳＫ3640出土土器が、平城宮土器編年Ⅴ期(奈良末)のものに殆んど限られているため奈良末の時期の一括投棄と考えられるほかは、井戸・溝などのものについては、各時期のものを含んでいる。

九条条間路北側溝であるSD2352では、土師器杯Ａに２段放射暗文をもつものなど、平城宮土器編年Ⅰ～Ⅱに属するものがある。掘立柱東西棟ＳＢ3739の柱穴から出土した須恵器杯Bは、高台から口縁部へのたちあがりの形状からみて、平城宮土器編年のⅡ期以前に考えられる。杯Ｂ蓋も、口縁部の屈曲しないＢ形態で、頂部をヘラケズリしており、同様の時期である(fig. 25)。ＳＢ3739は重複関係から最も古い時期に編年される建物であり、建物変遷を考える上での手懸りとなろう。

ほかに、16棟の建物、12条の塀の柱穴から土器が出土しているが、出土量もさほど多くなく、年代の決め手となる良好な資料もなかった。

fig. 24　弥生土器実測図

４基の井戸からの出土土器では、平城宮土器編年のⅡ期に遡るものはない。ＳＥ3720には、図示していないが、Ⅲ期頃とみられる土師器杯Ａの破片等が含まれている。ＳＥ3615、ＳＥ3755も同様の時期とみてよいが、ＳＥ3765はやや時期が下る。廃絶時期については、各井戸とも埋土中に奈良末から長岡宮の時期のものが含まれているので、長岡宮遷都に伴ってか、あるいはまもなくの時期と考えられる。

九条条間路北側溝ＳＤ2352は、上層出土土器中に、東三坊大路東側溝SD650　の上層に対応する土師器杯Ａが数点あることと、同溝上(註8)を覆っている土壙ＳＫ3618中にも同時期の土師器杯Ａがあるので、９世紀後半に最終的に廃絶したようである。この点については、東市推定地での東堀河の廃絶時が、出土土器から同じように考えられていることとも符合する。

出土土器の器種構成(註9)などの内容についてみると、単一の遺構で個体数を問題にできるほどの量がな

いため、土師器と須恵器の数量比、食器類、貯蔵器、煮沸器相互の数量比などを数値で示して比較することはむずかしい。

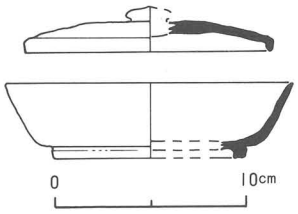

fig. 25　SB3739柱穴出土土器実測図

しかし出土総量の単純な比較という点では、土師器と須恵器に著しい数量差は認められない。平城宮内での土師器と須恵器の数量比では、土師器が圧倒的に多いのに対して、京では、一般に土師器と須恵器の数量が近似していることが指摘されている。(註10) この点では、今回の場合は、京の一般的な傾向を認めることができる。

平城京左京四条四坊九坪では、土師器と須恵器の数量比以外に、宮の土器と京の土器との相違点を次のような器種構成の相違にもとめている。その１つは、土師器食器類に口径15cm以下の小形器(杯ＡⅢ・椀Ｃ・皿Ｃ)が少なく、逆にまた土師器・須恵器とも高５cm以上の大形品も少ないこと、その２は、須恵器杯Ｌ、糸切底杯Ｂのような宮にはみられない器種が存在すること、である。今調査区出土土器が、主に奈良時代後半の土器であることと、一括資料でない点で直接の比較は困難であるが、第１の指摘のうち、土師器杯ＡⅢ、椀Ｃが極めて少ない点では同様の傾向は認められる。但し、皿Ｃについては、灯火器に使用している例も多いので、これを食器に含めるかどうか問題はあるが、今回の場合は極端に少ないということはない。

むしろ、今調査区出土土器を全体的にみた場合の宮との相違は、Ⅰ群土器が極端に少ないことである。奈良時代後半にⅠ群土器が減少傾向にあることは宮でもみられるが、今調査地ではほとんどⅡ群土器に限られている点が注目される。いずれにしても、今後良好な一括資料によって宮と京、あるいは京の中での相違等、細かく検討していく必要があろう。

(註８)　奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅵ 1975
(註９)　註３に同じ
(註10)　奈良国立文化財研究所編『平城京左京四条四坊九坪発掘調査報告』1983

２．瓦

今回の調査で出土した瓦は、軒丸瓦が２点、丸・平瓦が整理平箱で８箱と量が少ない。軒丸瓦はともに外区を残す小片で、１点が珠文・線鋸歯文縁、他が6133型式と推定される珠文縁である。前者はⅡ区中央部、後者はⅠ区で出土。丸・平瓦はⅠ区の井戸ＳＥ3615、九条条間路北側溝ＳＤ2352及びⅡ区の坪内道路ＳＦ3705付近からややまとまって出土した。丸瓦はいずれも玉縁丸瓦で、平瓦には一枚作りのほか桶巻き作りによるものが若干ある。

3　木製品(PL. 20、21、fig. 26～28)

木製品は、ＳＤ2352・ＳＥ3615・ＳＥ3720・ＳＥ3755・ＳＥ3765より合わせて約50点が出土した。種類は祭祀具・服飾具・食膳具・文房具・農具・容器・その他部材が34点あり、他は用途不明の板状品・棒状品である。

祭祀具　斎串が３点ある(２～４)。細長い薄板ないし棒の一端を尖らせ、側面に切込みをほどこした串状品。３・４は薄板の上端を圭頭状に、下端を剣先状に作り、左右両側面から切込みを入れる。ともに表・裏面を割面のままとし、側面のみに削りをおこなう。３は切込みが側面の左右２箇所にあり、上方の切込みを下向きに、下方の切込みを上向きに入れ、１箇所の切込み回数は８～10回。長19.8cm、現存幅1.6cm、厚0.15cm、ヒノキ板目材、ＳＥ3755出土。４は側面を割裂くように上端木口から切込みを入れ、１箇所の切込み回数は２回である。長16cm、幅２cm、厚0.2cm、ヒノキ板目材、ＳＥ3755出土。２は角棒の側面に切込みを入れるもので、類例の少ない形態。割材の四面を削り角棒に加工し、頭部を４方向から斜めに削り角錘状とする。他端の形状は欠失のため不明である。４側面のそれぞれに２箇所以上の切込みを入れ、切込みの位置を上から順に、左右→前後→左右→前後、切込みを入れる方向を上から順に、下向き→上向き→下向き→上向き、と変化させている。１箇所の切込み回数は８～９回。現存長31.6cm、径0.9×0.8cm、ヒノキ、ＳＥ3755出土。

服飾具　櫛が５点ある(６～10)。いわゆる挽歯の横櫛で、板の一側縁から細い歯を挽きだし、表面を平滑に研ぎあげる。平面形はいずれも長方形。肩部の形状は、７～10では丸味を帯び、６は欠失のため不明である。脊の上縁はいずれもゆるい弧を描き、その断面形は６が半円形、７が隅丸方形、８～10が圭頭形を呈する。歯の挽き通し線は、６～９では脊の上縁に平行してゆるい曲線を描き、10では直線に引いている。歯は両面から交互に鋸で挽き、先端を両面から削って尖らす。歯の数は３cmあたりで、６が32枚、７が27枚、８が29枚、９が30枚、10が28枚。６：現存長2.9cm、脊高0.5cm、歯長2.1cm、厚0.4cm、イスノキ、ＳＥ3615出土。７：現存長5.5cm、脊高0.6cm、歯長3.25cm、厚0.4cm、イスノキ、ＳＥ3755出土。８：現存長5.4cm、脊高0.85cm、歯長3.2cm、厚0.8cm、イスノキ、ＳＥ3615出土。９：現存長7.8cm、脊高0.9m、歯長3.35cm、厚0.8cm、イスノキ、ＳＥ3615出土。10：長14.6cm、脊高1.65cm、歯長3.55cm、厚0.9cm、イスノキ、ＳＥ3615出土。

食膳具　杓子形木器が１点ある(５)。幅広い板目板の一端を身とし、頚部から次第に幅を狭めて柄を作るが、柄頭を欠失する。身の先端を半円形に作り、身の側縁から頚部への移行部は稜を落とし撫で肩とする。両面とも平坦で表裏の区別がない。身の先端を片面から少し削り薄めるが刃を付けてはおらず、断面形は丸味をもつ。身・頚部・柄ともに側縁の稜を落とし丸く仕上げる。現存長21.9cm、幅9.4cm、厚0.75cm、ヒノキ、ＳＥ3755出土。

文房具　物指の断片が６片ある(１)。扁平な薄板に刻線で目盛りをつけたもの。６片は同一個体の可能性があるが互いに繋がらず、５片は両端を欠失し、１片にのみ一端面が残る。

3片を図示。表裏面・側面・端面ともに削って平滑に仕上げる。表面に1寸ごとの目盛りを入れ、その刻線は全幅を横断し一部で側面にも及ぶ箇所がある。1箇所だけ5分目盛りがあり、その刻線は全幅を横断せず2分の1の所で止まる。5寸をあらわす目盛りには「X」印を刻んでいる。「X」印を刻む破片が3点あるので、1尺の物指とすれば3本あったことになる。裏面にも目盛りを入れるが、間隔が5分・1寸・1寸5分・2寸5分と一定しない。表面の1寸刻み目盛りの間隔は2.925cm～3.025cmのばらつきがある(平均2.983cm)。現存長21.7cm・9.3cm・6.65cm・6.5cm・5.7cm・2.2cm、幅1.05cm・1.15cm・1.1cm・1.1cm・1.15cm・現存幅0.75cm、厚0.3cm。ウツギ柾目板。ＳＥ3615出土

農具　鍬の身が1点ある(19)。板目の割板を削って作る。平面形は舌状をなし、頭部を山形とする。肩部下5.1cmの所に段があり、それ以下を鉄鍬先との着装部とする。鍬先への挿入部は両面から斜めに削られて尖る。前・後面ともに中央部を厚く、周縁に向ってやや薄く整える。身の上半部には、平面長方形の枘穴が後面に対し65°の着柄角度であけられるが、柄は遺存しない。前面の枘穴から先端にかけては、枘穴幅で低い突帯を削り出す。前面の枘穴の外側には柄があたった痕跡があり周囲より低く窪む。現存長32.7cm、幅20cm、厚1.9cm、柄孔5.1×3.6cm、アカガシ亜属、ＳＥ3755出土。

容器　円形曲物の底板が11点、側板が2点、箍が1点、側板・箍が残るもの1点、側板・箍・底板が残るもの2点がある。底板(12～15)はいずれも周縁を鋭利な刃物で垂直に裁ち落とし、側面に側板固定用の木釘穴がある。木釘が残る例があり、12は5孔中1孔、13は4孔中2孔、14は7孔中5孔、15は6孔中1孔が残る。12・14・15の上面には黒漆が付着する。16は大型品でＳＥ3720の水溜に転用していたため底板はない。側板下端には底板を固定するための木釘留めの跡が17箇所ある。上下縁に箍をはめるが、上箍のみが残る。側板は重ね部分の1箇所で樺皮縫いをし、内面に縦平行線と斜平行線のケビキをいれる。上箍は重ね部分の2箇所で樺皮縫いし、側板とは2箇所で樺皮縫いで固定している。下箍は3箇所で側板に木釘どめする。側板の上端部には相対する1箇所に幅6cm、深さ4cmのえぐり込みがある。内面全体に黒漆が付着する。17は側板に底板を10箇所で木釘留めし、下縁に箍をはめる。側板は重ね部分の1箇所で樺皮縫いをし、内面に縦平行線と斜平行線のケビキを入れる。下箍は重ね部分の2箇所で樺皮縫いをし、8箇所以上で側板に木釘留めする。18は側板に底板を6箇所で木釘留めし、下縁に箍をはめる。側板は重ね部分の1箇所で樺皮縫いし、内面に縦平行線と斜平行線のケビキを入れる。箍は重ね部分の1箇所で樺皮縫いし、6箇所で側板に木釘留めする。内面全体に黒漆が付着する。12：径20.5cm、厚0.9m、ヒノキ板目材、ＳＥ3720出土。13：径20cm、現存厚0.8cm、ヒノキ板目材、ＳＥ3765出土。14：径22cm、厚0.8cm、ヒノキ板目材、ＳＥ3720出土。15：径19.4cm、厚0.8cm、ヒノキ板目材、ＳＥ3720出土。16：径44.8cm、高30.3cm。17：復原径23.4cm、現存高4.9cm、ＳＥ3720出土。18：径26.1cm、高10.8cm、ＳＥ3615出土。

部材(11)　片胴付ないし二方胴付の枘を造り出した部材。現存長16.8cm。ＳＥ3765出土。

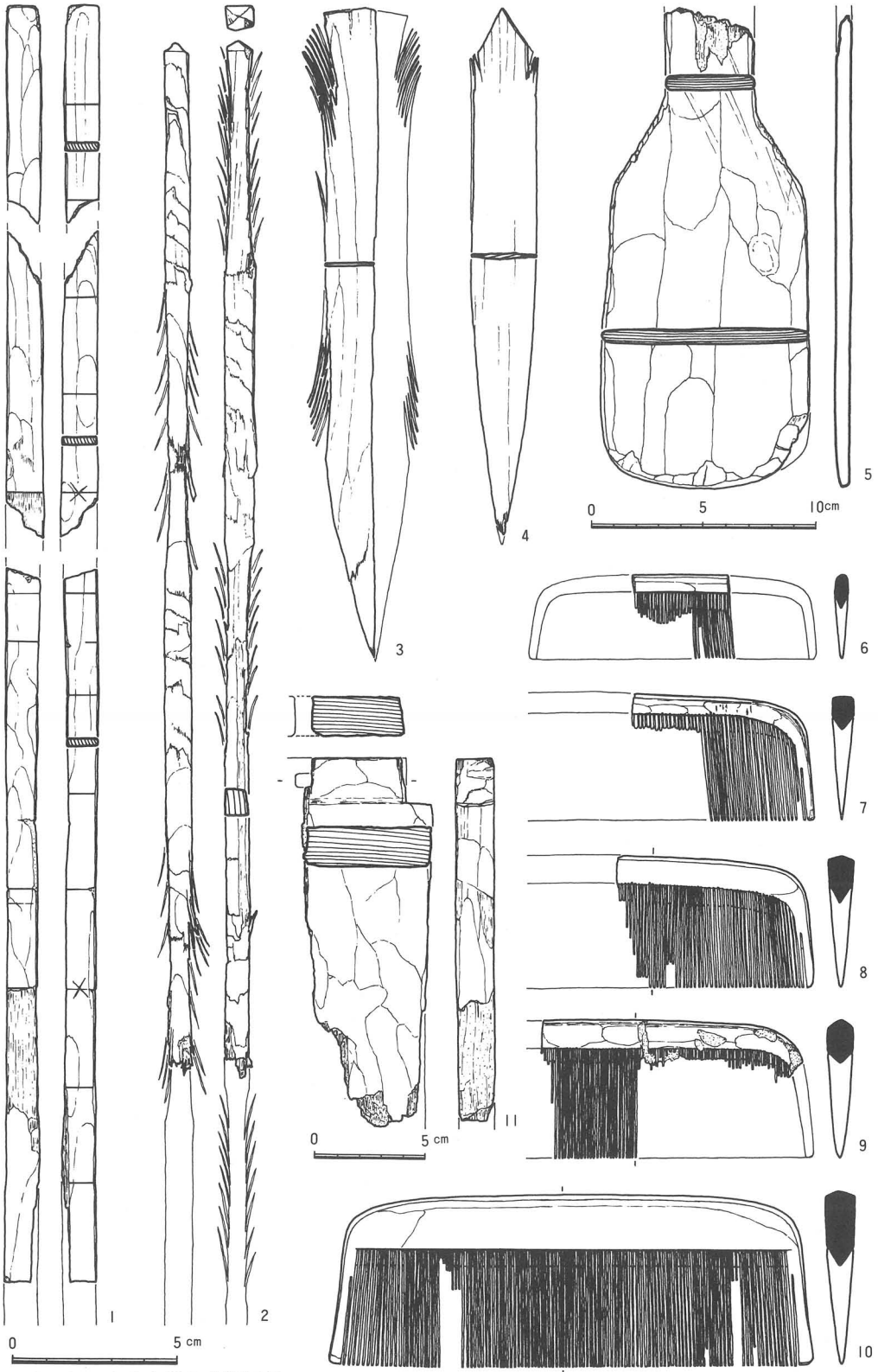

fig. 26　出土木製品実測図Ⅰ

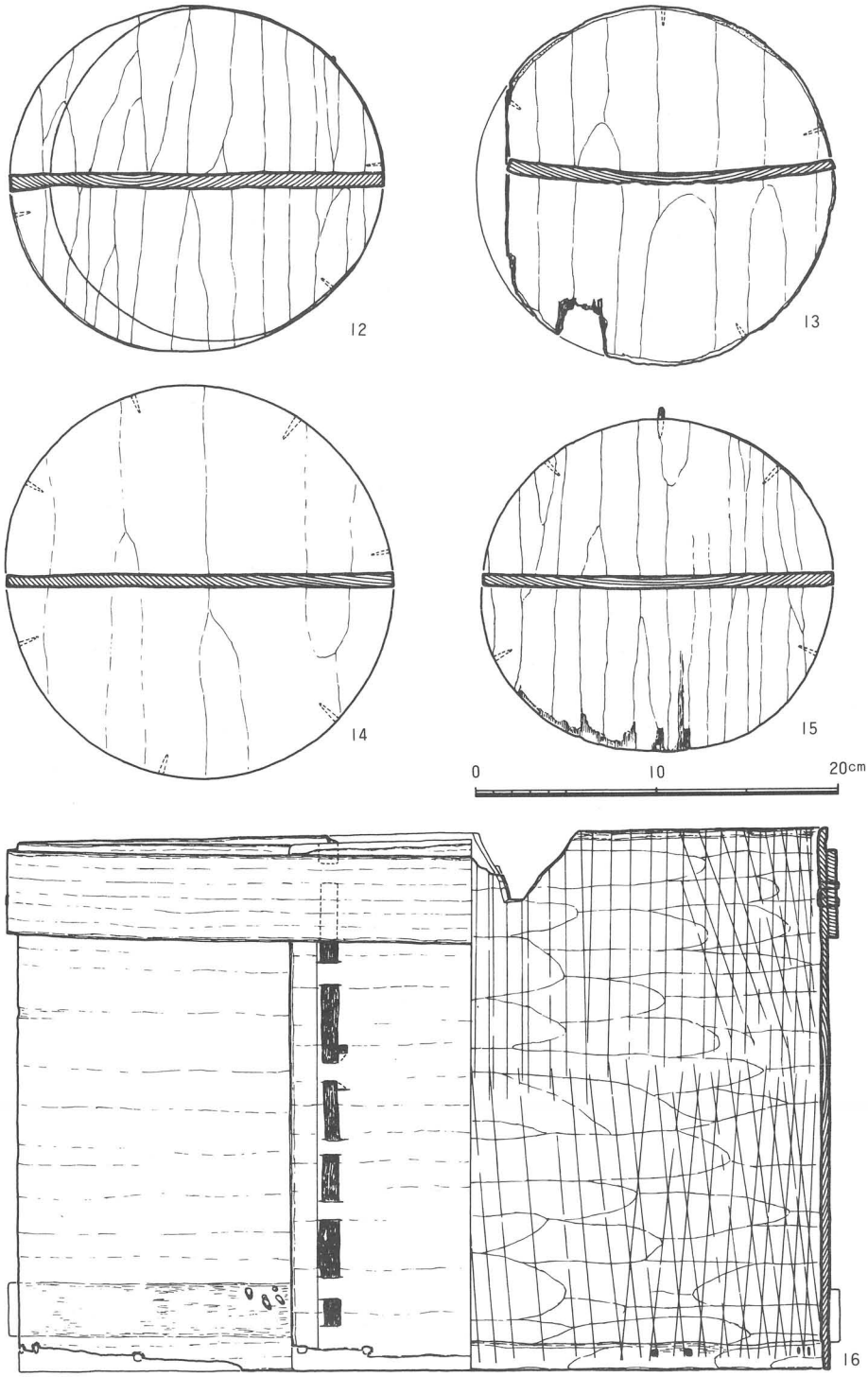

fig. 27　出土木製品実測図Ⅱ

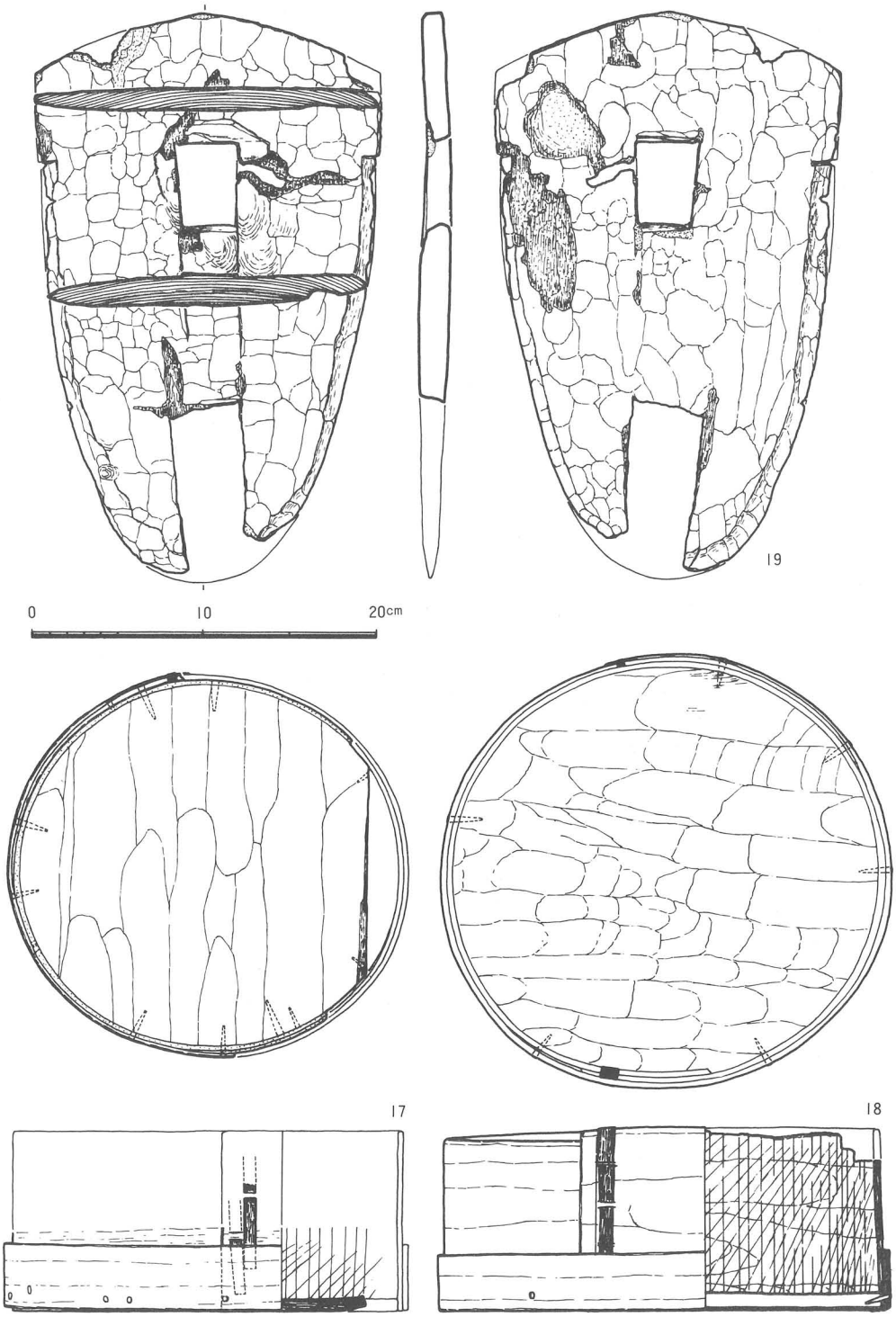

fig. 28　出土木製品実測図Ⅲ

4　金属製品・石製品(PL. 22、fig. 29)

鉄製品(1～5)　1は鉋で刃部の先端と茎の大半を欠失する。刃部は甲中央に鎬をもち両刃で、鉋特有の反りをもつ。現存長6.4cm、現存刃幅1.3cm、小溝出土。2は鎌で刃部を大きく欠失する。基端部に着柄のための折返しをもつ。現存長9.8cm、小溝出土。3は肘金具で、円環状の壺金具と組合せて櫃などの蓋と身を連繋するもの。脚と基部は断面正方形で、腕部は断面円形である。腕部長3.8cm、同径0.9cm、小溝出土。4は方頭釘。現存長5.2cm、小溝出土。5は円頭釘、現存長5.2cm、ＳＥ3615出土。**銅銭**(9～12)9は和同開珎で隷開の和同開珎Ａ。鋳上がりが良く銭文は鮮明。重量2.42g、径2.46cm、ＳＥ3615出土。10～12は神功開寶。10は隷開で「功」が大きい神功開寶Ａ、11は隷開で「刀」の第2画が長い神功開寶Ｅ、12は細分型式不明である。10：重量4.13g、径2.61cm、ＳＤ2352出上。11：径2.48cm、ＳＥ3615出上。12：ＳＤ2352出土。**砥石**(6～8)はいずれも断面方形で表裏側面を使用している。6：現存長14.6cm、砂岩、ＳＥ3755出土。7：現存長11.5cm、砂岩、小溝出土。8：現存長12.2cm、砂岩、包含層出土。

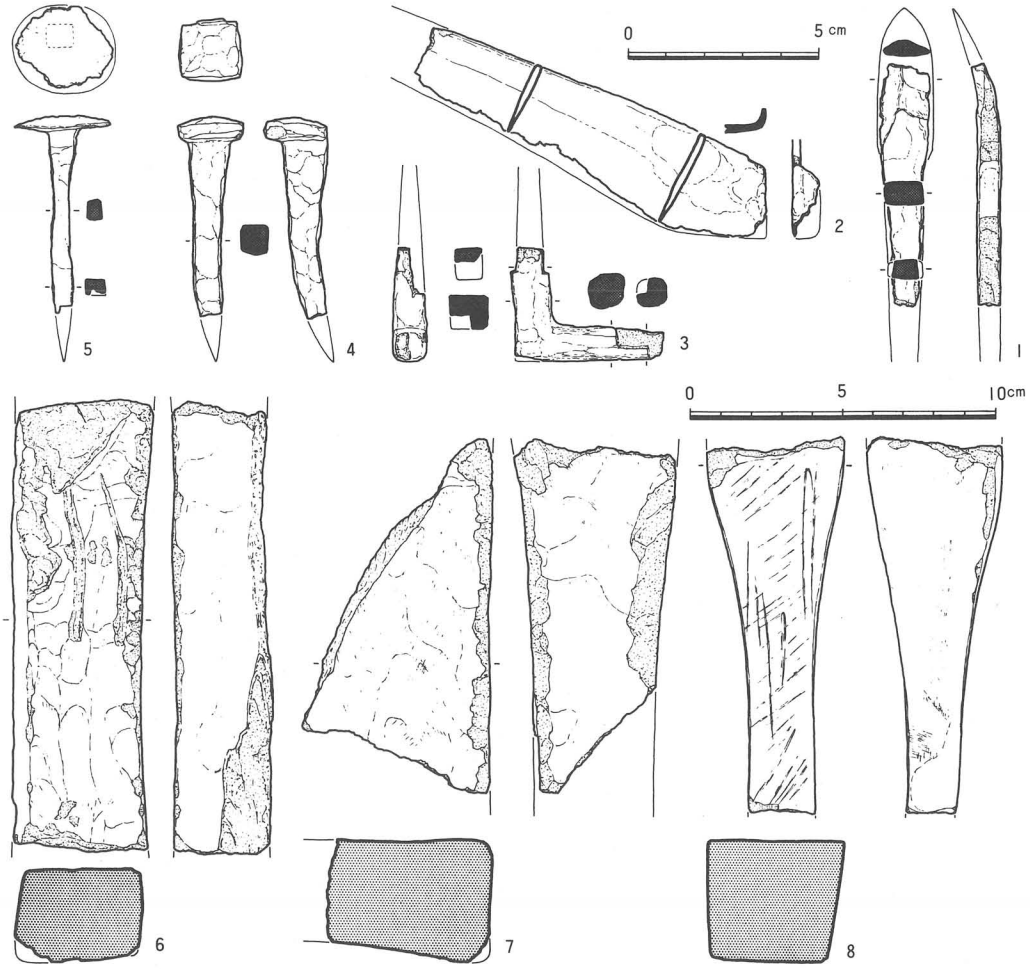

fig. 29　出土金属製品実測図

V　まとめ

1．条坊復原と坪内区画施設

今回の調査では、条坊遺構として九条条間路および十・十五坪坪境小路を検出し、また、十坪内部を区画すると考えられる施設として道路３条、東西塀４条、および東西溝１条を検出した。これらの遺構と東堀河をはじめ本調査区周辺の条坊関連発掘調査成果をもとに、十坪を画す条坊路を推定復原し、十坪内における今回の調査区の位置を確認する。さらに、検出した坪内区画施設と考えられる遺構が十坪内に占める位置、およびこれらによって区画される十坪の宅地割を検討したい。

A．条坊復原 (fig. 30)

九条条間路の復原　九条条間路については、今回の南調査区西隣りの水田（現在は埋められ駐車場と化す）において1982年に当研究所が行った調査で南北両側溝を検出し、道路心位置(fig. 30 A点)と、幅員8.5mが判明している。今回の調査では北側溝は検出したものの南側溝は調査区外であり、今回調査の発掘遺構のみから道路心を求めることができない。

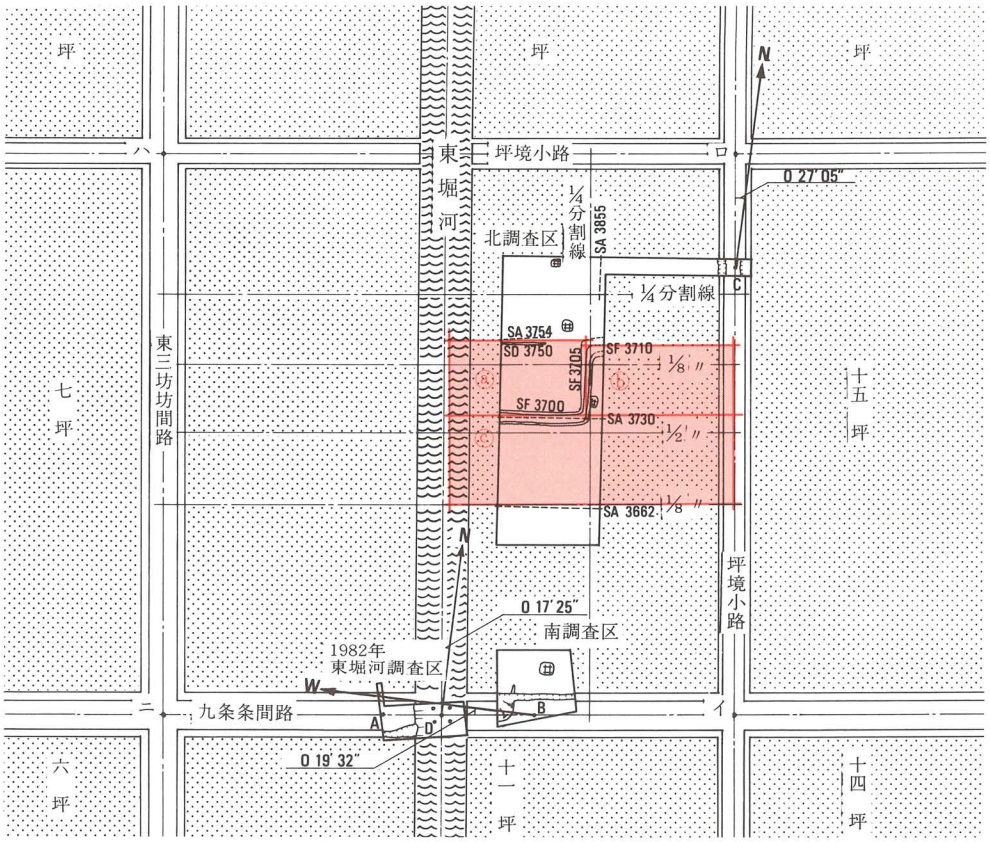

fig. 30　条坊復原概念図

そこで今回の調査地における幅員も8.5mであると仮定し、道路心を求めた(B点)。以上の2点の座標をもとに九条条間路の国土座標系に対する振れを算出するとW0°19′32″S（国土座標系に対し、西で南へ0°19′32″振れるという意。以下同じ。）である。この振れと幅員8.5mにより、九条条間路を復原した。

十・十五坪坪境小路の復原　十・十五坪坪境小路は今回の調査で東西両側溝を検出し、道路心(C点)を確認するとともに、今回調査地における幅員が両側溝心心間距離5.54mであることが判明した。この小路の南北延長上にあると考えられる小路の位置は、これまでに4地点で確認されている。このうち今回の調査地に最も近い地点は1982年に奈良市が行った東市跡第3次調査地(註11)である。左京八条三坊十一・十四坪間にあたり、今回調査地の北416.4mに位置する。ここでも東西両側溝を検出し、道路心(X＝-148,950.00 ,Y＝-17,107.68)と幅員7.0mを確認している。この2地点から求めた小路の振れはN0°27′05″Wである。幅員は5.54mと7.0mであり、2地点間で異なるが、これまでの平城京における小路の発掘調査成果を勘案すると、本来の幅員は両側溝心心間距離20尺(5.92m、1尺＝0.296m)であったと考えられる。振れと20尺の幅員によって、十坪の東辺は復原できた。

十坪北辺および西辺小路の復原　十坪の南辺と東辺は復原できたが、残るは北辺と西辺である。以下のように復原した。まず、九条条間路と十・十五坪坪境小路それぞれの中心線の交点座標を求める(fig. 30イ点)。この交点を原点とし、東西方向は九条条間路の振れ(W0°19′32″S)、南北方向は十・十五坪坪境小路の振れ(N0°27′05″W)を用い、坪の1辺＝450尺、1尺＝0.296mと仮定し、残る3隅の交点座標を求めた。結果がtab. 2である。

(註11) ①左京二条三坊十一・十四坪坪境小路
奈良国立文化財研究所『昭和49年度　平城宮跡発掘調査部　発掘調査概報』1975
②左京四条三坊九・十六坪坪境小路
奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和57年度』1983
③左京八条三坊九・十六坪坪境小路
奈良県教育委員会『平城京八条三坊発掘調査概報』1976
④左京八条三坊十一・十四坪坪境小路
奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査』I 1983

点名	位　　置	X座標値	Y座標値	備　　考
A	九条条間路心	−149,474.55m	−17,185.50m	「平城京東堀河」左京九条三坊の発掘調査 1983年　奈良国立文化財研究所編
B	同上　推定心	−149,474.35	−17,150.30	今回調査の北側溝心より求めた推定値
C	十・十五坪坪境小路心	−149,366.40	−17,104.40	今回調査成果
D	東堀河心	−149,474.50	−17,171.60	A点と同じ
イ	条坊路交点	−149,474.08	−17,103.55	fig.
ロ	同上	−149,340.89	−17,104.60	同上
ハ	同上	−149,341.65	−17,237.80	同上
ニ	同上	−149,474.84	−17,236.75	同上

tab. 2　十坪復原座標

東堀河の復原　東堀河は十坪中央部を南北に流れ、十坪を東西に2分しているから、十坪の宅地割を考える上で重要な意味をもつ。したがって、十坪内における東堀河を復原する必要がある。

東堀河はこれまでに4地点で遺構を確認している。北から順にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ地点とし、概要を述べる。

Ⅰ地点は1983年に奈良市が行った調査地で、左京六条三坊十坪にあたる。東堀河の東岸を17m検出したが、西岸は調査地外であり、確認できなかった。したがって、ここでの東堀河の中心は推定にとどまった。

Ⅱ地点は東堀河を発掘調査(註12)によって初めて確認した調査地で、左京八条三坊九坪にあたる。1975年の当研究所による調査で東西両岸を検出し、中心位置をつかむとともに、東堀河が開削当初は幅10m、深さ1.4mの素掘りの堀であったと推定した。(註13)

Ⅲ地点は奈良市による東市跡第4次調査地(1983年)で、左京八条三坊十一坪の北辺部にあたる。八条条間路と東堀河が交叉する部分を発掘し、堀河の西岸の一部、東岸および八条条間路が東堀河を渡る木橋を検出した。この木橋の東西の中心が東堀河の中心に合致していたと考えると、橋心から東堀河心を押えることができる。木橋は2回の架替えがあるが、当初の橋(8世紀後半に属す)の橋脚から橋心(X=-148,941.35、Y=-17,174.30)を求めた。(註14)また、ここでの東堀河の本来の幅は11～12m、深さは2m前後であったと推定した。

Ⅳ地点は今回の南調査区西隣りの水田である。ここでは東堀河の西岸およびⅢ地点と同様に条間路が東堀河を渡る位置に架けられた木橋を検出した。Ⅲ地点と同じく橋心(D点)を東堀河心とし、座標値を求めた。また、本来の幅は11m(註2参照)、深さは2m程度であったと推定した。

以上の知見を総合すると、八～九条付近における東堀河の規模は幅11～12m、深さ2m程度と考えられる。また、中心線の振れをⅢ、Ⅳ地点の座標値から求めるとN0°10′25″Wとなる。

以上の作業によって復原できた十坪四周の条坊路と東堀河を図上に展開し、これに今回の調査区および1982年の東堀河調査の調査区を重ねた図がfig.30である。

B．坪内区画施設(fig. 30)

つぎに十坪内における坪内区画施設の占める位置の検討を行うが、その前に平城京内の宅地割と坪内区画施設について概観しておく。平城京の宅地割と坪内区画施設との関係については、1984年に当研究所が行った左京三条二坊三坪の発掘調査報告(註15)の中で検討が加え

(註12)　奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和58年度』1984

(註13)　奈良国立文化財研究所編『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976

(註14)　昭和59年奈良市教育委員会発行の『平城京東市跡推定地の調査』Ⅱ報告書の5ページ、fig. 7をもとに図上計測した。

(註15)　奈良国立文化財研究所『平城京左京三坊二坊三坪発掘調査報告』Ⅳ－3、佐藤信 1984

られている。それによると、まず坪内区画施設は(1)坪内をいくつかの宅地に分割する宅地割施設と(2)一つの宅地の内部を区画する宅地内区画施設の２種類に分けられる。そして、これまでのところ(1)宅地割施設には坪内道路や溝が多く、(2)宅地内区画施設には掘立柱塀が多いという傾向が指摘されている。今回の調査で検出した坪内区画施設には坪内道路・溝・掘立柱塀の３種類の遺構があるが、fig. 30はこれらを遺構の時期変遷とは関係なく書き入れたものである。また、図中の１点鎖線は条坊路の中軸線を基準とした十坪の東西および南北のそれぞれ1/2、1/4、1/8分割線である。

はじめに直角に折れ曲がる坪内道路３条の位置を検討する。東西道路ＳＦ3700、3710はそれぞれ坪の1/2、1/8分割線に近い位置にあるが、やや北に片寄る。ＳＦ3700の道路心は1/2分割線の北3.8ｍ、ＳＦ3710の道路心は1/8分割線の北約4.7ｍに位置する。しかし、両道路の心心間距離は17.7ｍであり、これは坪の1/8の長さである16.65ｍに近い。一方、南北道路ＳＦ3705は東側溝がほぼ坪の1/4分割線に合致し、道路心とのずれを計っても0.6ｍとわずかである。つまり、３条の道路は十坪東辺の坪境小路および十坪中央の東堀河とともに十坪を1/32の区画に分割する機能を果している。ただし、東西方向は坪の1/4分割線に合致するものの、南北方向は坪の分割線より北に3.8～4.7ｍ片寄った位置となる。

つぎに掘立柱塀４条と溝１条の位置を検討する。東西道路ＳＦ3700上にある東西塀ＳＡ3730は道路と同様に1/2分割線の北約４ｍに位置する。また、北方の東西塀ＳＡ3754および東西溝ＳＤ3750は坪内道路ＳＦ3710の北側溝延長上にある。したがって、いずれも坪の分割線には合致しないが、坪内道路と同様に1/8分割線の北にずれており、坪内道路と同一の分割計画にもとずく区画施設と考えられる。Ⅱ区南部にある東西塀ＳＡ3662は1/8分割線にほぼ合致する。また、Ⅱ区北部の南北塀ＳＡ3855は1/4分割線の東約2.5ｍにあり、十坪を東西に1/4分割していた可能性が高い。

これらの坪内区画施設によって分割された宅地の面積を、区画施設の中軸線をもとに求めた結果がtab. 3 である。(fig.30参照) ⓐおよびⓑ宅地の面積はそれぞれ593.3㎡、601.4㎡となる。これらの面積は坪の計画寸法（１辺＝450尺、１尺＝0.29 6m）から求めた十坪の面積1/32の広さである554.5㎡に近く、１坪を1/32に分割する宅地分割が存在したことをうかがわせる。一方、ⓒ宅地は南限および北限が掘立柱塀で仕切られており、面積は1396.6㎡である。これは十坪の1/16にあたる1108.9㎡より287.7㎡も広い。このような規則的分割とならない宅地割が実際に行われていたのかどうか、また行われていたとすれば、いかなる基準によって分割されていたのかなど、問題は残る。あるいは、坪内区画施設の中でも掘立柱塀は宅

宅地名	東西長さ	南北長さ	面積
ⓐ 宅地	32.65ｍ	18.17ｍ	593.25㎡
ⓑ 宅地	33.95	17.72	601.59
ⓒ 宅地	66.60	20.97	1396.60

tab. 3　宅地面積表

地内区画施設として使われていた例が多いというこれまでの傾向を考えると、ⓒ宅地を限る掘立柱塀は坪内をいくつかの宅地に分割する施設ではなく、宅地内の区画施設であった可能性もある。本論ではこうした可能性のあることを指摘するにとどめ、今後の平城京内宅地の調査事例の増加をまって、さらに検討を加えたい。

2．十坪の建物配置と時期区分

今回の調査においては、十坪東半部の、主として堀河に沿った区域の遺構を明らかにすることができた。その範囲は十坪のほぼ1割にあたる。遺構は比較的密で、とくにⅡ区の北半部では少なくとも4時期にわたって建物が重複するが、建物規模は概して小さい。以下、これらの遺構を重複による前後関係や伴出遺物及び建物間隔などを基にⅠ～Ⅴ期に区分し、この区域における建物配置の変遷を述べることにする。年代はⅣ－1の小結で述べた土器の年代から推定して、おおむねⅠ期が奈良時代前半、Ⅱ期が奈良時代中頃、Ⅲ期が奈良時代後半、Ⅳ期が奈良時代末頃、Ⅴ期が平安時代初頭頃に比定できる。

Ⅰ期(fig. 31)　この時期の遺構には、建物11棟（ＳＢ3616・3660・3661・3668・3670・3680・3722・3739・3752・3760・3857)、塀2条(ＳＡ3754・3856)がある。すでに述べたように、九条条間路と十・十五坪坪境小路及び堀河はこの時期には形成されている。建物・塀はいずれも方位が国土座標に対して北で西に約3度振れる。

この時期には、中心となる規模の大きな建物がなく、塀も部分的に2条を検出したにすぎないため、坪内の利用状況や建物配置を確定しがたいが、建物はいくつかの群にまとまる。Ⅱ区北辺では、ＳＢ3760とＳＢ3857が北廂と北側柱の柱筋を揃え、30尺の距離で東西に並ぶ。ＳＢ3760とＳＢ3857の中間(妻から各15尺)には南北塀ＳＡ3856があり、両建物を区切る。Ⅱ区中央では、ＳＢ3739とＳＢ3752が約8尺の距離をおいて南北に並ぶ。ＳＢ3739が桁行4間、ＳＢ3752が桁行3間であって、両建物は中軸を揃えていた可能性が強い。ＳＢ3752の北7尺には東西塀ＳＡ3754があり、北を画す。Ⅱ区南半では、ＳＢ3668とＳＢ3680が6尺の距離をおいて東西に並び、ＳＢ3660とＳＢ3661が東側柱筋を揃え、10尺の距離をおいて南北に並ぶ。ＳＢ3680は総柱建物で倉庫、ＳＢ3660も方形の建物で倉庫と推測できる。倉庫1棟と他の建物が一組となり、かなりの距離(約61尺)をへだてて存在していたことになる。

堀河を西限とする十坪東半分の東西の中軸、すなわち十坪の東西の4分割位置は、Ⅱ区の東端近くになる。Ⅱ区北辺の南北塀ＳＡ3856は、ほぼこの4分割位置にあたるが、ＳＢ3760・3857が同一の計画配置に基づくことから、宅地内の部分的な区画施設と推測できる。また、Ⅱ区南半のＳＢ3668・3680、ＳＢ3660・3661も4分割位置にまたがって存在することから、この時期には十坪の東半部をさらに東西に2分する宅地はなかった可能性が強い。一方、十坪の南北の2・4分割位置にはＳＢ3668・3680、ＳＢ3760・3857があり、8分割位置にはＳＢ3752があって、南北方向の宅地分割もないように思える。だが、東西塀ＳＡ

3754は、Ⅱ期に存在する1/16町ほどの宅地の北を限る溝ＳＤ3750に近接する。おそらく、ＳＡ3754はⅡ区の北辺と中央部の二つの建物群を区画した塀であって宅地はⅠ期に遡ってほぼ同じ位置で区分されていたのであろう。Ⅱ区中央の建物群と南半のＳＢ3668・3680は、それぞれの建物は近接して建つが、群としては北西と東南に分離して存在する。区画を示す遺構は残っていないが、両建物群は北と南の、別個の宅地に属していたと考えるべきであろう。したがって、Ⅱ区中央の建物群には1/16町の宅地が、またⅡ区北辺の建物には1/16町もしくはそれ以上の宅地が推定できる。Ⅱ区南半の２組の建物群もかなりの距離をおいて存在するが、その中間にＳＢ3670とその建替えと考えるＳＢ3722がある点でやや異なる。これらが一体のものであって、広場風の空間地の周囲に建物を配した1/8町もしくはそれ以上の宅地であるのか、ＳＢ3660・3661が別個の建物であって、北寄りに1/16町ほどの宅地が区分されていたのかは明らかにしがたい。Ⅰ区のＳＢ3616は宅地規模が明らかでない。

Ⅱ期(fig.31)　この時期の遺構には、建物10棟（ＳＢ3648・3663・3667・3669・3736・3740・3751・3763・3764・3850)、塀７条(ＳＡ3662・3721・3730・3841・3848Ａ・3848Ｂ・3852)、溝１条(ＳＤ3750)、井戸３基(ＳＥ3615・3720・3755)がある。建物・塀は方位が国土座標にほぼ一致するが、ＳＢ3751は北で西に１度ほど振れる。

この時期は、Ⅰ期の建物・塀を全面的に撤去し、東西に細長い宅地割に従って新たに建物を建てた時期である。宅地割はⅡ区南半の東西塀ＳＡ3662、Ⅱ区中央の東西塀ＳＡ3730、Ⅱ区北半の東西溝ＳＤ3750によって行なわれている。ＳＡ3730は十坪の南北の２分割位置から12尺(4.2ｍ)ほど北、ＳＤ3750は８分割位置から18尺(5.4ｍ)ほど北になるが、ＳＡ3662は８分割位置にほぼ一致する。ＳＡ3730とＳＡ3662の心々距離は71尺(21.2m)、SA3730とＳＤ3750の心々距離は60尺(18.0ｍ)で、坪の南北長(道路心々距離)450尺のほぼ1/8にあたる。坪全体からみるとほぼ1/16町の宅地になる。Ⅱ区の南辺と北辺の宅地も建物の大きさや配置から同じような規模と推定でき、十坪東半部においては基本的には２行８門制による細かい宅地割が行なわれていた可能性が強い。

次に、宅地内部の建物配置をみてみよう。Ⅱ区北辺では、宅地の西寄りに井戸ＳＥ3755を設け、その北と西に小規模な建物ＳＢ3763・3850を配す。ＳＢ3850とＳＥ3755の間には目隠塀ＳＡ3848Ａ・Ｂがある。ＳＢ3763の南側柱には東西塀ＳＡ3852が取り付き、東に延びる。宅地の東辺やや北寄りには、総柱の倉庫風建物ＳＢ3764があり、この南に主屋が想定できる。Ⅱ区中央では、宅地の西辺にやや規模の大きな建物ＳＢ3740・3751を雁行させておき、中央近くに総柱の倉庫風建物ＳＢ3736と井戸ＳＥ3720をおいて、両群を南北塀ＳＡ3841で一部区切る。主屋はＳＢ3736の東に推定できよう。ちなみにＳＡ3841とＳＢ3736との距離は16尺、ＳＡ3841とＳＢ3740との距離は28尺、ＳＢ3740と南限の塀ＳＡ3730との距離は約23尺である。Ⅱ区南半の北寄りの宅地では、中央近くに８尺の距離をおいてＳＢ3667・3669を南北に並べるが、西半部が空間地になる。宅地の北限塀ＳＡ3730とＳＢ3669との距離は５尺、南限塀ＳＡ3662とＳＢ3667との距離は約33尺である。Ⅱ区南辺では、宅地の

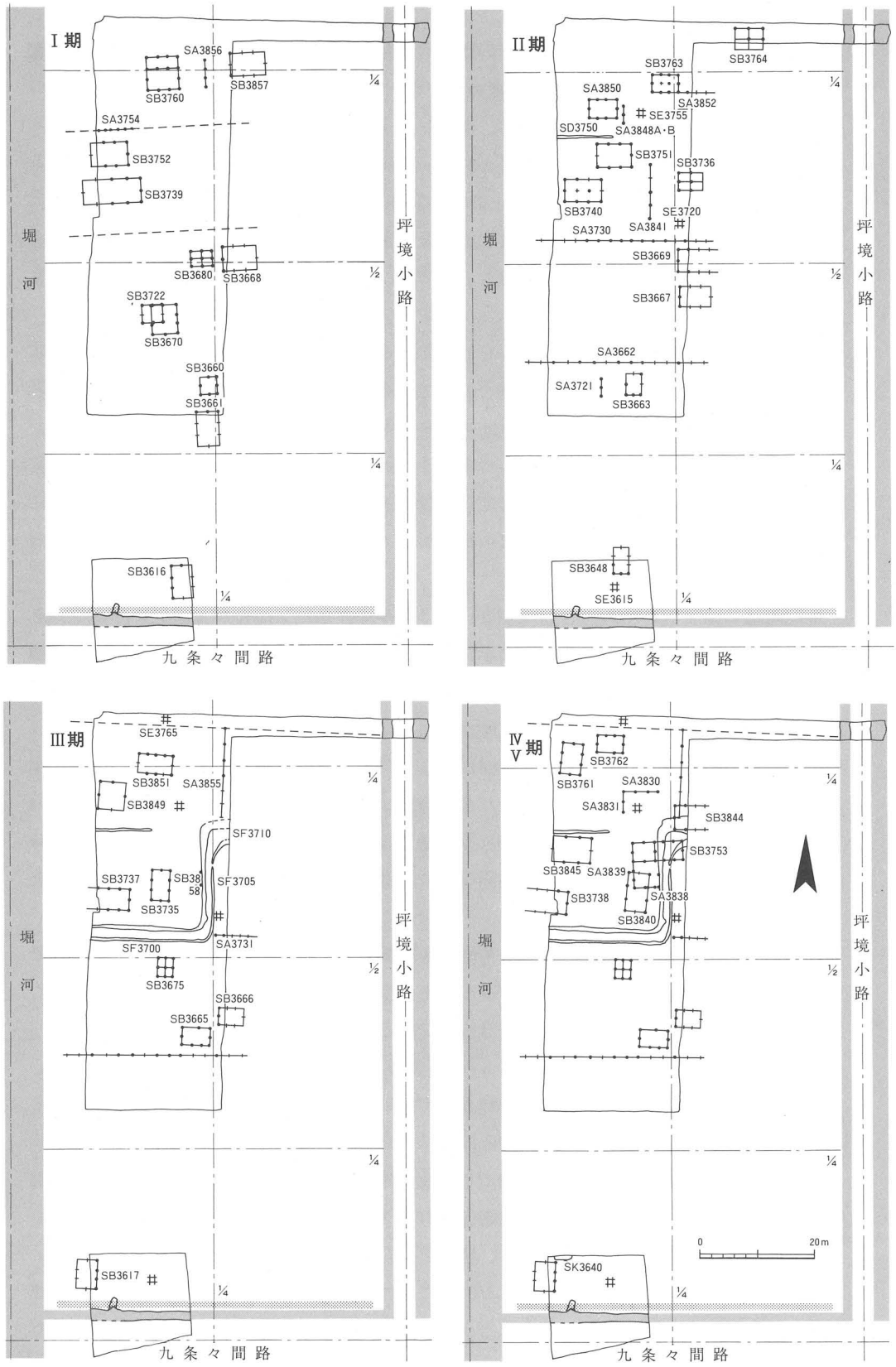
I 期
SA3856
SB3760
SB3857
SA3754
SB3752
SB3739
SB3680
SB3668
SB3722
SB3670
SB3660
SB3661
SB3616
堀河
坪境小路
九条々間路
II 期
SB3764
SB3763
SA3850
SA3852
SE3755
SD3750
SA3848A・B
SB3751
SB3736
SB3740
SE3720
SA3730
SA3841
SB3669
SB3667
SA3662
SA3721
SB3663
SB3648
SE3615
III 期
SE3765
SB3851
SA3855
SB3849
SF3710
SB3737
SB3858
SF3705
SB3735
SA3731
SF3700
SB3675
SB3666
SB3665
SB3617
IV V 期
SB3762
SB3761
SA3830
SA3831
SB3844
SB3753
SB3845
SA3839
SB3738
SA3838
SB3840
SK3640
0
20m

fig. 31　遺構変遷図

西寄りに小規模な建物１棟をおき、その西14尺に目隠塀を設けている。主屋は東半部に想定できよう。Ⅰ区では建物１棟と井籠組の井戸ＳＥ3615があるが、宅地規模は明らかでない。

Ⅲ期(fig. 31)　この時期の遺構には、建物９棟（ＳＢ3617・3665・3666・3675・3735・3737・3849・3851・3858)、塀２条(ＳＡ3731・3855)、道路３条(ＳＦ3700・3705・3710)とその側溝６条(ＳＤ3701・3702・3703・3704・3706・3707)、井戸１基(ＳＥ3765)があり、井戸ＳＥ3615・3720・3755、東西塀ＳＡ3662及び東西溝ＳＤ3750はこの時期にも存続する。建物・塀の多くは方位が国土座標に対して北で西に約２度振れるが、ＳＢ3849・3851は北で西に約５度振れる。

この時期は、Ⅱ期の宅地割を基本としてさらにその細分化が行なわれた時期であり、Ⅱ期の建物を全面的に撤去し新たに建物を建てている。宅地割で大きく変わるのはⅡ区中央である。ここでは南限の東西塀ＳＡ3730を廃してその位置に道路ＳＦ3700を設け、これと道路ＳＦ3705・3710を鍵の手に連結して宅地を1/32町に分割する。西半部の北限はⅡ期の東西溝ＳＤ3750を踏襲するが、東半部は北を新設の道路ＳＦ3710、南を新設の東西塀ＳＡ3731で画す。Ⅱ区北辺の宅地もほぼ中央部に南北塀ＳＡ3855を設け1/32町に分割するが、Ⅱ区南半ではⅡ期の宅地割を踏襲する。

Ⅱ区北辺の東半部の宅地には遺構がないが、西半部の宅地では井戸ＳＥ3735があり、その北と西に東西棟と南北棟建物を鍵の手に配置している。新設された井戸ＳＥ3765は北側の別個の宅地に属するのであろう。Ⅱ区中央の西半部の宅地も類似した建物配置をとる。建物規模や柱間寸法から、ともに東西棟が主屋、南北棟が副屋と推測できる。なお、Ⅱ区中央の西半部の宅地では、道路ＳＦ3705に面して門ＳＢ3858を開く。ＳＢ3858の位置は宅地の南北中軸線上にほぼ一致する。井戸ＳＥ3720は道路ＳＦ3705の建設に伴って東半部の宅地に取り込まれる。Ⅱ区南半の北寄りの宅地では、中央部南辺に２棟の建物を鍵の手に配置し、北東にやや離れて倉庫風の建物を置く。Ⅱ区南辺は遺構がなく、すでに宅地でなくなっていた可能性がある。

Ⅳ期(fig. 31)　この時期は、Ⅲ期の宅地割を踏襲し、Ⅱ区北半の建物を建替えた時期である。Ⅱ区南半の建物・塀は建替えがなく、そのまま存続していた可能性がある。Ⅰ区のＳＢ3617もすぐ北に土壙ＳＫ3640が設けられていることからこの時期に存続しよう。

Ⅱ区北半で新たに建てられた建物は５棟(ＳＢ3738・3761・3762・3840・3845)である。方位は国土座標に対してＳＢ3762・3845が北で東に２～３度、他が北で東に約６度振れる。

Ⅱ区北辺の西半部の宅地では、Ⅲ期と同様に井戸ＳＥ3755の北西に２棟の建物を鍵の手に配置する。Ⅱ区中央の西半部の宅地でもⅢ期の建物位置をほぼ踏襲して２棟の建物を鍵の手に配置するが、ここでは別に１棟増加され計３棟となる。

Ⅴ期(fig. 31)　この時期の遺構には、建物２棟(ＳＢ3753・3844)、塀４条（ＳＡ3830・3831・3838・3839）があり、井戸ＳＥ3755はこの時期まで存続する。建物がかつての道路ＳＦ3705・3710上に建てられていることから、Ⅳ期の建物・塀などはすべて廃絶していた

と推測できる。建物はＳＥ3755の東と南に鍵の手に配置する。ＳＢ3753の南西部はＬ字形の塀ＳＡ3838・3839で囲み、ＳＥ3755の北西部も同様の塀ＳＡ3830・3831で囲う。この時期には他に遺構がなく、閑散とした状況といえる。

以上のほかに、建物３棟(ＳＢ3846・3853・3854)があるが、方位がかなり振れ、伴出遺物もないことから時期が明らかでない。塀ＳＡ3843はⅤ期以降のもので、中世になる可能性がある。

３．小規模宅地の建物構成—月借銭解の再検討を通じて—

今回の調査で明かとなった十坪の遺構の時期変遷については前節で述べたとおりであり、従来平城京の宅地割や宅地内部の構造について指摘されていた次の諸点を再確認した。(1)宅地の規模は次第に拡大する例が多いなかで、五条以南では宅地が細分化されてゆく傾向がある、(2)宅地内部の建物配置について(註16)、小規模宅地の場合は雁行式（棟方向を揃えた建物２棟を柱筋を違えて横または前後に斜めに連ねる型)(註17)やＬ字式(建物２棟を棟方向を直交させ近接して配する型）が多い(註18)、(3)宅地割施設として道路・溝・掘立柱塀がみられる。更に今回の調査では従来の指摘の再確認にとどまらず、いくつかの新知見を加えることができた(註19)。(4)従来文献史料の上だけで存在が予測されていた1/32町の宅地を初めて確認した、(5)1/16町の宅地が奈良時代前半に遡る可能性がでてきた、(6)奈良時代後半の1/16町の宅地に総柱の掘立柱建物を検出した。

ここでは、今回新たに確認した1/32町の宅地を始めとする平城京の小規模宅地が内包する問題について、まず文献史料の検討を行い、次ぎに今回の調査成果について若干の補足を加えることとする。

宅地割資料としての月借銭解の史料的検討(PL. 23、24、25)　平城京における小規模宅地の存在を示す文献史料として常に用いられるものに正倉院文書中にある月借銭解がある。月借銭解とは、造東大寺司の写経所で写経に従事した下級官人である写経生たちが種々の動産や不動産を質物として写経所に借金を申し込んだ文書で、そのうちの宝亀３(772)年や

月借銭解の年月日	経師名	「家」の所在	「地」	「在物」	月借銭の額	備　考	出典
宝亀３．２．25	丈部浜足	右京三条三坊	十六分之半(1/32町)	板屋２間	500文	口分田３町(葛下郡)	6 -273
〃 ３．11．27	〃	〃	十六分之半(1/32町)	板屋３間	1,000	口分田3町8段(葛下郡)	19-297
〃 ３．12．28	田部国守	左京九条三坊	十六分之四一(1/64町)	板屋２間	500		6 -425
〃 ３．12．28	占部忍男	〃	十六分之四一(1/64町)	板屋２間	500		6 -425
〃 ３．12．29	他田舎人建足 桑内連真公	左京八条四坊	十六分之四分之一(1/64町)	板屋１間	200 500		6 -426
〃 ４．４．５	山部針間万呂	〃	卅二分之一(1/32町)	板屋２間	600		6 -509
〃 ５．２．10	大宅首童子 男大宅首小万呂	右京八条三坊	十六分一(1/16町)	板屋５間	1,000		6 -567

tab. 4　月借銭解の小規模宅地

出典は全て『大日本古文書』により、例えば6-273とあるのは第六巻273頁であることを示す。

同4年に作成された月借銭解のなかに写経生たちが平城京内に有していた「家一区」を質物とした例がある。そのなかで宅地の規模が明記されている例を表にまとめたのがtab. 4である。

tab. 4からは、従来より指摘されている点も含めておおよそ次の諸点が確認できる。宅地割については、①写経生たち下級官人の宅地が坪の1/16を基準として表わされる例が多い、しかし、②実際の下級官人の宅地は基準である1/16町の1/2や1/4、即ち1/32町や1/64町である。一方、③下級官人の宅地のなかには坪の1/32を基準として表わされる例もわずかながら1例存在する。宅地内部の構造にかかわることでは、④下級官人たちの1/32～1/64町程度の宅地には平均2～3棟の板屋が存在した、しかし、⑤そのなかに「倉」の存在は確認できない。こうした小規模宅地の分布の傾向として、⑥平城京の南辺に近い八条や九条で、しかも東西両端に近い三坊や四坊、あるいは外京に集中している。

まず、小規模宅地の分布に関する⑥については、平城京内における居住者の位階分布から高位の官人が平城宮近辺に宅地を占めているとの指摘の裏返しとして当然のことである。

次ぎに、宅地割に関する①～③についてみる。①は平城京における宅地規模を表示する基準として1/16町を想定する有力な史料的根拠とされる点である。しかし、1/16町という基準が平城京遷都当初にまで遡り、宅地班給の基準の一つであったか否かは検討の余地がある。①～③から推測されるのは、宝亀年間を遡るある時期に1/16町宅地が出現し、宝亀年間には少くとも宅地の規模を表示する基準の一つとして1/16町という単位が認められるに至り、更にこの頃には宅地の細分化が一段と進行して現実には1/16町の1/2や1/4の規模(1/32町や1/64町)が下級官人の宅地として標準的なものとなりつつあり、そのなかでも1/32町宅地が新たな宅地規模を示す基準の一つと認められるようになってきていた、ということである。

下級官人の宅地の内部構造に関わる④⑤については、既に彼らの宅地が全て板屋で構成され「倉」は存在しなかったと指摘され、これらのことが下級官人の戸の京戸あるいは京の居住者としての経済的な未自立を示唆するとの見解も出されている。このように考える前提には、当然、月借銭解に質物として記載されている建物がその宅地に存在する全ての建物であるとの理解があるが、かかる前提が成立しうるか否かの検討がまず必要である。(註22)そこで注目されるのは、tab. 4の丈部浜足に関する二通の月借銭解の存在である。二通の解は、9ヶ月余りの間をおいていずれも右京三条三坊にある宅地を質に借金を申し込んだことを記している。丈部浜足が同じ坊内に同一規模の宅地を二個所ほぼ同時期に有していたと考えるのではなく、同一の宅地について二度入質したとすると、二通の解に記された板屋の数に齟齬のある点が留意される。二通の解それぞれに記された数の板屋が実際に1/32町宅地に存在していた全建物であるとすると、丈部浜足は9ヶ月余りの間に自らの宅地内に新たに1棟の板屋を建て増したことになり、下級官人の京内にある宅地における実生活の一端を窺わせる貴重な文献史料となる。しかし、実際にはいずれの時点においてもこの宅地には3棟以上の板屋が存在し、丈部浜足が必要とした金額の多少に応じて2月にはその

うちの２棟を、11月には３棟を、それぞれ質物としたと解することもできる。以上の解釈を示唆するのは次の二点にある。第一に、２月の解をみると、浜足の借銭額を記した「壹貫文」が朱筆で抹消され「伍佰文」と訂正されていることから、浜足は２月の解で１貫文の銭を借りるために「地」1/32町・板屋２棟の「家一区」と田分田３町を質物としたが、実際には500文しか借りられなかった。そこで浜足は11月にまた１貫文を必要とした時に入質する板屋の数及び口分田の額を増したと考えることができる。猶、板屋同様、11月の解で入質された口分田の額が２月に比べ８段益している点について、この二通の解が作成された９ヶ月余りの間に班田収授が行われ口分田が増加したためにいずれの場合もたまたま浜足の戸の全口分田を入質したにすぎないのであって、いずれも板屋・口分田については全てであるとの解釈が成り立つかにみえるが、班年は宝亀３年ではなく宝亀４年であるので、この解釈は成り立ち難い。(註24) 第二に、本来「家」を構成する重要な要素であるはずの建物が(註25)「地」とは別個にそれだけで入質・売買・施入され、実際に建物だけが解体され別の地へ運ばれてのち建てられている例もしばしばみられ、建物が不動産たる「地」と密接な関係を保ちながらも動産としての側面を強く有していた可能性がある。(註26) 家地の売買や入質の文書で、まま建物がその「地」の「在物」として記されることがあり、(註27) これも「地」とそこにある建物との緊密な関連を示すとともに、建物が「物」(註28)（「財物」「資財」といった語で表される動産）として把えられていたことを示唆していよう。以上の二点を考慮すると、一般に、月借銭解にあらわれる建物がその宅地に存在する全ての建物であるか否かについては慎重な検討が必要だということになる。一方また、このように月借銭解にあらわれる建物がその宅地にある全建物を網羅していない可能性が出てくると、(註29) ⑤の月借銭解に「倉」があらわれないことが、1/16～1/64町といった小規模な宅地に「倉」が存在しなかったことを示すと結論付けるのは問題であり、そこから一般の京戸や京の居住者の経済的な未自立を導き出すのも慎重であらねばなるまい。「倉」について言えば、月借銭解以外の平城京の宅地に関する史料では、「倉」だけではなく「屋」にも「資財」が収納されていたことが確認でき、(註30)「屋」と表現される建物にも収納施設としての一面をもつものがあったことは間違いない。問題は、「倉」と「屋」の相違が建築構造の相違に由来するだけなのか、あるいは収納される動産の内容や、消費・蓄財の在り方とも関連するのか、という点にある。

遺構上の建物構成　上述の月借銭解の史料的検討から導き出された平城京の小規模宅地に関する問題点を踏まえ、今回の調査成果について若干の検討を加えておこう。

宅地割については、既述の如く(4)(5)の点を確認した。しかし、このうち(5)の奈良時代前半に遡る可能性のある1/16町宅地の場合、実際には、十坪の東西中軸線上を東堀河が南流していたことに制約され、東西に細長い1/8町宅地が東半1/16町と西半1/16町とに二分されたために、必然的に1/16町宅地が生まれたと解すべきで、極めて特殊な事例と見做すべきであろう。従来の調査で1/8町宅地より小規模な宅地は奈良時代前半に遡って確認されていないことも考慮すると、今回確認した1/16町宅地の例をもって直ちに1/16町宅地が奈良時代前半に一般的

に存在していたとすることはできない。

宅地の内部構造に関連した施設として既述の(6)の総柱の掘立柱建物の検出がある。以前、畿内の古代村落遺跡との比較を通じ、平城京の宅地に発掘調査によって倉庫と確認しうる総柱の掘立柱建物は存在しないとされていたが、文献史料の上では平城京の宅地にも「倉」の存在が確認でき、(註31)発掘調査によって検出される総柱構造を伴わない倉庫の機能をもつ建物が存在するのではないかとの推定されていた。(註32)しかし、近年の平城京の調査では、京の宅地にも倉庫と考えられる総柱の掘立柱建物の検出例が次第に増加する傾向にある。(註33)ただし、従来の発掘調査で検出された例の多くは宅地の規模が明らかでなかったり、1/8町以上の中・大規模宅地の場合に限られていた。(註34)したがって、奈良時代後半の1/16町宅地に伴う総柱建物の確認は小規模宅地の例として貴重である。ただ、遺構として検出された総柱建物の倉庫が即座に文献史料にあらわれる「倉」と全く同じものと考えてよいのかは別問題で、先に述べた文献史料上の「倉」と「屋」との問題ともかかわらせて理解する必要がある。

以上、今回の調査で得られた宅地割及び宅地の内部構造に関する成果は大きいが、その評価には今後の解明にまつべき問題点も多い。殊に、文献史料が平城京の宅地について有している情報量とその質についてはかなり限界があり、その扱いにも慎重さが要求される。いずれにしろ、文献史料と発掘調査の成果を安易に結び付けるのは避けるべきで、今後の両方面における研究調査の成果の積み重ねに期待される点が大きい。

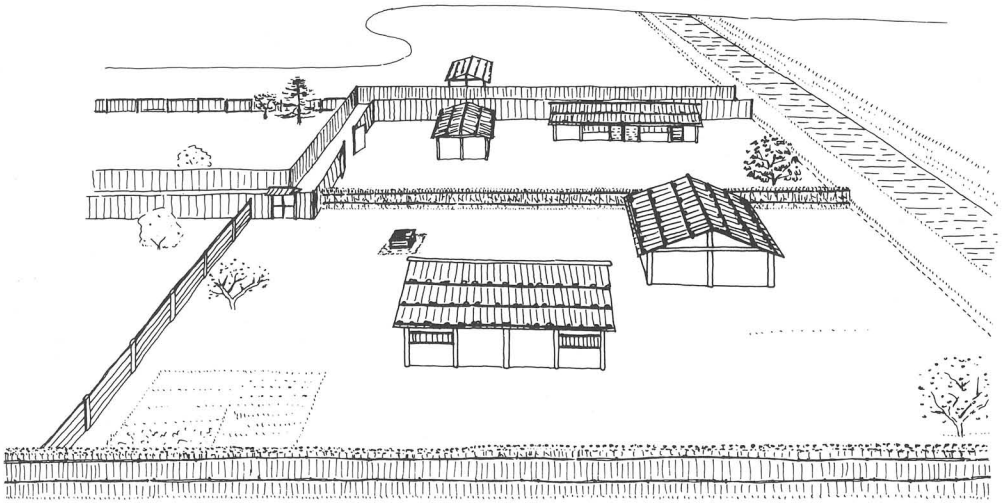

fig.32　Ⅲ期の宅地復原想像図(北から)

(註16) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四条二坊十五坪発掘報告』 1985

(註17) 町田章「都市」(『岩波講座日本考古学』 4集落と祭祀所収　1986)

(註18) 註16報告書。

(註19) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三坊二坊三坪発掘調査報告』 1984

(註20) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四條四坊九坪発掘調査報告』 1983　猶、発掘調査の成果から、宮に近いほど宅地の規模は大きく、遠ざかるに従って小さくなる傾向があることも既に黒崎直「平城京における宅地の構造」(『日本古代の都城と国家』所収　1984)に指摘がある。

(註21) 古くは、喜田貞吉「本邦都城の制」(『歴史地理』18－6　1911)、田村吉永「平城京内の宅地割について」(『大和志』 5－8　1938)、松崎宗雄「平城京宅地割の一例」(『建築史』2－6　1940)、大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』 1966等、近年では、北村優季「京戸について—都市としての平城京—」(『史学雑誌』93－6　1984)、栄原永遠男「都のくらし」(『古代を考える奈良』所収　1985)等。

(註22) 註21北村論文。

(註23) 従来、月借銭解に記された宅地1個所だけが写経生たちの京内での宅地であるとの暗黙の了解があるようであるが、実は全くその保証はないのであり、検討の余地を残している。

(註24) 虎尾俊哉『班田収授法の研究』 1961

(註25) 因みに、以上の如くに考えてよいなら、2月の解に記された3町も11月の解に記された3町8段も、いずれも丈部浜足の戸の全受田額である(中村順昭「平城京—その市民生活」『歴史と地理』334 1983年6月、註21北村論文、註21栄原論文、等) との保証はないこととなり、下級官人の京居住者である同戸の規模をこれらの史料から直接復原推定するのは困難となる。

(註26) 月借銭解にみられる入質の例としては、宝亀3年8月29日狛子公等解 (『大日古』6－319)、宝亀3年6月15日坂合部秋人解(『大日古』19－312)、宝亀3年9月8日物部首乙麻呂・唐広成解(『大日古』19－305)、宝亀3年9月11日僧行芬解(『大日古』19－300)等。売買による移築の例としては、藤原豊成が紫香楽に有していた板屋を購入し食堂として石山寺に移築した例(『大日古』16－206等)、越前国桑原庄での板屋の購入例(『大日古』4－52等)等。施入の例としては、やはり石山寺へ施入移築された法備国師の板殿(『大日古』16－204等)があり、現在に遺る建築にも法隆寺東院伝法堂のような例もある。

(註27) 日本の古代において、建物を不動産たる土地と同一視したか否か疑問の余地があることについては、例えば石井良助『日本法制史概説』 1948に指摘だけがある。

(註28) 月借銭解にあらわれる「在物」の語については、註21大井著書に板屋に「物を含む」意であるとの解釈が示されている。しかし、同じ月借銭解にあらわれる「在板屋二間」等は「在物」の「物」が省略された表現と理解できるし、また家地の売券等 (例えば、宝亀3年8月11日大宅朝臣船人牒『大日古』 6－389) に記された「在物」は明かにその土地に「在」る「物」との意味である。

(註29) ただし、丈部浜足の場合を除いて、他の例では宅地とともに入質された建物がそこに存在した全建物であった可能性は十分にある。

(註30) 例えば、奈良国立文化財研究所『唐招提寺史料』第一　1971　所収の唐招提寺文書天之巻第一号文書。

(註31) 鬼頭清明「平城京の発掘調査の現状と保存問題」(『歴史評論』346　1979)

(註32) 註30参照。

(註33) 註20黒崎論文。

(註34) 註20報告書、奈良国立文化財研究所編『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982等

4　年輪年代法による井戸枠の年代推定

遺跡から出土する木製品のなかで、年輪年代法による年代測定の可能な試料には柱根、曲物、折敷、井戸枠等がある。平城京左京九条三坊十坪の発掘調査によって検出したＳＥ3615には、遺存状態の良好な井戸枠が７段残存していた。このなかから３点を選定し、年代測定を行なうこととした。

試料と方法

試料３点の樹種はヒノキであり、このうちの１点はきわめて珍らしいことであるが一部に樹皮が残存していた。年輪幅の計測は、板材の木に面をカッターナイフで測定部分を薄く削った後、年輪読取器で読みとり、コンピュータに入力した。年輪変動パターンの照合は、Ｂ.Ｃ.37年～Ａ.Ｄ.1984年までのヒノキの標準年輪変動パターンを基準とし、３点の年輪変動パターンをそれぞれ試料年輪変動パターンとしてコンピュータと目視とで重複位置の検討を行なった。

結果と考察

３点をそれぞれＡ．Ｂ．Ｃとすると、年輪数は130、160、154年を数えた。このうち樹皮が残存していた板材は、Ｃである。まづ、コンピュータで標準年輪変動パターンと３点の試料年輪変動パターンとの相関を求めた結果、Ａは標準年輪変動パターンのＡ.Ｄ.479年～608年、ＢはＡ.Ｄ.468年～627年、Ｃは568年～721年の間で最も高い相関を示した。つぎに、相互の年輪変動パターングラフを透視台に重ねあわせておき、両者の重複位置を検討した結果、３点ともコンピュータで検出した年代位置で合致していることを確認した。よって、３点のうちＣが最も新しい年代を示し、その伐採年代はＡ.Ｄ.721年である。このように、樹皮が残存している試料であれば、その材の正確な伐採年代を決定できる。ただし、最終形式年輪のなかの夏材部の形成状況によっては測定年代に１年の誤差が生じる場合がある。１生長輪のなかの木材組織を細かくみると、大型で薄膜の仮道管からなる春材部と、小型で厚膜の仮道管からなる夏材部とで構成されている。春材部は春から夏にかけて、夏材部は夏から秋にかけて形成される。したがって、試料の最終形成年輪が春材部のみからなっていて、夏材部がまだ形成されていないものについては、伐採時期を夏期と特定し、試料材の伐採年代にあてることができる。また、春材部につづく夏材部がわずかでも形成されておれば、その伐採時期を夏から秋にかけてと推定できる。しかし、最終形成年輪の春材部と夏材部との１組がすでに形成されている場合は、その伐採時期がほぼ11月頃から４月頃までの暦年の２年にまたがった時期が想定され、伐採年代はこの２年間のいずれか特定しがたい。今回の場合、Ｃの最終形成年輪（Ａ.Ｄ.721年）についてみると、春材部とこれにつづく夏材部の仮道管が２ないし３列形成されているものの、明瞭な年輪界を形成するにいたっていない。したがって、この板材の伐採年代はＡ.Ｄ.721年と特定できる。よってＳＥ3615の作られた年代は、Ａ.Ｄ.721年以後と推察される。

5　結語

本文中に詳述したように、今回の平城京左京九条三坊十坪の調査では、小規模宅地の変遷の様子が明らかとなった。ここでは調査成果全体のまとめと問題点を指摘しておきたい。

十坪東半部にあたる今調査地での宅地変遷は、奈良時代については大きく４つの時期変遷がみられた。第１に宅地割を中心にみると、Ⅰ期は、区画施設が小規模な東西塀一条しか検出していないため、調査地全体の宅地分割を明確にするには至っていないが、少くとも一区画については1/16町宅地と推測される。Ⅱ期は確実な1/16町宅地が２区画は確認でき、２行８門制による宅地分割が行われていた可能性が高い。Ⅲ期は、Ⅱ期の区画割を踏襲しつつも鍵の手に曲る道路によって分割されたさらに細かい1/32町宅地がつくられている。Ⅳ期は宅地内の建て替えにとどまり、区画はⅢ期をそのまま踏襲している。

以上のような宅地割の変遷からは、宅地が細分されて小規模化されていく傾向が端的に示されている。同時に、Ⅰ期ではそれ程顕著ではない1/16町宅地が、Ⅱ期では一般化していることや、1/32町宅地の場合でも鍵の手道路が示すように当初からこの区画で全体が計画的に区分されていたのではなく、より大きな宅地の一部分を区分したと考えられること、などから実態が先行していく様子をうかがうことができる。おそらく平安京において定着する４行８門制の1/32町宅地は、すでに奈良時代において実態としては各所にみられたのであろう。

第２には、各時期の年代の問題がある。遺構の全体的な年代観は、土器の年代からみるとおおよそⅠ期が奈良時代前半、Ⅱ期が奈良時代中頃、Ⅲ期が奈良時代後半、Ⅳ期が奈良時代末と考えることができる。そうすると1/16町宅地がこれまでの事例よりも古い奈良時代前半に遡る可能性がでてきた。また、Ⅰ期に伴う土器が前半でも古い時期のものであることをみると、平城京造営当初まで遡るのは困難であるとしても、比較的早い時期にこのあたりの宅地が形成されていたとも言える。

ちなみにⅡ期の遺構のうち、ＳＥ3615の側板の伐採年代が、Ⅴ－４で述べたように年輪年代測定法によって721年と与えられた。このことは、井戸の時期が721年以後であることを示していてそれ以上の年代を限定できるわけではないが、もし伐採後まもなく井戸に使用されたとすれば土器の編年観とは合わない。検討課題としておきたい。

第３に、宅地分割の基準のとり方の問題がある。Ⅴ－１で詳述しているように、大路･小路の道路心、すなわち平城京の計画線を基準にとると、今回の場合、宅地の区画施設と考えている道路、塀、溝の遺構が分割線上に正確に位置していない例が殆んどである。一方、宅地自体の実長と宅地面積については、計画寸法から求めた数値に近似する場合が多いが、そうでない場合もある。

こういったことは、左京八条三坊九坪などでも同様のことが指摘できる。従来は、近似値をもって何分の１町宅地と考える傾向があった。本書でも基本的には同じ視点で解釈し

ている。しかし、計画寸法との整合性の有無は、それが宅地の規模の大小に関連するのかどうか、あるいは宅地内施設と宅地区画施設の違いに関連するのかどうか、さらには宅地分割の実施にあたっての官の関与の仕方に関連したものであるのか、など重要な問題を含んでおり、今後新たに検討すべき課題の１つである。

第４は、建物規模、配置と宅地内の利用状況の問題である。

建物規模については、大半が桁行３間、梁行３間の大きさで、柱間寸法も５尺～７尺程度の小規模なものが多い。1/16町以上の宅地の場合は、未調査地の東側に主屋の存在する可能性があるが、左京八条三坊九坪でも桁行５間の建物を主屋としている宅地は1/8町以上の宅地に限られている点が注目される。1/32町宅地の場合、敷地面積からみて、検出したもの以外に大規模な建物の存在は考え難い。月借銭解にみられる写経生クラスの建物規模はこの程度とみるべきであろう。

建物の棟数についても1/32町宅地ではⅢ期の宅地が２棟、Ⅳ期の宅地が３棟である。月借銭解の解釈の問題はあるとしても敷地規模からみてこれ以上の棟数は考えにくい。しかし1/16町宅地では５～６棟が建つ可能性もあろう。

建物構成で注目されるのは、1/16町宅地に存在する総柱建物である。桁行・梁行とも２間の小規模なものであり、どの程度の倉庫と解すべきかむずかしいが、これまで事例として知られていないだけに宅地内の建物構成を知る上で重要であろう。

最後に宅地内の利用状況をみておこう。宅地の出入口は、1/32町宅地がＳＦ3705に門を開いているほかは不明であるが、西が堀河であるという敷地の制約から、1/16町以上の宅地は東の南北小路に門が開いていたものと推測される。

次に井戸はどうであろうか。京内の宅地は一般的に宅地毎の井戸が確認されているので、井戸のない宅地については東側の未調査地で考えざるを得ない。左京八条坊九坪でも東の入口を入ったところに井戸を設けているので、井戸の配置については地下水脈との関係で決められたものと考えられる。1/32町宅地は逆に西の堀河寄りに置かれたのであろうか。

建物配置は、Ⅱ区北半の宅地では1/16町以上の宅地の場合でも建物の集中している様子がみられるが、南半の宅地は棟数も少なく空閑地が目立つ。東側未調査地の様子が解明されていないので、各宅地毎に全体の配置をみることはできないが、左京八条三坊九坪の例では、入口に近い東側に建物が集中している。とすれば、Ⅱ区北半の宅地については、全体的に建物が配置されていたものと考えられるし、南半の宅地については西側を空閑地として、菜園等に利用していた可能性が考えられる。宅地内の敷地利用と建物配置の多様性をうかがわせる。

以上判明した遺構を中心にその成果と問題点を列挙してきたが、いずれにしても小規模宅地の例はまだそれ程多いとは言い難い。わずかな事例で、これだけ多くの問題点の指摘できることを考えれば、今後とも一層の調査例の増加が俟たれるところである。

図　版

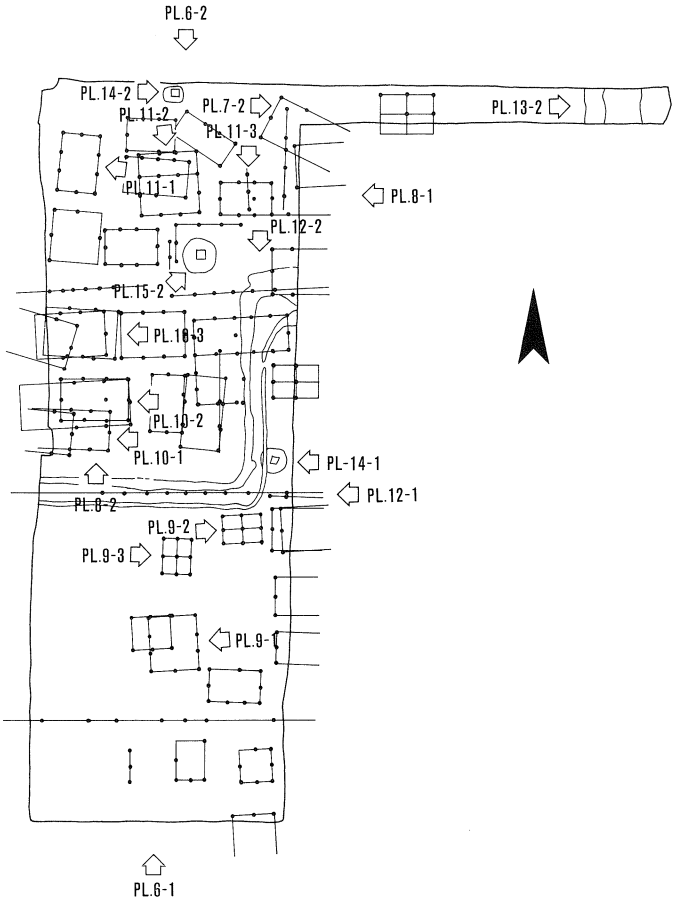
PL.6-2
PL.14-2
PL.7-2
PL.11-2
PL.11-3
PL.13-2
PL.11-1
PL.8-1
PL.12-2
PL.15-2
PL.10-3
PL.10-2
PL.10-1
PL-14-1
PL.12-1
PL.6-2
PL.9-2
PL.9-3
PL.9-1
PL.6-1

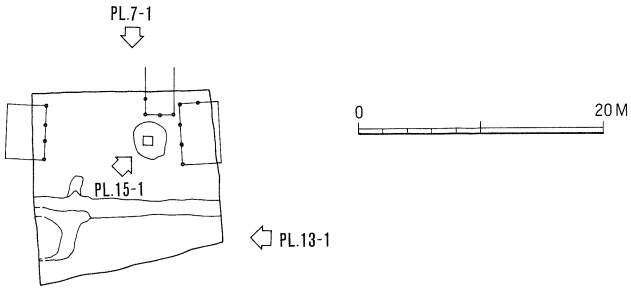
PL.7-1
0
20M
PL.15-1
PL.13-1

調査地全景 北から

$\frac{1}{32}$町宅地（Ⅱ区）東から

PL.2　調査地周辺航空写真Ⅰ

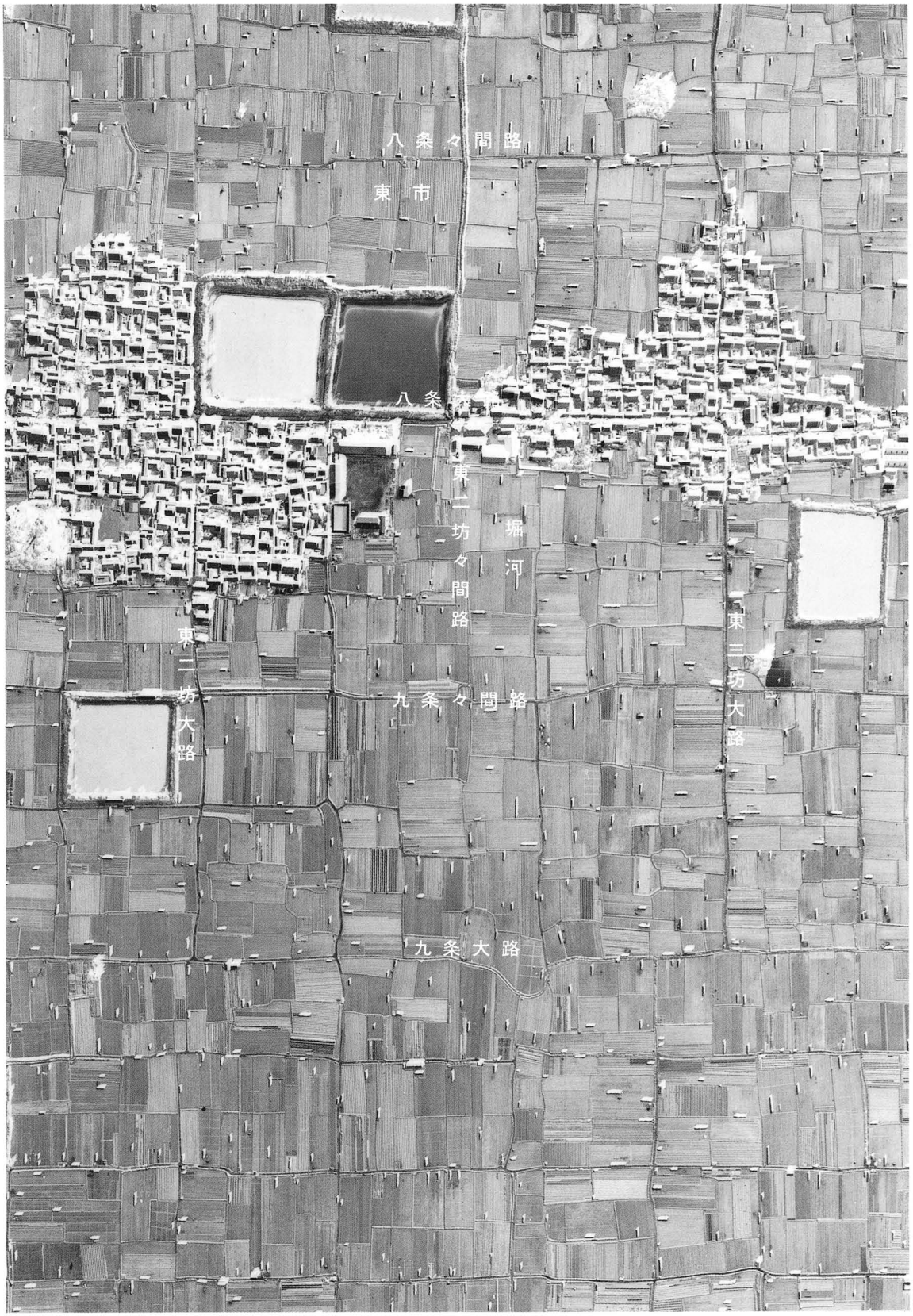

昭和37年撮影 1：6000

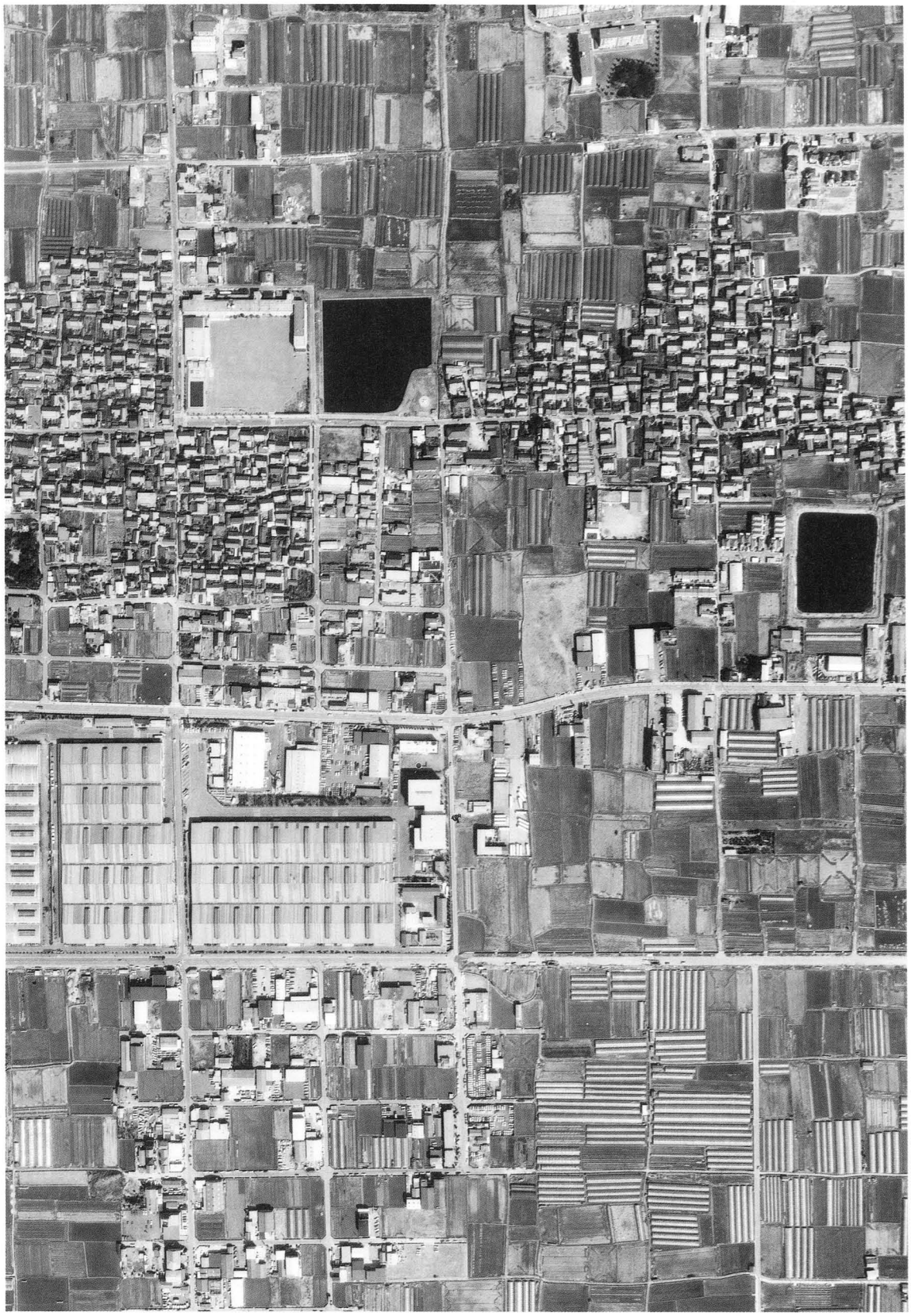

昭和59年奈良市撮影 1：6000

PL.4　II区北半部航空写真

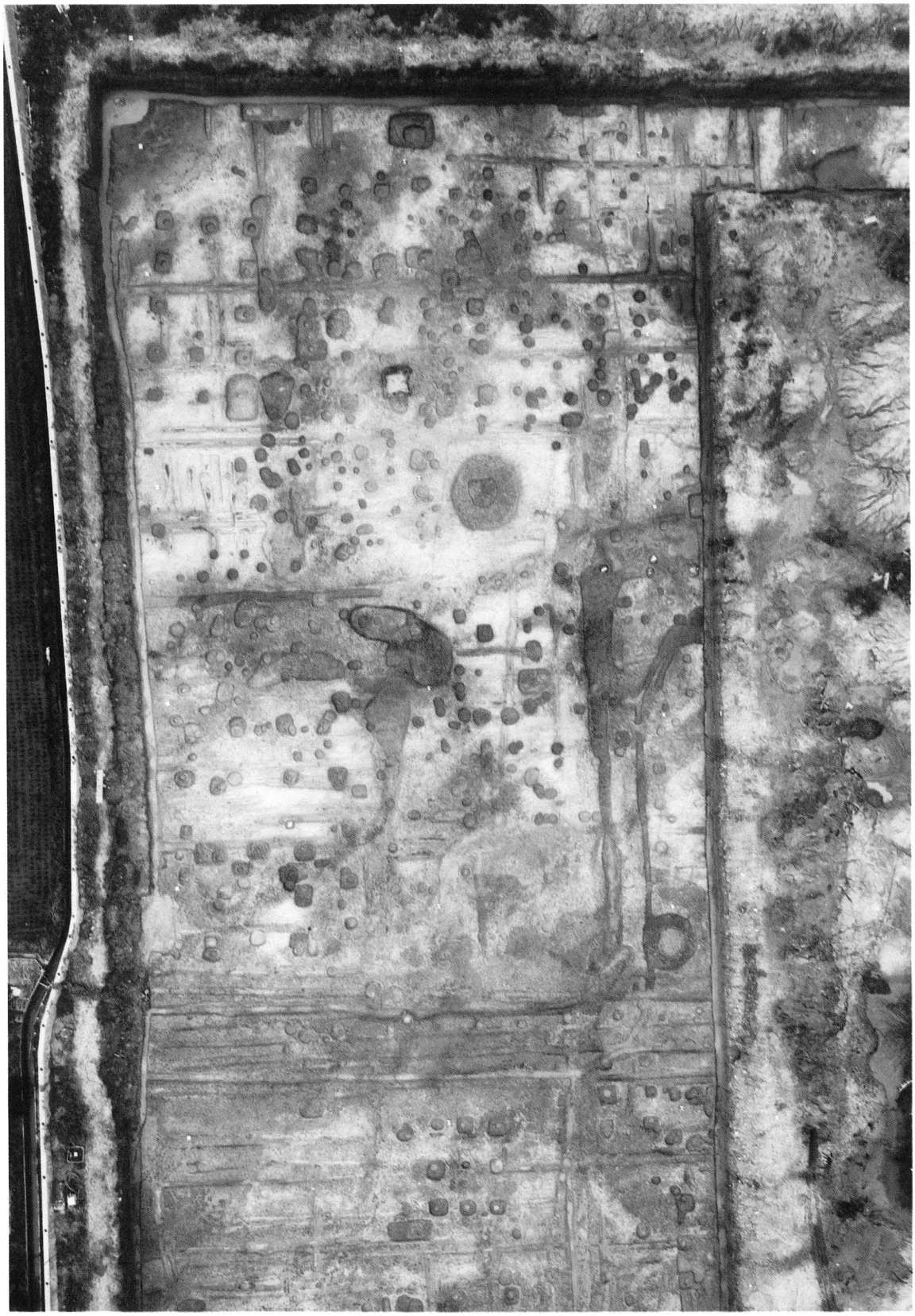

1：250

PL.5　II区南半部航空写真

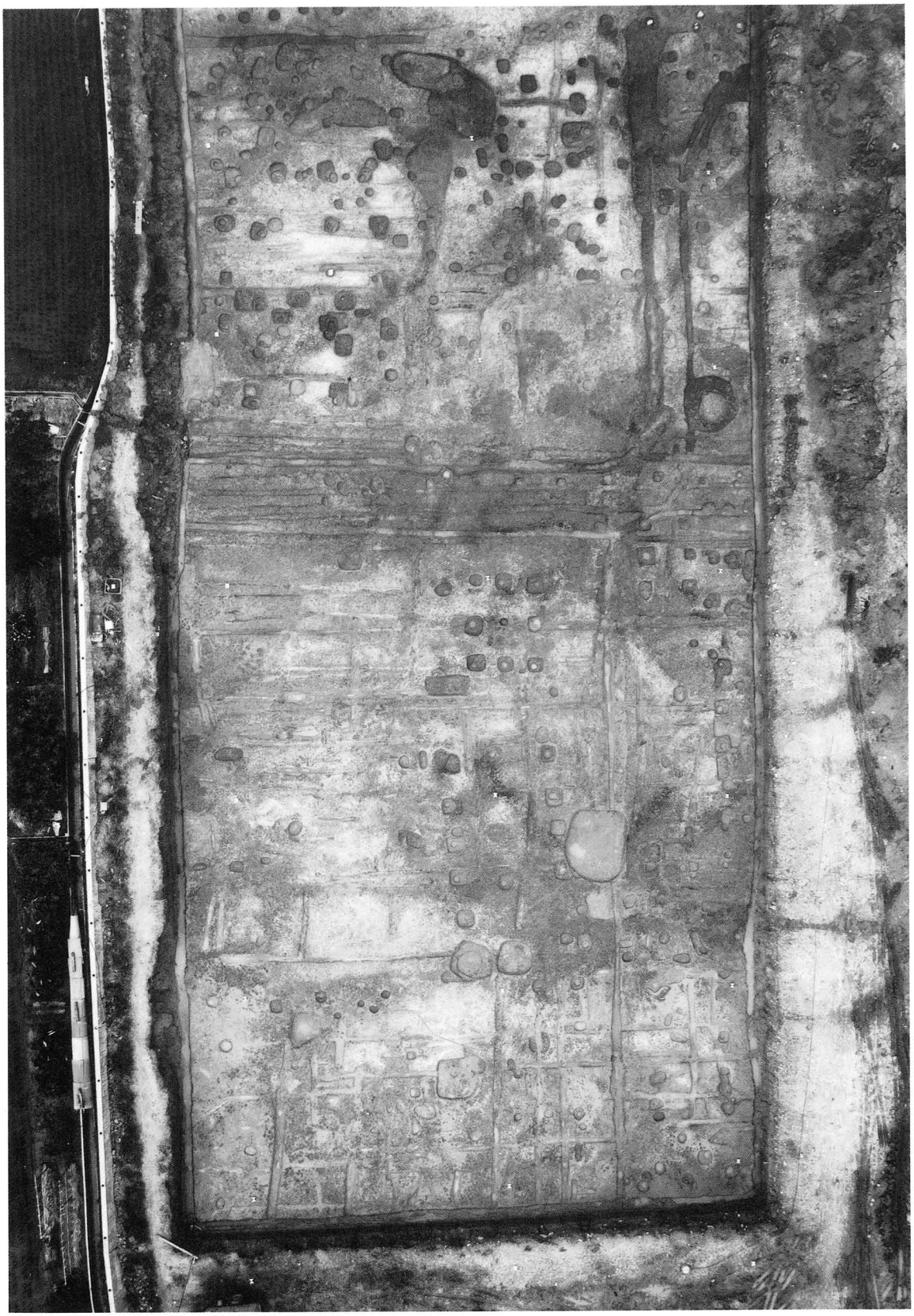

1：250

PL.6　II区全景

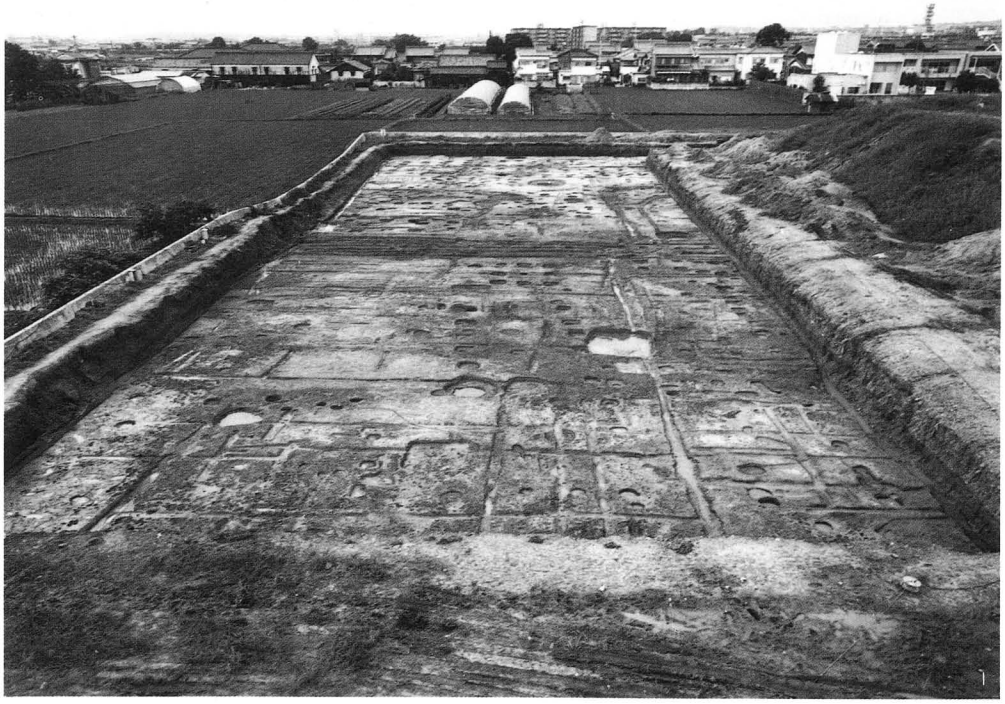

南から

北から

Ⅰ区 北から

Ⅲ区 西から

PL.8　II区北半部遺構

東から

南から

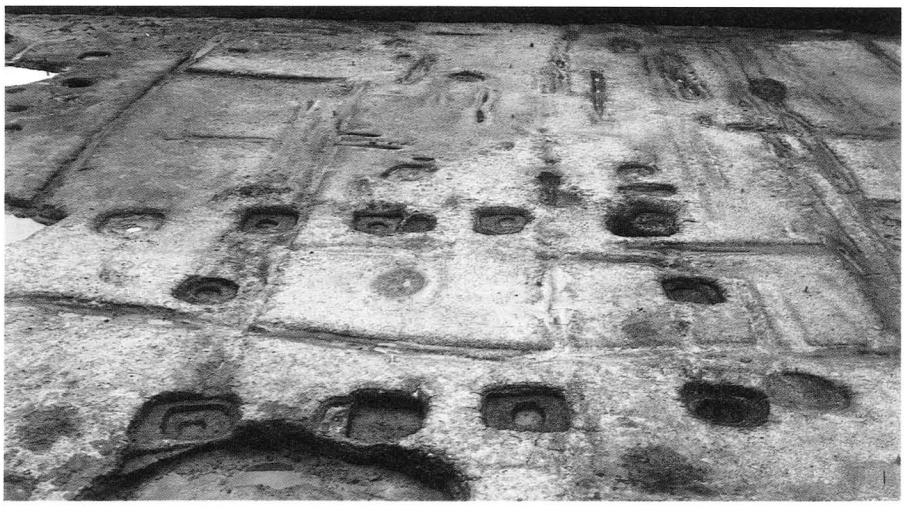

SB3670・3722 東から

SB3668・3669・3680 西から

SB3675・3680 西から

PL.10　建物II

SB3737・3738 東から

SB3739・3740 東から

SB3752・3845 東から

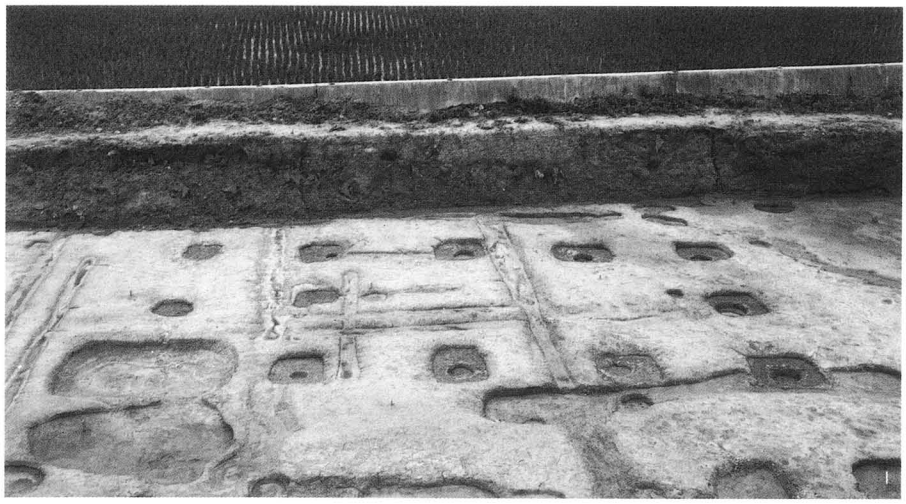

SB3761 東から

SB3760・3851 北から

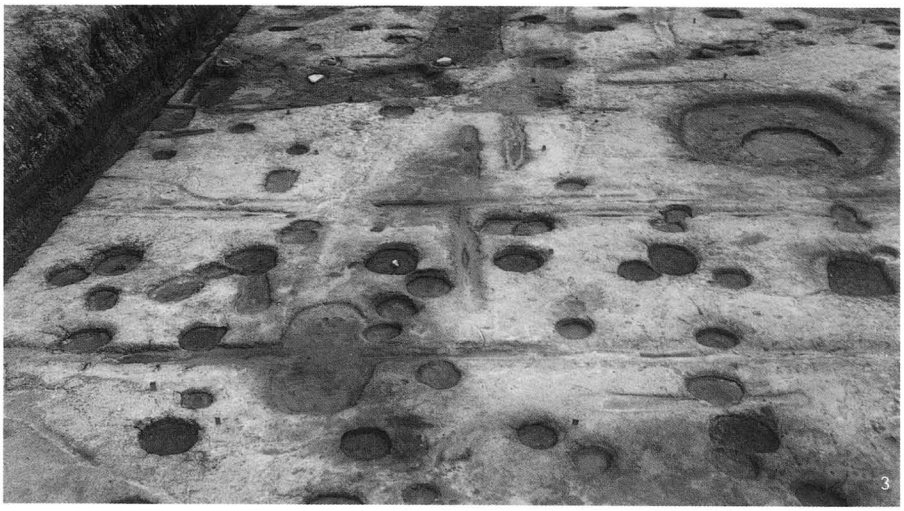

SB3763 北から

PL.12　塀・坪内道路

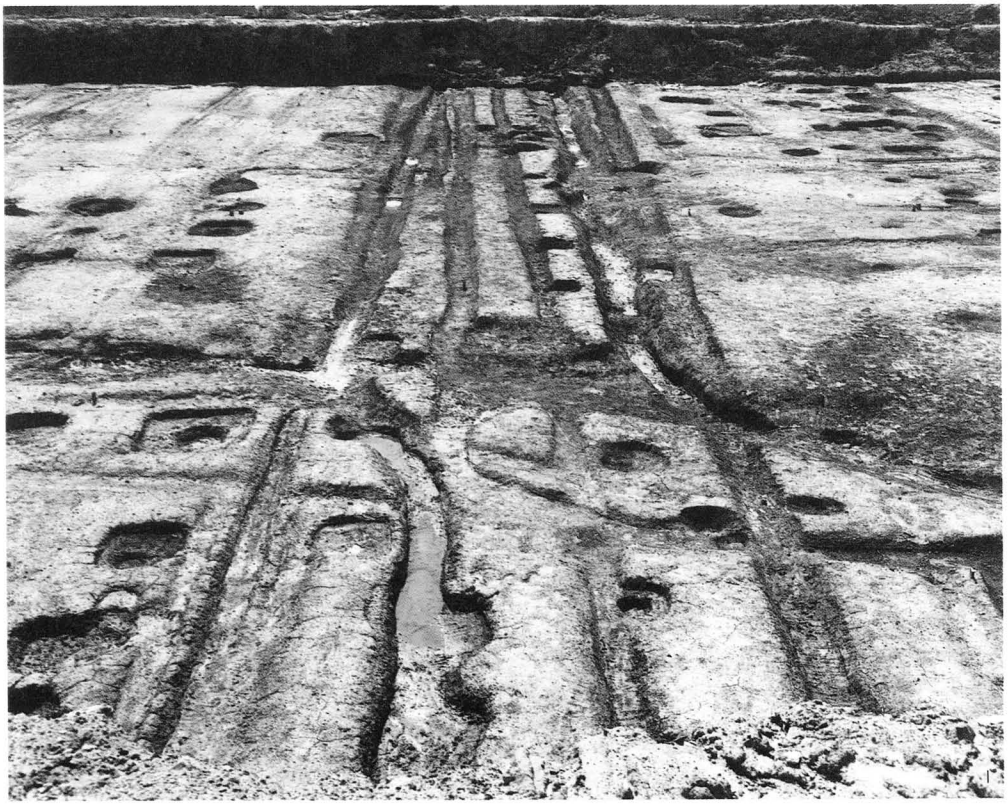

SA3730・SF3700 東から

SF3705・3710 北から

九条条間路ＳＦ2351　東から

十・十五坪坪境小路ＳＦ3800　西から

PL.14　井戸Ⅰ

SE3720 東から

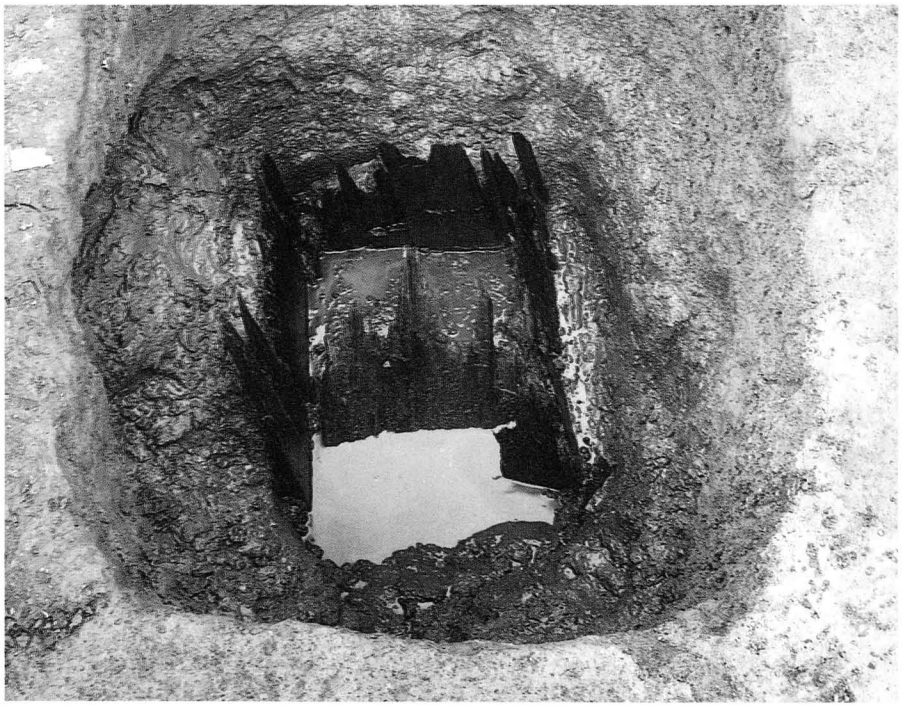

SE3765 西から

SE3615 東南から

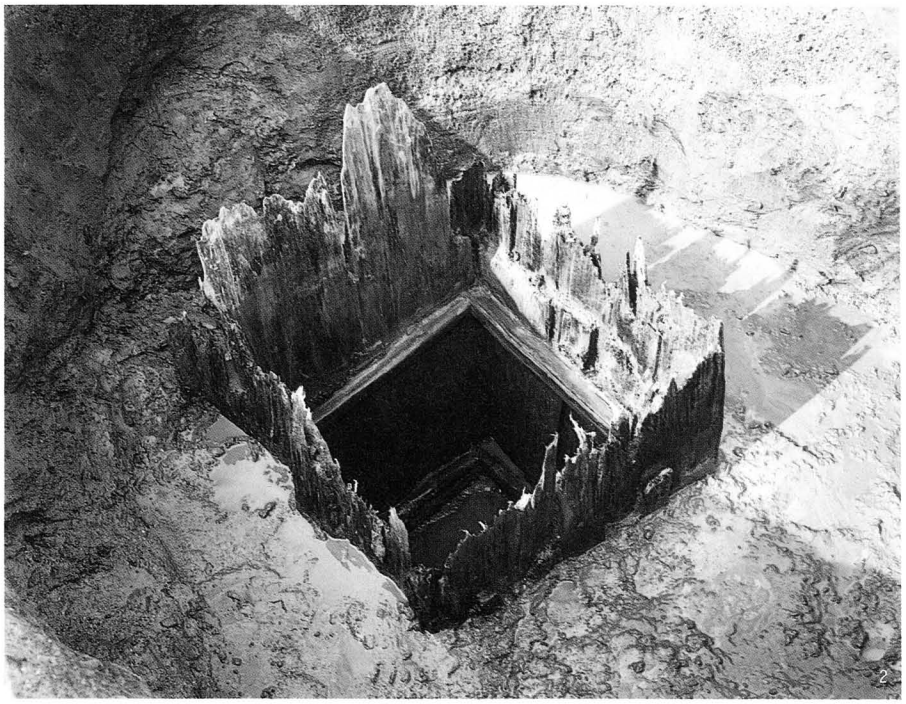

SE3755 東南から

PL.16　土器Ⅰ

1

2

1.SD2352出土土器　　2.SE3615出土土器

1

2

3

1.SE3755出土土器　2.SE3720・3675出土土器　3.SK3640出土土器

PL.18　土器Ⅲ（完形の壺）

1

3

4

2

5

6

7

6.は縮尺½、その他は⅓

5

1

2

6

7

3

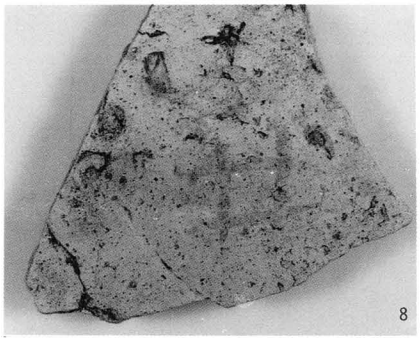
8

4

縮尺現寸大

PL.20　木製品 I

縮尺 ½(19のみ¼)

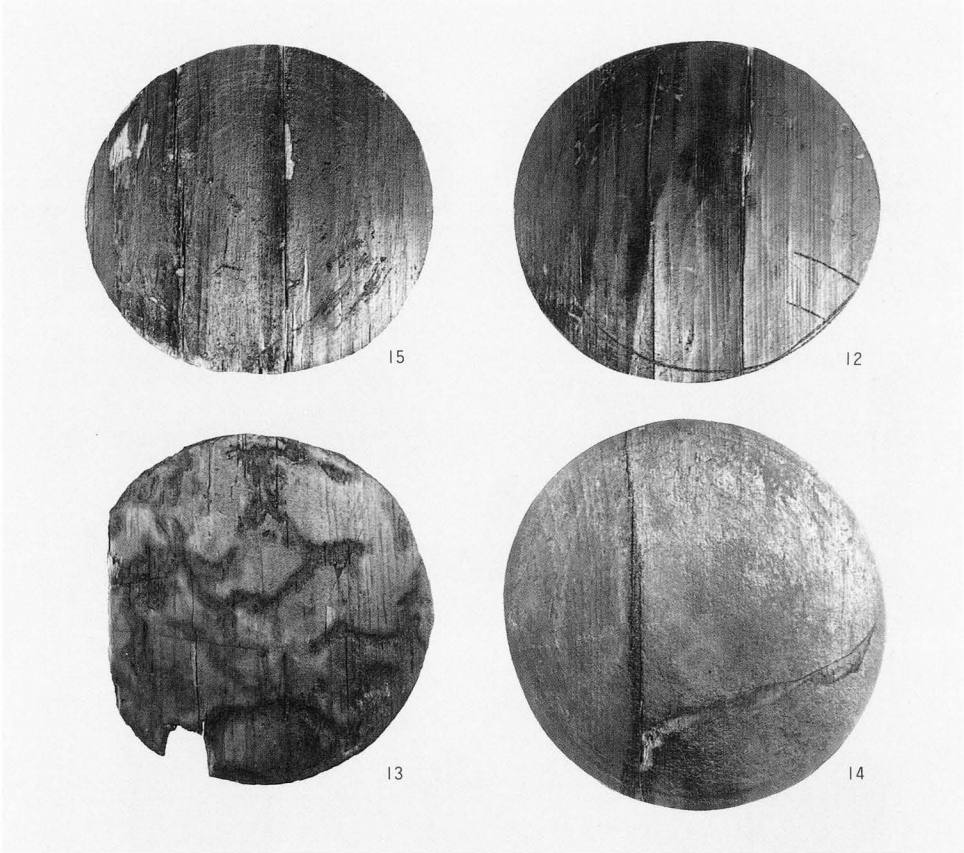

縮尺1/4

PL.22　金属製品・石製品・井戸枠

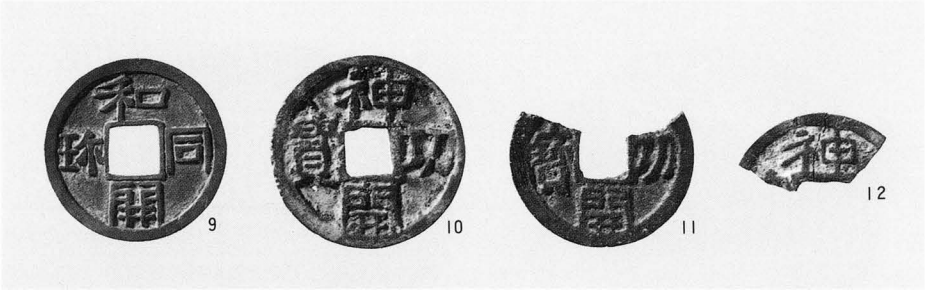

銅銭(1/1)

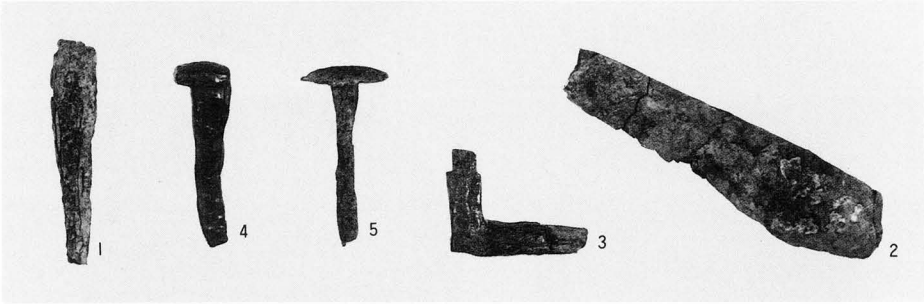

鉄製品(1/2)

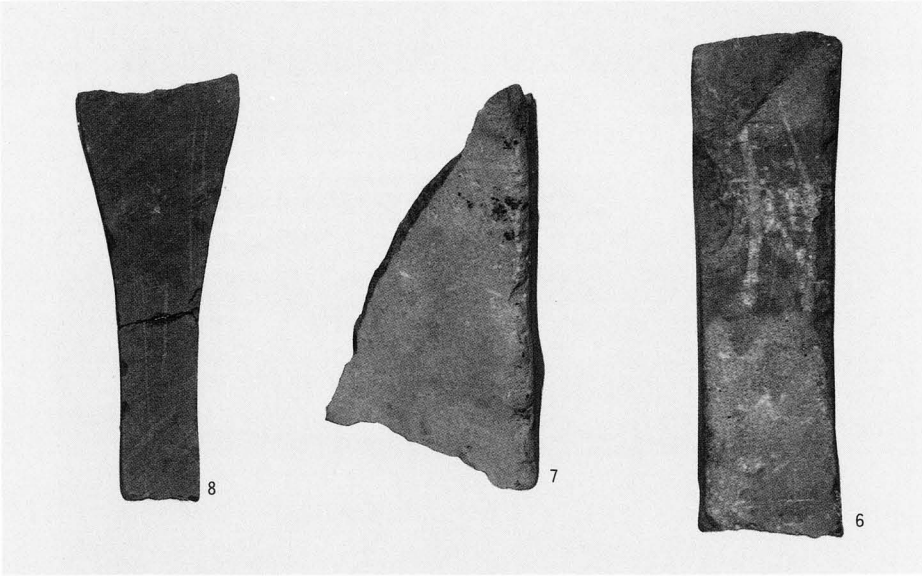

砥石(1/2)

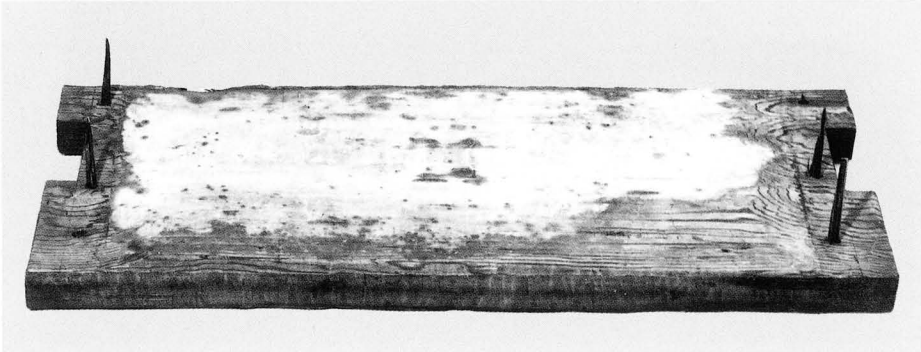

SE3615最下段横板

PL.23　平城京内小規模宅地を記す月借銭解（正倉院宝物）I

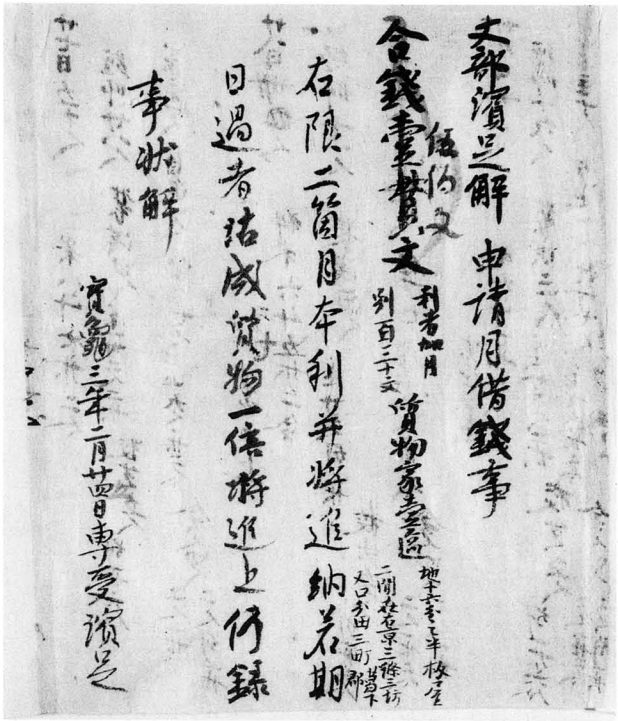

下：宝亀三年二月廿四日丈部浜足解
上：宝亀三年十一月廿七日丈部浜足解

PL.24　平城京内小規模宅地を記す月借銭解（正倉院宝物）II

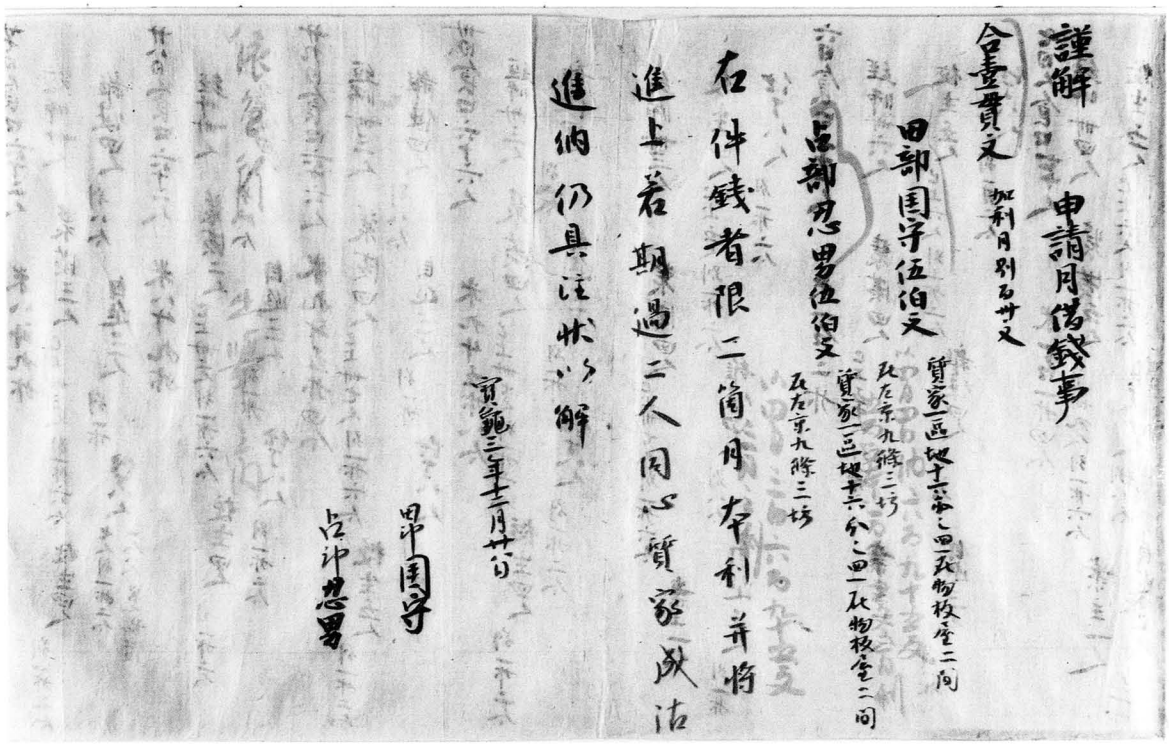

謹解　申請月借銭事

合壹貫文　利百別廿文

田部国守伍佰文　質家一区地十六分之四在物板屋二間　在左京九條三坊

占部忍男伍佰文　質家一区地十六分之四在物板屋二間　在左京九條三坊

右件銭者限二箇月本利并將

進上若期過二人同心質家成法

進納仍具注状以解

宝龜三年十二月廿六日

田部国守

占部忍男

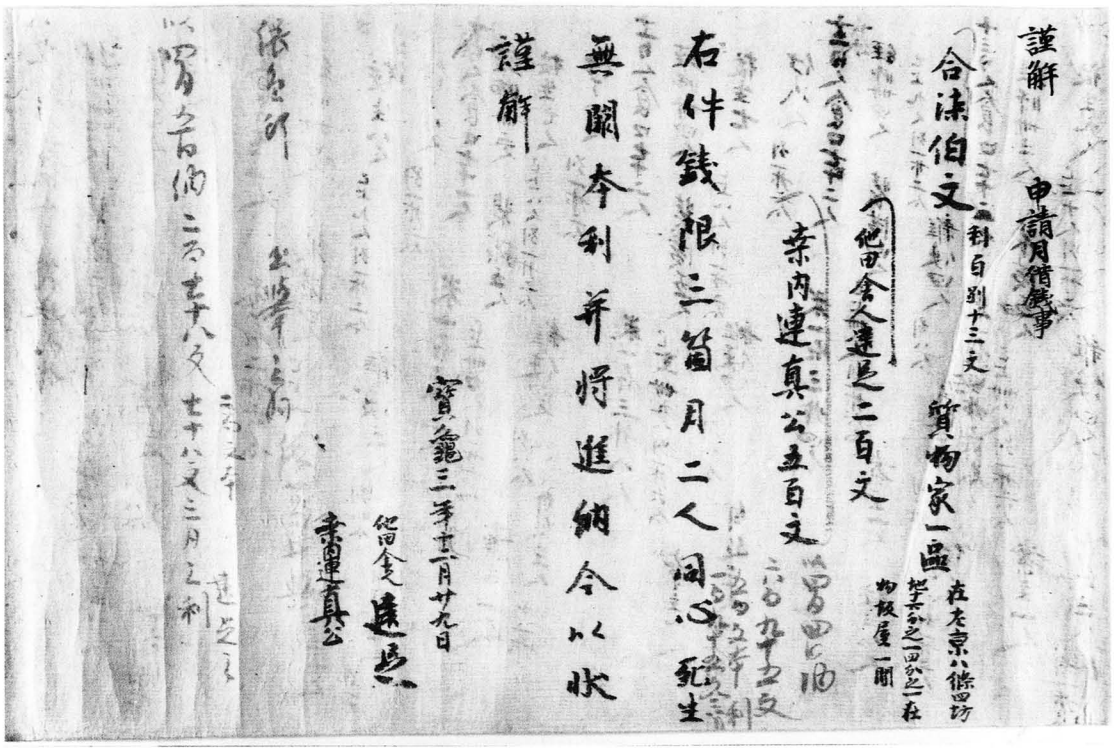

謹解　申請月借銭事

合陸伯文　利百別十三文

他田舎人連長二百文

奈良内連真公五百文

質物家一區　在左京八條四坊　地十六分之一四分之一在物板屋一間

右件銭限三箇月二人同心死生

無闕本利并將進納合以状

謹解

宝龜三年十二月廿九日

他田舎人連長

奈良内連真公

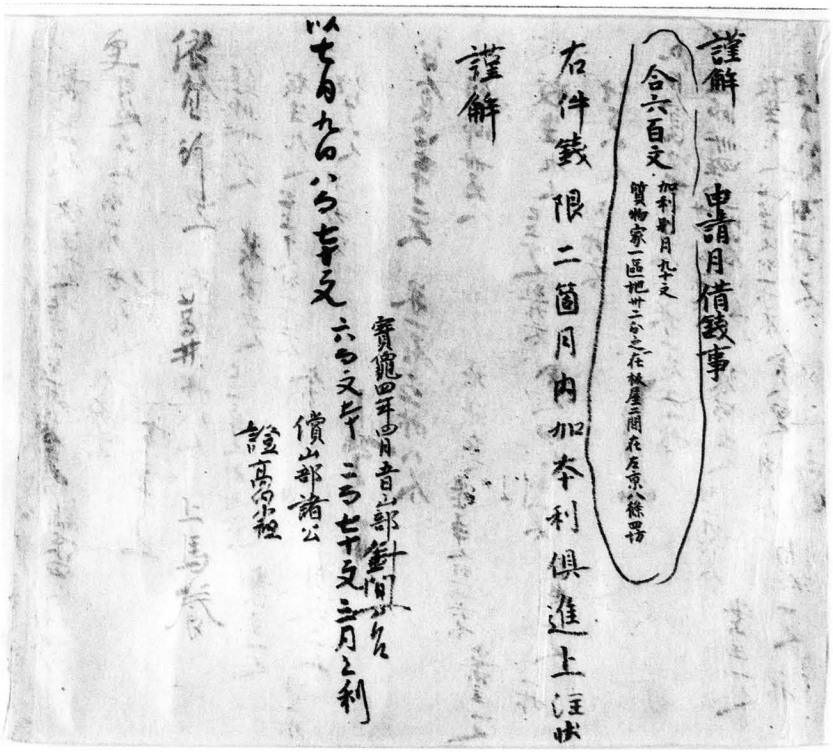

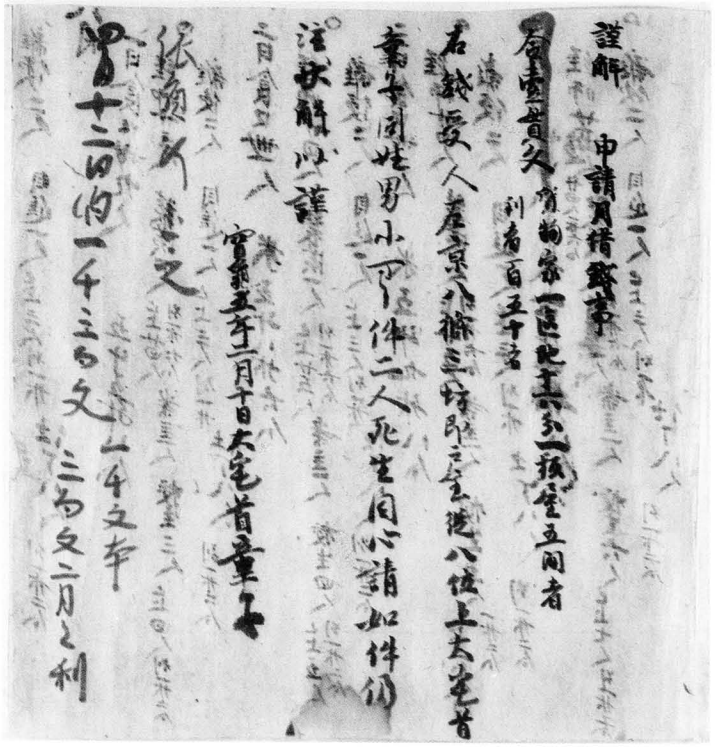

右下：宝亀五年二月十日大宅首童子解
右上：宝亀四年四月五日山部針間万呂解
左下：宝亀三年十二月廿九日他田舎人建足・桑田連真公解
左上：宝亀三年十二月廿八日田部国守・占部忍男解

平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告

1986年３月25日　印刷
1986年３月31日　発行

編　　集　奈良国立文化財研究所
奈良市二条町2丁目9番1号

発　　行　奈良県教育委員会
奈良市登大路町

印　　刷　関西プロセス
京都市右京区山ノ内山ノ下町13
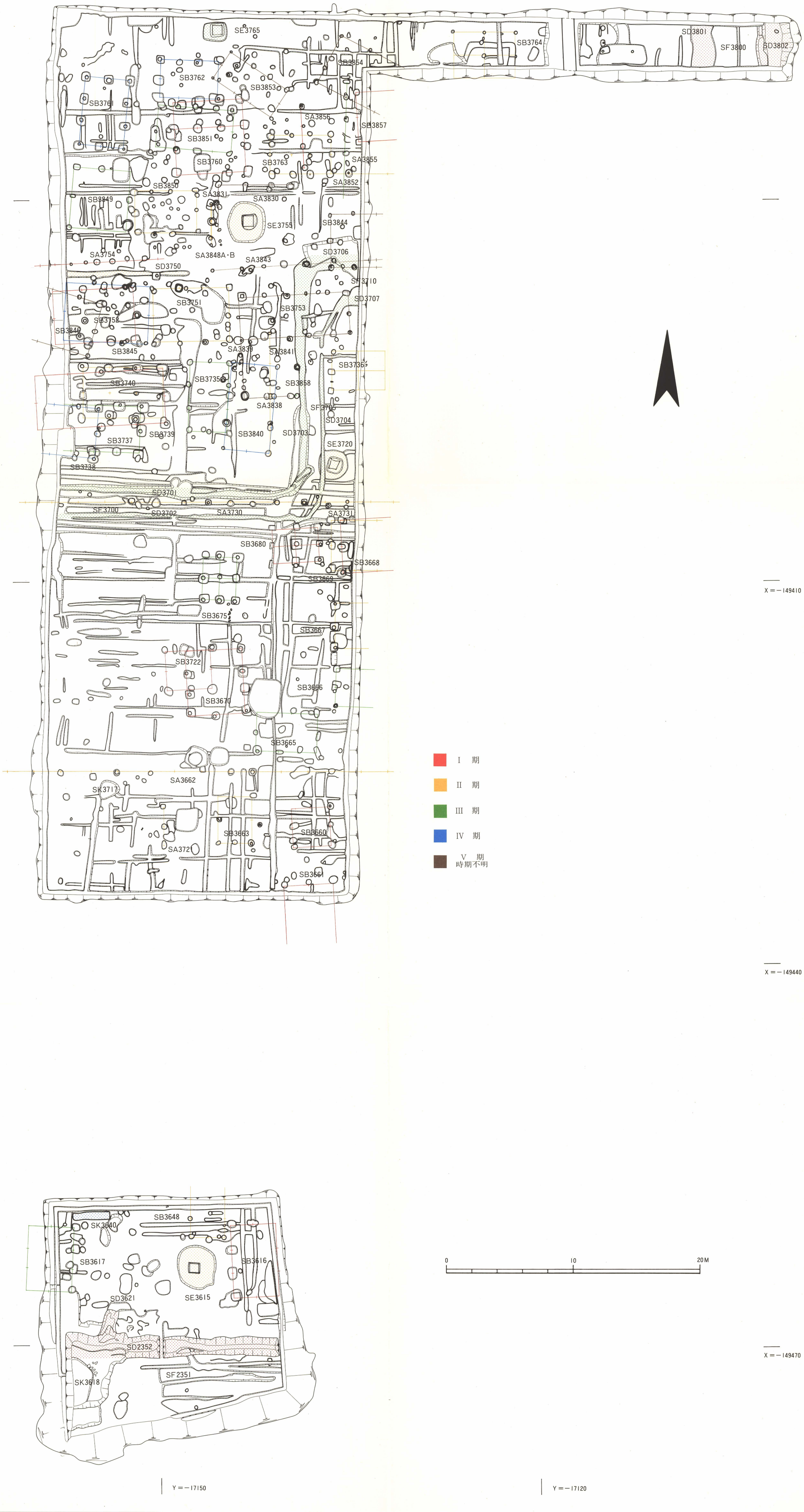
平城京左京九条三坊十坪遺構実測図　1：200